

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
大阪青山大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 地域連携・地域貢献	87
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	108
エビデンス集（データ編）一覧	108
エビデンス集（資料編）一覧	108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人大阪青山学園は昭和 42(1967)年 1 月に設置認可を受け、同年 4 月に高等教育機関として大阪青山女子短期大学を開設した。創始者の塩川利員初代理事長の主唱により制定された学園の建学の精神は、「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」である。また、学園の教育理念として「高い知性と学識、品位ある振る舞い、豊かな情操を兼ね備えた人材として社会に送り出す」ことを掲げている。

この建学の精神、教育理念には、塩川利員の 20 年に亘る青少年教育への熱い思いが込められている。戦後間もなく戦地から帰国してきた塩川は、混沌とした社会にあつて「再生日本を興す原動力は人づくりが根本、との信念から、昭和 21(1946)年独力で財団法人箕面学園（後、昭和 26(1951)年に現在の学校法人箕面学園に組織移行）を創立し、高等女学校として子女の中等教育に着手した。その後昭和 28(1953)年には、幼稚園教員養成所を設置して、教育を通じてわが国復興の先駆者たるべく心血を注いだのであった。

このように戦後間もなくからの 20 年間、幼児教育・中等教育に傾注する中で塩川利員は、経済の高度成長や急速な伸展に伴って、「ものゝを重視する価値観が瀰漫し、「心の教育、が等閑視される傾向を目の当たりにすることになる。そして、婦女子の高等教育が今後のわが国の発展に不可欠との強い思いが、昭和 42(1967)年学校法人大阪青山学園の設立、大阪青山女子短期大学の開設へと塩川利員を駆り立てることになったのであった。今こそ「情操豊かな教育を施し豊かな教養と高い品性及び良識を有し、進んで明日の社会に貢献する青年を育成する、ことに一意専心することが緊要である、との確信に基づいた行動であった。

冒頭に掲げた本学園の建学の精神、教育理念の背景には、塩川利員のこのような熱き思いが込められている。その後、大阪青山短期大学へと校名変更し、既設の幼児教育科および栄養士課程に加え、国文科や英文科を設置するなどこれまでに 20,000 人を超える卒業生を社会に送り出してきた。

こうした変遷を経て、平成 17(2005)年に大阪青山大学は開設された。塩川利員の陣頭指揮のもと、上述の短期大学生活科学科食物栄養専攻（栄養士養成課程）を発展的に廃止し、健康科学部健康栄養学科の一学部一学科体制で、塩川和子学長を中心に時代のニーズに即した管理栄養士養成課程を開始した。その開設に当たっては、自然な流れとして冒頭に掲げた建学の精神および教育理念が踏襲された。「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」という精神は、4 年間の学部教育を遂行する上でも十分に価値ある基本理念たり得るとの判断があったからである。そして平成 20(2008)年には、本学健康科学部設置の時から構想であった健康こども学科が併設されることになり、健康科学部を 2 学科構成とした。

健康こども学科はその中核に「健康こども学」（子どもの健やかな成長・発達に関する学際的研究）を置きつつ、幼稚園教諭・保育士養成更には開設 3 年目からは小学校教諭課程を開設し、保育・教育者養成を中心とした学科の教育を展開してきた。その人材養成の側面をより大きく社会に向けて発信したいとの考えから平成 25(2013)年度より学科名を「子ども教育学科」とした（名称変更）。

更に、健康科学の観点から時代のニーズに一層応えることが本学園の使命と考え、健康科学部の中に看護師の養成課程を新設することを構想し、平成 27(2015)年 4 月、健康科学部看護学科を開設した。

また、健康科学部子ども教育学科については、保育・幼児教育と小学校教育の連携がより求められている時代の流れに対応するため、令和 4(2022)年 4 月、子ども教育学部子ども教育学科に改組し、令和 6(2024)年度からは特別支援学校教諭養成課程を新たに設けた。令和 5(2023)年度に、介護福祉別科を設置したのに続き、令和 6(2024)年度には、看護学科を看護学部へ改組し、3 学部 3 学科体制をスタートさせた。

この間、従前からの建学の精神と教育理念の表現には一部の文言に重複があり、広く学内外に周知するにはやや煩雑であるとの声が上がリ、平成 21(2009)年から大学自己点検評価委員会を中心に、教授会および理事会で検討を重ねた結果、これら二つを合体一本化し、平成 23(2011)年度からの建学の精神は「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という新たな表現を用いることとなった。この建学の精神の表現は、従前の建学の精神と教育理念を融合合体したもので、その意図するところは両者同じものであり、今日まで本学の基本的な存立の理念として学内外に提示し続けているものである。

2. 使命・目的

「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神と、大学設置時の基本理念を踏まえて、平成 23(2011)年度から本学の使命を「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する。」とした。またこの使命を受け、本学の目的を「高い志をもって努力する専門的職業人を育成することを目的とする。」と定めた。しかしながら、4 年間の教育課程を通じた専門的職業人の養成には教養教育という「横軸」も大いに重要である。むしろ、大学として大きな目的を掲げるとすれば、学術の面における探究活動を通じて得た知見を広く社会に還元することを一方に据え、教養教育を中心とする全人教育を施すことであるべきだ、と考えるに至った。

それを明確に表現するという形に改めて構築したのが現在の本学の「目的」である。すなわち「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」(学則第 1 条)である。

ここには、本学が目指す 21 世紀型全人教育・市民教育の一つの軸として「わが国の伝統文化への理解」を表現している。グローバル化がますます進む昨今の時代状況下にこそ自国の歴史・文化をよりよく理解、尊重し、また自身の価値観の源泉をそこに見出すことに大きな意義があるからである。本学は平成 11(1999)年 4 月に大阪青山歴史文学博物館を北摂キャンパスに開館し、本学の使命とする「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨く」全人教育に資するとともに地域社会に対する日本文化の啓発普及活動にも取り組んできており、この姿勢は本学の教育推進のなかで開学以来一貫して保ち続けている要素だといえる。

また、「教育目標」については、本学におけるすべての教育活動及び学術研究活動は、使命・目的を達成するために遂行するものとし、次のような人材を育成することを教育目標

と定めている。「自分の進路に自信と誇りをもって臨む人・優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人・日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人・倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人・グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人」というわかりやすい目標像を掲げ、学生に教育理念の浸透を図っている。

以上の「大学の目的」および「教育目標」のもとに、学部及び学科の目的を定めている（学則第6条第2項）。この各学部・学科それぞれの条文は、学術研究上の目的と人材養成上の目的が一項ずつ明解に表現されたものである。

3. 大学の個性・特色

○専門的職業人養成上の特色

本学は、健康科学部健康栄養学科と子ども教育学部子ども教育学科、ならびに看護学部看護学科の3学部3学科を設置している小規模大学であるが、その人材養成の目指すところは前項に述べたように「専門的職業人を育成する」ことである。すなわち、健康栄養学科は管理栄養士養成施設としての指定を受けて、管理栄養士という専門的職業人の養成を目的としている。また、子ども教育学科は、子どもの心と身体の健康とその成長に寄与できる保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の専門的職業人を養成することをその目的としている。また、看護学科は「疾病の予防や疾病からの回復に貢献する分野を包含すること」による看護職という専門的職業人を養成する学科である。

○栄養士・管理栄養士養成上の特色

まず入学前の教育（補習・準備教育）を充実させている。12月時点で入学が確定している学生に対して、その時期にガイダンスを実施し、管理栄養士を目指すための動機付けを行うとともに、同資格の取得に不可欠となる基礎教科の能力アップを図るため、通信教育方式による化学・生物及び数的処理（初歩的な数学）の課題学修を実施している。また、入学後1年次の1年間を通じて、化学と有機化学の授業を実施している。

1年次後期には、導入期の動機付け教育・キャリア教育の一環として、社会のさまざまな分野で活躍している複数の管理栄養士の方々を招いて、業務の現状や学生時代に学んでおくべきことなどについて講義してもらうオムニバス形式の「管理栄養士入門」という授業を開講している。

外部との連携ではJリーグ「ガンバ大阪」と協定をむすび、ジュニアユース選手およびその保護者への栄養指導やJ1選手の意見を取入れた「ガンバ応援弁当」や栄養バランスに配慮したスープ等の開発販売、骨密度測定など（年2回、ホームゲーム開催時に実施）を学生の学びの一環として実施し、PBL（問題解決型学習）の実践として大きな成果をあげている。

その他にも、4年間を通じて調理学実習の授業を充実させ、実際に大量調理から販売、サービスまでを学内のレストランで実践するレストランシミュレーションを実習として行っていることは特徴の一つだといえる。学生には調理技術のみならず、仕入れ検品からサービス・片づけまでの一連の流れを学ぶことにより、現場実践力が身につくよう指導を行っている。

○保育者・初等教育者養成上の特色

初年次教育として、授業科目「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「子どもの健康と生活」「健康子ども学基礎ゼミナール」を開講し、保育者・教育者を目指して4年間の学びを推し進めていくための意識と基礎的な知識を高めるようそれぞれの科目構成となっている。これらはいずれも子ども教育学科の全専任教員が複数体制で担当しているもので、大学の学びへの移行教育、将来の進路選択に資する自己理解、2年次以降のコース履修に向けての職業意識の確立や、大学卒業後も含めた広い意味でのキャリア教育の意味合いを持つ授業科目である。このうち、「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「健康子ども学基礎ゼミナール」には、授業を補助し、初年次学生の相談・指導に当たる形で2年次以上の学生を参画させている。これらは「ピアリーダー制度」という名称で学科独自に組織化されており、参画する学生は指導者育成のための研修を受けて授業に臨んでいる。

また、保育者・教育者養成のために重要な外部での実習は2年次終了時から本格的に始まるが、その前にまず2年次9月の実習（観察中心の実習・5日間）を同一法人内の「大阪青山大学附属青山幼稚園」及び本学と関連のある「学校法人清和多田学園平野幼稚園」で行い、段階的に保育・教育現場での実践力を高めていく教育課程となっている。

○看護師養成上の特色

学部段階での看護教育は看護生涯学習の出発点にとらえ、卒業後の実務を通して成長していける資質能力、あるいは継続的な教育や研修をうける中で学び続ける力をもった看護専門職を養成するため、看護基礎教育を重視したカリキュラムを構築している。

また、教養教育の面では本物の美術・芸術・芸能に触れる文化的体験を通じて人間性を豊かにする科目として「上方まなび学」「伝統文化の世界」を配し、こちらも北摂キャンパスの大阪青山歴史文学博物館の見学はもちろんのこと、国立文楽劇場（文楽）や京都南座（歌舞伎）など実地に赴いて体験する内容を盛り込み、地の利を生かした日本の伝統文化に関する本物の教養教育が展開できる形としている。

更には、同じ大学内の健康科学部健康栄養学科、また子ども教育学部子ども教育学科との関係を活かし、栄養・調理の専門的知見を看護教育に生かすこと、附属幼稚園を学びの場とした小児看護学の実習を行うことなど、3学部相互の連携を生かした学びのカリキュラムが工夫されている。

○その他の特色

学修支援面では、既設の学習支援室を拡張し機能を充実・発展させ、令和2(2020)年度よりリテラシーサポートセンターとして授業内容の理解に問題を抱えている学生や、アカデミックスキルの向上に取り組む学生への支援に当たっていることがあげられる。ここでも、2年次から4年次の学生をSA(Student Assistant)として活用し、上級生が下級生に対して親身になって対応するシステムが作られている（詳細については後述する）。

入学前教育については、各学科それぞれの取組みがなされており、業者提供による通信添削型の学修のほか、子ども教育学科では専任教員によるピアノ技能の個別指導も取入れている。入学予定の高校生に対して大学入学後の学修への構え、意識付けを強化することに寄与している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 42(1967)年 1 月 大阪青山女子短期大学 家政科（入学定員 100 人）および幼児教育科（入学定員 100 人）の設置認可
- 4 月 大阪青山女子短期大学開学
- 昭和 43(1968)年 4 月 家政科を家政専攻（入学定員 50 人）と食物栄養専攻（入学定員 50 人）に分離
- 昭和 48(1973)年 4 月 大阪青山短期大学に校名変更
- 昭和 56(1981)年 4 月 大阪青山短期大学国文科（入学定員 50 人）の設置認可。幼児教育科の入学定員を 150 人に変更
- 昭和 60(1985)年 4 月 大阪青山短期大学英米語科（入学定員 150 人）の設置認可
- 平成元(1989)年 4 月 大阪青山短期大学家政科は生活科学科、家政専攻は生活科学専攻に名称変更
- 平成 11(1999)年 4 月 大阪青山歴史文学博物館開館
- 平成 12(2000)年 4 月 大阪青山短期大学生活科学科食物栄養専攻の入学定員を 130 人に変更
- 生活科学科生活科学専攻は生活造形専攻、国文科は日本語・日本文学科、英米語科は英語コミュニケーション学科に名称変更
- 平成 14(2002)年 4 月 大阪青山短期大学幼児教育科は幼児教育・保育科に名称変更
- 幼児教育コース（入学定員 100 人）、保育コース（入学定員 50 人）の 2 コースにする
- 平成 16(2004)年 4 月 大阪青山短期大学日本語・日本文学科、英語コミュニケーション学科を統合
- ことばと文化学科設置
- 11 月 大阪青山大学健康科学部健康栄養学科（入学定員 80 人）の設置認可
- 平成 17(2005)年 4 月 大阪青山短期大学生活科学科生活造形専攻、同食物栄養専攻栄養コース募集停止
- 大阪青山大学開学（健康科学部健康栄養学科）
- 平成 18(2006)年 3 月 健康科学部健康栄養学科が教職課程（栄養教諭一種）の認定を受ける
- 平成 20(2008)年 4 月 大阪青山大学健康科学部健康こども学科（入学定員 80 人）設置
- 平成 21(2009)年 3 月 大阪青山短期大学幼児教育・保育科保育コースを廃止
- 4 月 大阪青山短期大学ことばと文化学科学生募集停止
- 大阪青山短期大学生活科学科は調理製菓学科に、調理師コースは調理コースに名称変更

大阪青山大学

平成 22(2010)年 1 月	健康科学部健康こども学科が教職課程（小学校教諭一種）の認定を受ける
平成 25(2013)年 4 月	大阪青山大学健康科学部健康こども学科を健康科学部子ども教育学科に名称変更
平成 26(2014)年 4 月	大阪青山短期大学を大阪青山大学短期大学部に名称変更
平成 27(2015)年 4 月	大阪青山大学健康科学部看護学科を開設 大阪青山大学短期大学部幼児教育・保育科募集停止
平成 31(2019)年 4 月	大阪青山大学短期大学部調理製菓学科募集停止
令和 4(2022)年 1 月	大阪青山大学短期大学部廃止
令和 4(2022)年 4 月	健康科学部子ども教育学科を子ども教育学部子ども教育学科に改組
令和 5(2023)年 4 月	大阪青山大学介護福祉別科を開設
令和 5(2023)年 12 月	子ども教育学部子ども教育学科が特別支援学校教諭養成課程（特別支援学校教諭一種（知・肢・病））の認定を受ける
令和 6(2024)年 4 月	健康科学部看護学科を看護学部看護学科に改組 健康科学部健康栄養学科の入学定員を 70 人に変更、看護学部看護学科の入学定員を 90 人に変更

2. 本学の現況

- i) 大学名 大阪青山大学
- ii) 所在地 箕面キャンパス 大阪府箕面市新稲 2-11-1
北摂キャンパス 兵庫県川西市長尾町 9-8
- iii) 学部の構成 健康科学部（健康栄養学科）、子ども教育学部（子ども教育学科）、看護学部（看護学科）、介護福祉別科

※本学は、現在 3 学部とも 1 学科のみからなる学部であり、学位プログラムは学科単位のため、本評価書では学部名称を省略し、学科名称のみの表記としている場合がある。

大阪青山大学

iv) 学生数、教員数、職員数

学生数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
健康科学部	健康栄養学科	70	-	310	55	63	50	47	215
	子ども教育学科	80	10	90	-	-	1	62	63
	看護学科	80	-	240	2	105	72	74	253
子ども教育学部	子ども教育学科	80	10	250	69	57	42	-	168
看護学部	看護学科	90	-	90	107	-	-	-	107
別科	介護福祉別科	80	-	160	86	32	-	-	118
合計				1140	319	257	165	183	924

教員数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部名	学科名	学長	教授	准教授	講師	助教	助手	特任教授	特任准教授	特任講師	合計
		1									1
健康科学部	健康栄養学科		8	5	3	2	0	1	1	0	20
子ども教育学部	子ども教育学科		4	9	1	0	0	3	0	0	17
看護学部	看護学科		9	2	11	3	6	1	0	0	32
共通教育部			2	0	0	1	0	1	0	0	4
介護福祉別科			0	1	0	0	5	0	0	0	6
合計		1	23	17	15	6	11	6	1	0	80

職員数 (令和 6 (2024)年 5 月 1 日現在)

正規職員	非常勤職員	パート職員	派遣・業務委託職員	出向職員
40	9	5	9	2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」である。昭和 40(1965)年の大阪青山学園創設時に、まず吹田市青山台に青山幼稚園を開園したのに続き、昭和 42(1967)年に大阪青山女子短期大学を設置し、高度成長期の国民の高等教育に対するニーズの高まりに応えるべく、主に女子を中心にした 2 ヶ年の短期高等教育を通じて幅広い分野で実務的な能力を生かして社会に貢献できる人材を養成してきた。

その後、平成 17(2005)年に大阪青山短期大学の生活科学科食物栄養専攻の栄養士養成課程を改組転換する形で、大阪青山大学健康科学部健康栄養学科（管理栄養士養成課程）を開学した。開設に当たっては、冒頭に掲げた建学の精神および教育理念を踏まえた上で、「このような歴史と実績を有する過去の教育研究の成果を踏まえて、進行しつつある少子高齢化社会に、人々の健康を維持増進させることにより活力を与え、もってわが国の社会経済の発展に大きく貢献することを目的として大学を設置するものである。そのために、健康科学部に置かれる健康栄養学科では傷病者及び半健康人等の栄養改善をはじめ、その他の国民の健康増進に資する一層高度の特色ある教育研究を行う。」ことを設置の主旨としたのは、一層複雑化・深刻化する国民の健康上の諸問題に、管理栄養士として対峙する人材を輩出することこそ本学が担うべき使命の一つであると自覚したからである。

この使命は、大学の開学 4 年目に創設した「健康こども学科」（平成 25(2013)年に「子ども教育学科」へ名称変更）でも体现されている。この学科は、近年の複雑・多様化した子ども・家庭に関する諸問題に対応すべく、これからの教育の現場において、「教育と福祉の連携」に関する高度な専門的知識を有する総合的実践力のある人材育成を行うことを目的とし、令和 4(2022)年度より「健康科学部子ども教育学科」から「子ども教育学部子ども教育学科」へと独立・改組した。

更に、健康科学の観点から時代のニーズにより一層応えることが本法人の使命と考え、平成 27(2015)年 4 月、健康科学部看護学科を開設した。看護学科においては、病院等の看護の現場で必要となる看護技術を十分に身につけた看護師を養成することが使命の中心にある。令和 6(2024)年度より、「看護学科」を「健康科学部」から「看護学部」へ独立・改組を行った。これにより、本学は 3 学部 3 学科制となった。

本学は大学全体としてその目的を「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わ

が国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」(学則第1条)としているが、各学部、各学科ではそれぞれ具体的な人材養成の方向性を明確にした設置の趣旨を持ち、管理栄養士、栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、看護師、保健師の養成にあたっている。このことから、時代・社会の変化に対応した人材を輩出すべく「グローバル化する現代社会にあつて、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」という大阪青山大学の使命を踏まえた教育を推進していることは明らかである。【資料 1-1-1】

また、令和5(2023)年4月には、主に留学生を対象とした「介護福祉別科」(2年制、介護福祉士養成課程)を設置した。設置の背景としては、高齢者人口が増加するとともに、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少が今後さらに加速する日本において、介護問題が避けられない問題となっており、加えて、介護福祉士の数(供給)が、介護を必要とする要介護者の数(需要)に追いついていない現状がある。そのような社会的な課題に対して、本学は専門的職業人の育成及び、社会への貢献を目指す「建学の精神」に則り、介護の社会的役割を担うことのできる専門職者の育成を「介護福祉別科」で行うこととしたものである。

各学部・学科の目的を以下に示す。なお学科の目的は、(1)研究及び社会貢献に関する目的、(2)教育の目的の順に示されている(学則第6条第2項)。

健康科学部

心と身体の健康を科学的に学究し、すべての世代の人々の健康の維持・増進と疾病の予防・回復に貢献できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

健康栄養学科

- (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持・増進、疾病の予防・回復のために栄養や食事の指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

子ども教育学科

- (1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。
- (2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

看護学部

科学的に裏付けられた正確な看護の知識と技術、人への思いやりや慈しみの心を持ち、人間の健康をトータルにケアし生涯にわたって活躍できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

看護学科

- (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。

- (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師及び保健師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師及び保健師を養成する。

なお、大学の教育目標については、以下のとおり人材育成の具体像を学生便覧、ホームページ等に記載している。

「教育目標」

本学における全ての教育活動および学術研究活動は、上に掲げた使命と目的を達成するために、遂行するものです。この使命と目的を達成するために、大阪青山大学は次のような人を育成することを教育目標として掲げています。

- ・自分の進路に自信と誇りをもって臨む人
- ・優しい眼差しをもって豊かな人間関係を築ける人
- ・日本の文化と伝統を理解し感性と知性を磨く人
- ・倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つことをめざす人
- ・グローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人

1-1-② 簡潔な文章化

以上のとおり、使命・目的及び教育目的については、建学の精神「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」を踏まえ、学則等において平易な文言によって簡潔に文章化がなされており、ホームページ、学生便覧等によって内外に示されている。

【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】 【資料 1-1-3】

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-①に示したように、本学においてはそれぞれの分野における「専門的職業人の養成」を目的として明示しており、「管理栄養士養成施設」「教育職員養成課程（幼稚園・小学校・特別支援学校教諭・栄養教諭）」「保育士養成施設」「看護師・保健師養成施設」として指定養成施設の認可を受けている。また、学校教育法第 83 条にある「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に照らしても、管理栄養士、栄養士、幼稚園および小学校教諭、特別支援学校教諭、栄養教諭、保育士、看護師、保健師それぞれの養成課程には学外の施設や学校における実習が課程の必修科目として組込まれており、同条の趣旨をそのまま生かしながら、専門職人材の養成という特色を鮮明に打ち出しているといえる。

1-1-④ 変化への対応

本学は健康科学という総合的学際的な教育研究領域に、まずは「食」の面から現代人の健康を支える管理栄養士の養成課程を設けた。これは複雑化する現代の人々の健康に寄与する人材を輩出することを企図したものである。続いて、人々の健康の増進を「子ども」の育ちの段階から支える人材の養成に踏み出した。昨今の保育士や教員不足の状況を鑑みるに、時宜を得たアクションであったといえる。そして平成 27(2015)年から新たに看護師養成の課程を健康科学部の一学科として開設した。更に、令和 4(2022)年度においては、

健康科学部の中にあった「子ども教育学科」を「子ども教育学部子ども教育学科」として独立させ、近年の複雑・多様化された子ども・家庭に関する「教育」と「福祉」に関する諸問題に対応できる、今まさに求められている人材養成へと舵を切り直した。令和5(2023)年度に、介護福祉別科を設置したのに続き、令和6(2024)年度には、より看護の専門性を高める教育を実現するため、看護学科を看護学部に改組し、3学部3学科体制をスタートさせた。

これらの一連の施策は、現代社会における健康科学関連領域の広がりに対応し、健康科学や教育と福祉、看護という基軸を堅持しつつ大学の使命・目的にかなった時代変化への対応を果たしてきたといえる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的等の簡潔な文章化はできているものの、それが今日的な社会、特に地域社会の付託に十分応えうるものかどうかの検証は、絶えず続けていく必要がある。令和4(2022)年度に「地域連携・SDGs推進センター」を設置したが、今後は、目まぐるしく変化する今日の社会状況において、特に地域が今後抱えていくであろう「先進的課題」に目を向けていく。【資料1-1-4】

また、今日的な社会、特に地域社会の付託に本学の教育研究領域が十分応えうるものかどうかの検証は、さらなる時代の変化を見据えながら継続的に行っていく必要がある。今後も、学内の関係委員会と協働しつつ、恒常的な自己点検活動を通して教育研究と大学運営の充実を図っていくとともに、本学の使命・目的等を時代の変化を踏まえて不断の見直しを諮り、具体的かつ明確な内容でその周知を図ることを継続していく。

さらに、変化のスピードを速める現代社会、とりわけIoT、AI、Society5.0といったデジタルトランスフォーメーション(DX)社会、知識基盤社会のなかで求められる人材の養成にもしなやかに対応していくことも進めていく。

【資料1-1-1】大阪青山大学学則

【資料1-1-2】令和6(2024)年度学生便覧 P3

【資料1-1-3】使命・目的及び教育目標（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL)<https://www.osaka-aoyama.ac.jp/about/spirit/>

【資料1-1-4】大阪青山大学地域連携・SDGs推進センター規程

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の見直しなど学則の変更については、建学の精神に則り、学長が委員長を務める「大学運営推進会議」等で丁寧な議論を行い、教授会での審議を経て学長が承認したあとに、理事会等へ上程し審議・決定される仕組みとなっている。決定後は、役員及び全教職員には、使命・目的及び教育目的を様々な機会の中で、丁寧に説明し、全学的な理解と支持を得ている。

また、平成 27(2015)年 4 月からは使命・目的・教育目的を内外により浸透させるため、「輝く未来へ繋がる教育」というタグライン（スローガン）を制定、大学の使命・目的及び教育目的をこの象徴的文言で表現することで、学内外の理解と支持を得ることに繋がっている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や学生便覧、公式ホームページ等に明示し、学内外への周知を図っている。公式ホームページ内では、トップページからすぐ次の階層に「大学案内」を設け、ここに「建学の精神」を掲げ、その項目として「使命」「目的」ならびに人材育成の具体像を「教育目標」として掲載している。更に「建学の精神」と並べて「3 つのポリシー」も示している。これらは大学ポートレートによっても広く内外に周知することができている。更に、使命・目的・教育目的は学内各棟の目に付くところ（1 階ロビー、ホール入口等）にその内容を掲載したボードを設置している。理事会および評議員会、学内の重要会議が開催される大会議室内にも、掲載ボードが設置されているため、会議出席者は毎回の会議において必ずこれを目にし、使命・目的及び教育目的に立ち返ることができるようになっている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学園では令和 2(2020)年 8 月より、経営企画室を中心にプロジェクトチームを発足させ、令和 3(2021)年 4 月～令和 8(2026)年 3 月までの 5 ヶ年を期間とする第 3 次中期計画を策定した。同計画は令和 2(2020)年 11 月 27 日開催の評議員会において中間報告を行い、更に令和 3(2021)年 3 月 25 日の教授会、翌 26 日の理事会において審議事項として付議の上、正式に承認されたものである。

本中期計画では、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2 層目にタグラインとしての「輝く未来へ繋がる教育」、そして第 3 層・第 4 層に「第 3 次中期計画ビジョン」「第 3 次中期計画において目指す学園像」を示している。

中期計画ビジョンは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた新たなキャッチフレーズともいべき文言、すなわち「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」である。ここには本学の使命と目的が一体的・融合的に表現されている。これは、本学が開学以来一貫して取組んできた専門性と人間性を兼ね備えた人材育成の基本姿勢である。その上に立って、第 3 次中期計画では、第 2 次中期計画を振り返り評価・反省をもとに新たな主要目標として、以下の 4 つを掲げているが、これらも併せて本学の使命・目的・教育目的を反映しているといえる。【資料 1-2-3】

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

以上の経緯を踏まえて策定された第3次中期計画に連動し、単年度の事業計画である令和6(2024)年度事業計画を策定している。各学科・部署では令和6(2024)年度における取り組み事項・目標を設定し、それらをアクションプランとして「見える化」とするとともに、経営企画室が進捗状況を取りまとめ、理事会等に定期的に報告している。こうした取り組みの結果、主要目標の中には既に目標に到達している項目も発生している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

各学部、各学科の三つのポリシーには、本学の使命・目的及び教育目的が明解に反映されている。具体的には、円滑な人間関係を築くことができるコミュニケーション力をもった人材、生涯にわたって専門的なスキルを磨き続けることのできる人材を養成し、このことが食の現場、保育・教育の現場、看護の現場で豊かな実践力を発揮する人材養成へと繋がっているのである。大学全体および各学部、各学科の三つのポリシーについては、令和4(2022)年度の子ども教育学科の学部化、令和6(2024)年度の看護学科の学部化に伴い、学内の検討プロセスを経て、以下のとおり策定している。

「大阪青山大学」

- ・本学の建学の精神及び教育目標を理解すると共に、専門的職業人を目指し、高い志を持った向学心豊かで誠実に努力する人を求める。(アドミッション・ポリシー)
- ・本学の建学の精神及び教育目標に基づき、専門的職業人となるに必要な基本的要件を達成しつつ、各々の分野にふさわしい知識・技能・態度と感性を養い、専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム(教育課程)を編成する。(カリキュラム・ポリシー)
- ・本学の建学の精神及び教育目標を理解し、各学科の所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。(ディプロマ・ポリシー)

「健康科学部」

- ・食と健康に係わる専門的職業人を目指し、自立への志強く、向学心豊かで誠実に努力する人を求めています。(アドミッション・ポリシー)
- ・食と健康に係わる専門的職業人となるにふさわしい態度と感性を養い、各々の分野に必要な専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム(教育課程)を編成する。(カリキュラム・ポリシー)
- ・所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた食と健康に係わる専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社

会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。(ディプロマ・ポリシー)

「子ども教育学部」

- ・保育・教育に係わる専門的職業人を目指し、自立への志強く、向学心豊かで誠実に努力する人を求めています。(アドミッション・ポリシー)
- ・教育と福祉の接続・連携・協働に関する視点および子どもと向き合う態度と感性を養い、希望する職業に必要なとなる専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成する。(カリキュラム・ポリシー)
- ・所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた保育・教育者に係わる専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。(ディプロマ・ポリシー)

「看護学部」

- ・看護職者（看護師・保健師）を目指し、自立への志強く、向上心豊かで誠実に努力する人を求めています。(アドミッション・ポリシー)
- ・看護職者として、ヘルスケアの場や地域社会に貢献するために必要な知識・技能・態度・感性を養い、生涯にわたって自主的に専門性を高めるための知性と態度を育成するためのカリキュラム（教育課程）を編成する。(カリキュラム・ポリシー)
- ・所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた看護職者としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。(ディプロマ・ポリシー)

各学科においても、三つのポリシーを策定しており、ホームページ、OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024、令和6(2024)年度学生便覧、令和7(2025)年度学生募集要項において広く公表している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

教育組織としての3学部3学科は、使命・目的及び教育目的とそれぞれ整合性のある明確な構成となっている。各学科が持つ養成課程は以下のとおりである。

学科名称	人材養成（養成課程）	設置年度
健康栄養学科	管理栄養士養成課程 栄養教諭養成課程	平成 17 (2005) 年
子ども教育学科	保育士養成課程 幼稚園教諭養成課程	平成 20 (2008) 年
	小学校教諭養成課程	平成 22 (2010) 年
	特別支援学校教諭養成課程	令和 6 (2024) 年
看護学科	看護師・保健師養成課程	平成 27 (2015) 年

各養成課程をサポートする関連組織・委員会として、管理栄養士養成課程には「国試対策委員会」があり、健康栄養学科の全学生に対して国家試験対策の学修プログラムを提供している。また、保育・教育職を目指す学生には「保育・教職支援室」という組織（もと進路支援センター内の組織であったものを平成 29(2017)年度より教務部内に移管、更に平成 30(2018)年度に保育・教職支援室として独立）による実習指導や教員採用試験講座の開講などを中心とした進路サポート体制が整えられ、「教職課程運営委員会（栄養教諭課程も含む）」「教員養成等連絡協議会」「教育実習専門部会」更には、子ども教育学科独自の「実習委員会」「就職委員会」等にて教育研究支援体制が整えられている。また、看護学科においても学科内に「国家試験対策委員会」を置き、看護師および保健師それぞれの 4 年間の国家試験対策プログラムを作成し、計画的かつ継続的に国家試験合格に向けた支援をしている。

大学の教養・基礎教育を支えるための「共通教育部」を設けているほか、「情報教育センター」「高大連携室」更に「リテラシーサポートセンター」「学生相談室」や「地域連携・SDGs 推進センター」を設置している。また、附置機関として、「図書館（含むメディアセンター）」「アリーナ（体育館）」「大阪青山歴史文学博物館」を設置している。大学事務局としては、「総務部」「教務部」「入試部」「学生支援センター（含む保健室）」「進路支援センター」「広報室」を設け、それぞれ機能を果たしている。いずれの組織も本学の建学の精神、使命、目的及び教育目的に基づいた組織構成であり、「学校法人大阪青山学園組織規程」に各組織と組織図を定め、さらに「大阪青山学園事務分掌規程」において所管事務を明確に定めており、教育組織と連携した取組みがなされている。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

各学部・学科は、それぞれ専門的職業人としての明確な人材像を掲げており、就職の観点では中期経営計画の目標数値についても概ね達成している。しかしながら、その専門職を志しているすべての学生が取得資格関連の職種を選択しているわけではない。より多くの、あるいはすべての学生が自身の希望を叶えて社会に巣立つという理想を実現させるまで、大学は不断の努力を続けなくてはならない。そのために入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの一層の浸透に努めること、教育課程の編成における科目履修の効果的順序配置と単位修得状況の把握を強化すること、卒業時の学修成果を定量的に評価する仕組みを構築することなどに取組んでいく。

とりわけ、学修成果を可視化するための「アセスメント・ポリシー」については、自己点検評価委員会での重点目標の一つとして策定を進めてきており、令和 6(2024)年度以降、具体的に活用を進めていく予定である。【資料 1-2-10】

【資料 1-2-1】 3 つのポリシー（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL)<https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/policy/>

【資料 1-2-2】 大学ポートレート

(URL)<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529001000.html>

【資料 1-2-3】 学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画

【資料 1-2-4】 OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P65、66

【資料 1-2-5】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P8～13

【資料 1-2-6】 令和 7 (2025) 年度学生募集要項 P1

【資料 1-2-7】 大阪青山学園組織規程

【資料 1-2-8】 大阪青山学園組織図

【資料 1-2-9】 大阪青山学園事務分掌規程

【資料 1-2-10】 大阪青山大学アセスメント・ポリシー

【基準 1 の自己評価】

本学は、昭和 42 (1967) 年 4 月の短期大学開学以来、建学の精神に則って、使命・目的及び教育目的を、時代の変化や社会の要請に応じて明確に定めるとともに、大学を設置し、学部や学科を見直すなどしてきた。大学の使命・目的及び教育目的は、具体的に明文化されており、明確、適切に三つのポリシーに反映され、これらはホームページや広報資料等を通じて学内外に広く表明されている。そして、健康栄養学科では「管理栄養士・栄養士・栄養教諭」、子ども教育学科では「幼稚園・小学校教諭・特別支援学校教諭・保育士」の養成、看護学科では「看護師・保健師」の養成という明確な各学科の目標によって「専門的職業人の養成」という大学の使命を果たしている。

使命・目的及び教育目的を実現させていくための学内体制として、各学部、各学科組織に加えて「共通教育部」「図書館」「情報教育センター」「高大連携室」「リテラシーサポートセンター」更に「地域連携・SDGs 推進センター」などを整備している。また、大学事務局としては、「総務部」「教務部」「入試部」「学生支援センター（含む保健室）」「進路支援センター」「広報室」を設け、それぞれ機能を果たしており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を計画的かつ整合性を保って設置できているといえる。

以上のことから、本学は、基準 1 の要件を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は学園創設以来、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に沿った教育を推進してきた。こうした人材育成の方針にかない、本学の教育目的をよく理解している入学者の受入れを行うため、まずは大学（学部）全体のアドミッション・ポリシーを明確に定めている。そしてこれをもとに学科ごとのアドミッション・ポリシーを明確に示している。【資料 2-1-1】

アドミッション・ポリシーの策定は、大学（学部）全体としてのそれを学長・副学長を中心に定め、これをもとに各学科において学科長を中心とする学科教員のチームで検討を重ねて案出されたものを教授会に諮り、学長が承認し、確定している。

それぞれの学科の特徴が反映されているこのポリシーは多様な人材の確保を狙いとしている。

アドミッション・ポリシーは、大学公式ホームページの「大学案内」内に「3つのポリシー」の第一項目として明示し、また「令和6(2024)年度学生募集要項」(P1) 更に冊子版の大学案内「OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024」(P65) に掲載しており、高校生や社会への周知も十分にできているといえる。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

周知方法としては、本学が主催するオープンキャンパスのほか、合同進学説明会や各高校内での進学ガイダンスで案内しており、受験生には個別相談の機会に直接説明もしている。更に高校教員（予備校・塾等含む）に対しては、訪問及び説明会の実施などの学生募集活動の場において、積極的に情報を提供している。

なお、本学では年に9回実施するオープンキャンパスにおいて、「全体説明会」「キャンパスツアー」「体験授業」「ミニ講義」「個別入試相談」などを行うとともに、各学科の特徴について教職員が詳しく説明し、すべての参加者に対してアドミッション・ポリシーに対する理解を深めてもらえるよう配慮している。更に、オープンキャンパスの開催方式も、対面式に加え Web 方式も導入し、遠隔地の高校生らへも対応している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では令和2(2020)年度以降、文部科学省の入試制度改革方針に沿って、入試の名称、実施時期を改めている。

本学の入試の特長の一つとして、高等学校における基礎的な知識、理解力、表現力、態度、目的意識の強さと学ぶ意欲の程度を測るために、一般入学選考以外の全ての入学選考

において個人面接を実施していることがあげられ、これは本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れをより確かなものにするためである。

多様な入試形態により多数の受験機会を提供し、受験生の個性・学力・適性・関心・意欲等と、本学アドミッション・ポリシーの照合による入学者選抜が円滑に実施できるように常に配慮しながら入学者の受入れを行っている。

「入試委員会」は、副学長を委員長とし、学長、副学長、学部長、学科長、入試部長、事務局長らで構成されており、原則理事長もオブザーバーとして出席している。入試委員会規程を定め、同規程に基づいて、入試制度の策定や合否判定など、様々な審議を行いながら、不断の入試改革を進めている。【資料 2-1-3】

令和 6(2024)年度入学者選抜については、次のとおりである。

① 総合型選抜 A・B 日程(A0 入試) (学生募集要項 P7~10)

一次審査は「エントリーシート」によって本学のアドミッション・ポリシーへの適合性を確かめ、出願認定可否の決定を行う。出願「可」となった受験生からの「入学志願書」「調査書」「課題レポート」提出による「書類審査」と、25 分間の「面談」を通して、本学への適性、免許・資格への意欲、修学のための資質等を確認する。

② 総合型選抜 C 日程(A0 入試) (学生募集要項 P7~10)

健康栄養学科と子ども教育学科で実施している。「エントリーシート」「入学志願書」「調査書」「課題レポート」の提出による「書類審査」と、25 分間の「面談」を通して、本学のアドミッション・ポリシーへの適合性、免許・資格への意欲、修学のための資質等を確認する。

③ 学校推薦型選抜(指定校制) (学生募集要項 P11 と学校推薦型選抜(指定校制)要項)

本学が指定する高等学校において、本学の教育目的に理解を示し、定めた学業成績などの基準を満たす受験生を対象とする。選考方法については「面接」と「調査書提出による書類審査」を実施する。

④ 学校推薦型選抜(公募制) (学生募集要項 P12)

健康栄養学科、看護学科では「調査書提出による書類審査」の他に、「面接」と試験科目のうちから 1 科目を選択する「筆記試験」を行う。また、子ども教育学科では、「調査書提出による書類審査」と「面接」の他に、試験科目のうちから 1 科目を選択する「筆記試験」または「音楽実技(ピアノ)」のいずれかを選択する。

⑤ 一般選抜(学生募集要項 P13、14)

本学での学修に必要な基礎学力を身につけている学生を受入れる入学試験として実施している。各学科の教育において必要な科目の基礎学力を判定するものであり、大学入学資格を有するすべての受験生を対象とする。選考方法については基礎学力試験 2 科目の成績と提出書類の審査によるものとする。

⑥ 社会人入試(学生募集要項 P15)

入学年度の 4 月 1 日時点で満 23 歳以上、3 年以上の社会経験がある人を対象に実施している。豊かな社会経験を有し、かつ勉学意欲旺盛な社会人を受入れることを目的とし、この制度を設けている。選考方法としては、小論文及び面接と志望動機書等の提出書類で選抜する。

⑦ 編入学試験（学生募集要項 P16）

第3年次編入学試験を実施（子ども教育学科）。より高い専門知識を目指す人、及び本学の教育目的に対する理解と本学で学ぶことの意欲のある人を対象とする。書類（志望理由書など）と小論文及び面接で選抜する。

⑧ スポーツ推薦（スポーツ推薦要項）

指定強化クラブの女子ソフトボール部を対象に実施。学修とスポーツの両立を果たすため、定めた学業成績と高等学校在籍中の活動歴で事前審査をおこなう。事前審査通過者に対し「小論文」と「面接」「書類審査」で適性を審査する。

入試問題については、入試委員長により、科目毎に学内で問題作成委員を選定・作成している。入試問題の作成は、複数の問題作成委員が、各科目の問題内容と解答のチェックを念入りに行い、出題ミスの予防に努めている。採点業務においても、問題作成委員が複数でチェックを行っており、公正かつ正確に実施できる体制を作っている。

入学試験実施に当たっては、実施のスケジュールにより教職員の役割を定め、実施マニュアルに基づいて厳正にかつ遺漏のないように行っている。地方会場で実施する場合は、各試験室担当責任者を定めた上で担当者説明会を試験前日までに開催し、地方会場実施マニュアルにより周知徹底し、各試験場との連絡を密にしながら公正で円滑な実施に努めている。また、試験当日は、学長を本部長とし、学部長、各学科長、事務局長、入試部長からなる試験実施本部を設置し、緊急時等の対応に備えている。なお、入試問題に関わる事柄については、各問題作成者が試験実施本部に待機し、対応する体制としている。

入学者の選抜は、入試委員会で作成した合否判定資料に基づいて、入試判定（臨時）教授会での審議を経て、最終的に学長が決定している。

また毎年、入学者確定後の春期に、入試委員会で入試の検証をおこない、入試制度、入試実施全般、学生募集活動等の向上等を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の定員管理については、入学定員の100%遵守を念頭に、教育の質の保証という点からも慎重に決定している。

入試の結果における定員充足率は、令和3(2021)年度入試からはじまった新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり、落込みをみせたが、令和5(2023)年度入試からは、回復しつつある。

大阪青山大学

大阪青山大学全体の入学者数等

大阪青山大学	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2020年度	240	255	106.3%	980	931	95.0%
2021年度	240	200	83.3%	980	885	90.3%
2022年度	240	184	76.7%	980	846	86.3%
2023年度	240	220	91.7%	980	825	84.2%
2024年度	240	231	96.3%	980	806	82.2%

健康科学部健康栄養学科の入学者数等

健康科学部 健康栄養学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2020年度	80	78	97.5%	320	276	86.3%
2021年度	80	52	65.0%	320	262	81.9%
2022年度	80	58	72.5%	320	264	82.5%
2023年度	80	67	83.8%	320	245	76.6%
2024年度	70	55	78.6%	310	215	69.4%

健康科学部看護学科（看護学部看護学科）の入学者数等

健康科学部 看護学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2020年度	80	93	116.3%	320	334	104.4%
2021年度	80	89	111.3%	320	333	104.1%
2022年度	80	80	100.0%	320	331	103.4%
2023年度	80	93	116.3%	320	341	106.6%
看護学部 看護学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
※2024年度	90	107	118.9%	330	360	109.1%

※2024年度の在籍者数は健康科学部看護学科と看護学部看護学科の合算

健康科学部子ども教育学科（子ども教育学部子ども教育学科）の入学者数等

健康科学部 子ども教育学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
2020年度	80	84	105.0%	340	321	94.4%
2021年度	80	59	73.8%	340	290	85.3%
子ども教育学部 子ども教育学科	入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在籍者数	充足率
※2022年度	80	46	57.5%	340	251	73.8%
※2023年度	80	60	75.0%	340	239	70.3%
※2024年度	80	69	86.3%	340	231	67.9%

※子ども教育学部を新設したため、2022年度以降の在籍者数は健康科学部子ども教育学科との合算

本学では媒体を活用した認知広報と対面式の直接広報を両面にわたっておこなってきた。中でも対面広報を重視し、特長である少人数で丁寧な教育を、オープンキャンパス、出張講義、高校訪問、進学ガイダンス等で訴求してきた。

しかし、令和2(2020)年2月頃から新型コロナウイルス感染症蔓延により進学ガイダンスやオープンキャンパスが実施できず、本学の特長を高校生に直接訴求する機会が奪われた時期が続いたことと、受験生一人当たりの受験校数が減少したことによって、志願者も減少した。

令和4(2022)年春からは、徐々に本来の募集活動を再開し、令和5(2023)年度入試では回復傾向を示した。さらに令和5(2023)年5月に行動制限が撤廃されてからは、さらにその取組みを進めた結果、回復は本格化しつつある。具体的な取組み内容は以下の通りである。

学生募集戦略は、学長、副学長、学部長、学科長、入試部長等を構成員とする「入試委員会」で企画立案してきたが、令和4(2022)年より経営企画室と総務部、および入試部で「入試ワーキンググループ」を立ち上げ、入試委員会と連携しながら、入試制度や入試広報戦略の見直し、各種奨学制度等の立案をおこない、志願者・オープンキャンパス参加者の増加をはかっている。

令和6(2024)年度入試では3学部創設を記念した奨学金や入学試験検定料割引制度(令和5(2023)年度入試より実施)等、志願者とその家庭を支援する制度を整えたところ、特に保護者層から大きな反響を得た。

さらに子ども教育学部では、文部科学省による「令和5年度大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業」へ応募し採択された。これにより公式ホームページと連携させた学生参加のTikTokへの動画配信や、高校生を対象にした本学独自の映像資料を通じて、幼児教育の職の魅力と、本学の子ども教育学部の特長を発信している。今後はオープンキャンパスや進学ガイダンス等のイベントでも上映し、「職」と「大学」両方の魅力の周知をはかっていく。

このような新しい取組みと共に、従来からの本学の特長を丁寧に広報するやり方を引き続き深化させ、定員充足に向け日々活動している。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

アドミッション・ポリシーは、本学の建学の精神、教育目的に沿って、各学部・学科で定めており、「入試委員会」と「入試部」が連携を取りながら入学者選抜を組織的に行っている。

第3次中期計画では「入学定員の確保」を主要課題としており、新型コロナウイルス感染症等の特殊事情もあるが、令和3(2021)年度の定員未達を受け、令和4(2022)年1月より入試ワーキンググループを立ち上げ、入学者分析を実施の上で新たな取組み施策を企画実施している。具体的には、奨学金制度の見直し、オープンキャンパス受入体制の見直し、更に指定校推薦対応の見直しや理事長による近隣高校訪問などを実施してきた。今後も入試と学生募集・広報活動を一体的に捉え、学生受入れ方法の工夫、入学定員の確保について組織的に点検・改善していく。

同時に、入学者の資質・能力の担保という観点から、本学の求める基礎的な知識、能力、学ぶ意欲や高い目的意識を持った受験生を入学選抜で確保するために、高大連携室と

も連携して取組んでいく。毎年、新入生を対象としたアンケート調査も実施しているが、これによって各学科における志望動機等の状況を把握するとともに、入試制度や学生募集対策の改善を継続して進めていく。

【資料 2-1-1】令和 6(2024)年度学生募集要項 P1

【資料 2-1-2】OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P65

【資料 2-1-3】大阪青山大学入試委員会規程

2-2. 学修支援

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教員と個々の学生との関係を構築するクラス担任制度及びチューター制度、組織的対応としての「リテラシーサポートセンター」における教職協働支援体制（教員のセンター長及び専門支援アドバイザー職員との協働体制）、教務委員会やFD推進委員会への職員委員の参画体制などがあげられる。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

まず、クラス担任・チューター制度について触れる。本学は短期大学としての発足当時からクラス担任制度を取入れており、平成 17(2005)年から大学（健康栄養学科）でも同様のクラス担任制度を置いている。平成 20(2008)年に設置した健康こども学科（現子ども教育学科）もその制度を踏襲している。平成 27(2015)年度に設置した看護学科では、個々の学生によりきめ細かい対応を行えるようとの配慮から、担任制度に加え、複数のチューター教員が小分けにした学生グループを対象に個別指導する仕組みを採用している。クラス担任やチューター教員は原則としてそれぞれが担当した学生と年に複数回の個別面談を実施しており、面談の際には学修に関する困りごとや、学生生活を送るうえでの相談ごとにも必ず対応することが徹底されている。

次に、教員と学生の面談の中でも積極的に活用を促しているところでもある本学の学修支援組織としての「リテラシーサポートセンター」（発足時は「学習支援室」）について記載する。学習支援室の実績を踏まえ、令和 2(2020)年度からは同室を「リテラシーサポートセンター」と改称し、リテラシーサポートセンター運営委員会にて基本方針を決定した。基本方針では、学生の現状認識を運営委員と共有するとともに、i)大学生生活の不安解消の取組み、ii)基礎学力向上の取組み、iii)アカデミックスキルを学べる場として、の3つの活動方針を立てている。個別の学修支援が必要な学生に対しては専門支援アドバイザーが中心に支援にあたっている。学修支援を進める中で、学生生活全般に対する支援の必要性や障がいからくる学修や生活困難の状況が明らかになることもあり、担任・チューターや保健室、学生相談室と連携しながら支援にあたっている。

「オフィスアワー」については、専任教員に関してはそれぞれの授業シラバス内に記載の項目として「オフィスアワー」「担当教員への連絡方法」が設けられ、曜日や時限を明記

するようになっている。また、非常勤講師については4号館（本部棟）の2階の教務部カウンターと廊下を挟んだ反対側に「講師控室」があり、学生は非常勤講師の授業の前後にその部屋を訪れて直接質問など行うことができるようになっている。

中途退学者、休学者及び留年者への対応策として、クラス担任・チューター制度を生かし、欠席が増えている学生への個別連絡と相談を実施している。

更に、クラス担任・チューター制度の運用として、退学・休学願の受理にあたって担任あるいはチューター教員が個別面談を実施した上で副申書を添え、そこに至るまでの経緯や父母等との対応などを記載することとなっている。

学修及び授業支援に対する学生の意見などを汲上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているかということについては、まず学期末における全科目対象の「授業アンケート」がある。すべての担当教員は結果を受領して次の担当学期に向けた改善計画書を提出することとなっている。特に自由記述欄の内容は学長が全て目を通し、内容によっては科目担当教員と個別面談を行い、学生からの意見や要望を反映させることを徹底させている。更には、アンケートのみならずWeb版オピニオンボックス（ご意見承りフォーム）を設け、学生からの意見聴取が適宜行えるようにしている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院を有しないため、TA制度は存在しないが、「リテラシーサポートセンター」には、SA(Student Assistant)と称する2年次以上の学生アシスタントを配置し、特に入学して間もない1年次学生に寄り添った指導が行えるようSAの研修を行ったうえで支援にあたらせている。令和5(2023)年度のSAは全学科合わせて57人の構成となっている。学生が気軽にセンターに足を運びSAに相談ができるようにSAシフト表を毎月作成し、昼休みには担当SAがセンターに待機する体制を取っている。またSA企画として学習会の開催、試験前勉強会などを実施している。

障がいのある学生への合理的配慮については、大阪青山大学障がい学生支援規程に則り、支援の申し出・相談窓口を学生支援センターが担っている。【資料2-2-3】障害者手帳の有無に関わらず、学生生活委員会において障がいのある学生や配慮の必要な学生に対する支援について必要な事項を審議し、関係部署と連携を図りながら可能な限り支援を行っている。また、支援学生に関する各学科・各部署間での情報共有を丁寧に行っている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

リテラシーサポートセンターでは、学力向上支援の諸施策をさらに充実させていく。特に1年次生に対しては大学での学びについての不安解消の取組みとして、SAを中心に1年次生の要望に応じた相談会や学習会などを企画する。休み時間を含めいつでも誰もが気軽に利用できる場所であることも周知し、大学での主体的な学びのスタイルを身に付ける一助とする。また、実習前相談会や国家試験対策勉強会など学科独自の課題に対する取組みも進めていく。支援の必要な学生に対しては、各学科教員、主に担任・チューターと連携し支援の必要な学生の把握に努め、具体的な支援に繋げていく。個々の学生の支援の在り方は様々であり、学科教員と情報を共有しつつ、専門支援アドバイザーを中心に個別の支援を丁寧に行っていく。

【資料 2-2-1】大阪青山大学リテラシーサポートセンター運営規程

【資料 2-2-2】大阪青山大学リテラシーサポートセンター学生アシスタントに関する規程

【資料 2-2-3】大阪青山大学障がい学生支援規程

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

創立以来の「わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に貢献する」という使命は、本学の社会を見据えた実践的な教育と、一人ひとりへのきめ細かい就職支援の伝統に繋がり、専門職への高い就職率を支えている。

令和 5(2023)年度の就職率(令和 6(2024)年 3 月 31 日時点)は、健康栄養学科 100%、子ども教育学科 100%、看護学科 100%となっている。

就職先としては、健康栄養学科では卒業生の多くが管理栄養士・栄養士としての専門性が必要とされる医療・福祉分野や飲食・食料品分野の職に就いている。子ども教育学科においては、就職した卒業生の 78.6%が教育・保育関連の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・養護施設や乳児院などに就職している。看護学科では、卒業生の 95%が医療関係に就職している。【資料 2-3-1】

以下、教育課程内と課程外に分け、キャリア教育に関する取組みについて詳述する。

ア) 教育課程内での取組み

本学の教育課程でのキャリア教育の取組みとして、1 年次において、健康栄養学科は「管理栄養士入門」、子ども教育学科では「キャリアデザイン」「子どもの健康と生活」「健康子ども学基礎ゼミナール」、看護学科では「大阪青山ゼミナール」の中で、大学生活の過ごし方と自己理解にもとづく将来の進路選択、職業研究、その後の社会生活の関連性を考えさせるところから始まる。社会人としてのソーシャルスキルもこの中で学ぶ。様々な社会の実情を知ること、将来の生き方・働き方を見据えさせ、そのための一歩を自ら踏み出す意識の醸成を図っている。更に、「特別時間」（単位外のクラスアワー）を 4 年間配しており、担任教員との個人面談を通して、その時々での学びの姿勢の確認や、進路に対する将来展望を一緒に考え、自律的な学び・行動ができるよう指導している。

本学では、すべての学科において、資格・免許取得による専門職への就職を中心としており、実践的な学びとしての学外実習の取組みにも力を入れている。看護学科では 1 年次の「地域実習」より、子ども教育学科では基礎実習と位置付けられる 2 年次での幼稚園での観察を中心とした「教育実習 I」より、健康栄養学科では 3 年次の「臨地実習 I」より学外実習がスタートし、それぞれ資格取得に準じた多様な現場での実習を複数回経験することになる。そのような現場での職場体験と合わせて、各学科とも事前事後の学修とアドバイスを徹底し、自身の職務適性も見定めさせている。加えて、子ども教育学科では大学

内に子育て支援室を整備し、「地域子育て支援実習」を開講している。地域の乳幼児と保護者が一緒に活動し、保護者同士が交流できる取組みを行い、授業として学生もその運営・活動に関わることで保育者としての資質・能力の向上に繋げている。

就職を視野に入れた場合、基礎的な学力の強化への支援は欠かせない。そこで、大学での学修に適応できることも目指して、1年次より基礎学力の定着を目的とした科目を開講している。健康栄養学科では「日本語」「基礎英語」「化学」「実用数学」、子ども教育学科においては「日本語」「基礎英語」「健康子ども学基礎ゼミナール」「学修基礎演習」、看護学科では「日本語」「応用生物学」「応用化学」「実用数学」などの科目を設けている。

イ) 教育課程外での取組み

本学就職支援は、大学事務局に設置されている進路支援センターが主に担っている。各学科には、就職委員会が設置されており、進路支援センターと連携して原則月1回ミーティングを実施し、就職の進捗状況について意見交換している。また、保育・教育職希望の学生に対しては、別途、保育・教職支援室を設置して進路指導、サポートを行っている。進路支援センターの体制は、進路支援センター長以下2人に加え、数人のキャリアコンサルタントとなっている。キャリアコンサルタントの配置は、就活状況に合わせて適宜見直しをしている。また、保育・教職支援室は、室長以下2人で進路支援を行っている。学内での就職状況は月1回の定例教授会で報告し、内定状況及び就職活動イベント告知等を行っている。

学生就職相談、支援については健康栄養学科の企業選考と看護学科の看護師受験ピークの3月から6月に集中し、教職、保育士受験は6月頃から9月に本格化し始める。進路支援センターと各学科の就職委員会が主となり進路相談、面接練習、応募書類対策、筆記対策の支援を学生の希望に応じて対面式、オンラインで実施し、就職内定に至るまで支援している。具体的な学生への主な支援内容は以下のとおりとなっている。

① 学内外就職支援セミナー

低学年から社会人になるための準備講座を継続的に行い、就活直前まで外部講師や職員が担当し、各学科合計で年間28回行っている。【資料2-3-2】

健康栄養学科では1・2年次はコミュニケーション力、OB・OG講演、業界研究、マナー等の基礎編を実施した。3年次では就活実践に役立つ「就活塾」に切替えている。前期は就職試験に直結した模擬インターンシップ演習を主とし、後期は応募書類と面接対策、また実践型で体験しながら一般企業への受験対応力が身につく企業参加型プログラムを実施している。就活塾は申込制であるが、在籍者数に対し80%の申込みがあり、就活スタートの早期化に対応できていることから学生の就活意欲を高めるきっかけとなっている。【資料2-3-3】

子ども教育学科ではマナー、コミュニケーション力、非正規と正規の違い、求人票の見方、集団面接練習、一般企業の就活について実施している。

看護学科では、コミュニケーション力、実習前マナー、応募書類の書き方、集団面接対策を実施している。

また、令和5(2023)年には「番外編」として、全学科対象に夏休みに各回20分のオンラインセミナーも実施した。就活マナーとオンライン就活のポイントを基礎と応用に分

け、実習中も学生が参加日を選べるよう同じ内容で数日に分けて設定し、全 12 回、延べ 29 人の学生が参加した。【資料 2-3-4】

② 企業参加型グループディスカッション

令和 5(2023)年 11 月に大阪府主催、本学企画により関西の 21 他大学との合同グループディスカッションを運営・実施した。各大学キャリアセンターの協力の元、就活塾生 12 人と他大学生併せて合計 96 人の申込みがあった。大阪市内の会場で 4 時間 8 テーマのグループディスカッションを実施し、5 企業の人事担当者にもフィードバックをいただく等、本番に近いセミナーを実施した。【資料 2-3-5】

令和 6(2024)年 1 月には、採用直結企業公開グループディスカッションを学内で実施した。10 企業の参加と就活塾生 27 人の申込みがあった。2 時間で 4 テーマのグループディスカッションを間近で観覧いただきテーマ毎にフィードバックもいただいた。終了後に各社から参加者全員 26 人分のフィードバック受け、同時に具体的な優先選考のオファーが 20 人に示され、その後のエントリー、内定につながった。【資料 2-3-6】

③ 学内外合同企業説明会や合同医療法人説明会

健康栄養学科・子ども教育学科 3 年次生以下を対象に、オンラインと対面で学内合同説明会を実施し、説明会実施企業から例年内定実績を出している。令和 5(2023)年度は延べ 26 回の学内企業説明会を行い、30 企業・法人を招聘し 16 人が内定した。また、学内で 1 次試験を行った企業は 5 社となり、6 人の内定につながっている。3 年次の 3 月に行われた就活サイト主催の合同企業説明会には職員引率で 16 人が参加し、早期内定につながっている。更に、看護学科 3 年次対象にオンラインで医療法人合同説明会を実施し、令和 5(2023)年度は本学の実習病院から 12 法人に協力を得て、70%の学生が参加した。【資料 2-3-7】

④ インターンシップ

健康栄養学科 3 年次を対象に就活サイトを通じてエントリーの案内を行い、登録会とその後個人面談を実施し、応募書類添削から面接、グループワークの実践等で事前のサポート体制を整えている。令和 5(2023)年度は 22 人が延べ 10 社に参加し、早期内定につながった。インターンシップ 1day 型の「オープンカンパニー」への参加が主流となり、各々の都合に合わせて参加しやすい日程で参加している。1 日の流れは午前中が企業概要説明、職場見学が主となり、午後からグループワークやグループディスカッションを企業が出すテーマに沿って行うことが多い。「オープンカンパニー」参加者に早期選考の案内が届くため、学生の早期内定者は「オープンカンパニー」参加者が中心となっている。

令和 5(2023)年 7 月と 8 月の 2 回に分けて本学学生のみを対象とした「オープンカンパニー」(1day)を大手企業の協力を得て実施、職員引率の上 2 日間で 21 人の学生が参加し、その後のエントリーにつながった。【資料 2-3-8】

最近では、オンラインインターンシップやオンライン企業説明会も増えており、全学科学生に対してオンライン参加の対応場所、パソコン等環境整備し、提供している。【資料 2-3-9】

また、健康栄養学科、子ども教育学科、看護学科で実施している全ての学外実習が職場体験の貴重な学びの場であり、インターンシップの役割を担っている。

⑤ 公務員試験対策

学科教員で行う「保育・教職応用演習」と外部機関の「公務員対策講座」を取入れている。

○保育・教職応用演習

小学校教諭、保育・教育機関への就職を目指す学生に対し、3年次後期より、対策講座を週に1回実施し、教員による模擬面接、応募書類の添削、筆記試験対策を行っている。

○東京アカデミーの公務員試験対策講座

1年次から3年次を対象に学内で開催し教職、保育士対策に加えて行政、栄養士、保健師の筆記対策を実施している。年間スケジュールは12月から3月に学内で51コマを実施し、主な内容は「教職教養」「一般教養」「一般知能」のほか、専門性に特化した講義も取入れている。このほか、東京アカデミー主催の全国模試、外部スクールでの個別面談も提携して行っている。【資料2-3-10】

これらの取組み以外にも学生の希望に応じて面接練習や応募書類の添削、小論文の添削を学科教員が都度支援している。筆記試験対策を外部講座で行った後も個別に筆記対策の支援を手厚くサポートしている。

⑥ 就職支援のためのツール

学生就職相談、支援については対面式とオンラインで行っており、学生の希望に合わせた内容で職員とキャリアコンサルタントが対応し、就職内定に至るまで支援をしている。

学生への就職関連情報公開のためのツールとしてICT活用を図り「キャリアタスUC」を取入れ、学内では「アオキャリ」と呼んで活用している。【資料2-3-11】求人情報公開及びインターンシップ情報公開、就職受験報告書、企業情報、学内就職支援セミナー内容、就職の手引きを随時閲覧でき、令和3(2021)年度より進路支援センター面談予約も本システムで受付可能としたことで、面談予約がスムーズになった。「アオキャリ」の利用率は健康栄養学科と看護学科で95%以上となっており、主に求人票と先輩が受験した受験報告書を閲覧する利用と面談予約が多い。就活サイトと併せてオンラインの利用は学生の就活に欠かせないものとなっている。

学生の情報周知、連絡手段は、「アオキャリ」経由電子メールに加えて3年次限定でLINEによる情報配信も実施しており、必要に応じて学科教員の協力のもと、授業前後の発信も行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

各学科の就職委員会と進路支援センターとの連携体制が機能を発揮しているためこの体制をより一層充実させ、学生の主体的な就職活動を支援していく。コロナ禍以降で選考手法が大きく変化しており、採用の実態に合わせ柔軟に指導を見直していく。また、他大学と合同のグループディスカッションの実施、企業参加型のイベントを増やすことで学生の「就活力」アップに引き続き取り組んでいく。更に、エンrollmentマネジメントの一環として、新卒生と就職先に対し、在籍先の確認や大学での学びがどのように

生かされているか、本学卒業生に求められるスキル等のアンケート調査を継続的に実施し、より学生にとって望ましい就職支援プログラムを構築していく。【資料 2-3-12】

【資料 2-3-1】 就職の現状（令和 6(2024)年 3 月 31 日）

【資料 2-3-2】 学内セミナー一覧

【資料 2-3-3】 就活塾要綱チラシ

【資料 2-3-4】 夏休み特別セミナー

【資料 2-3-5】 他大学合同グループディスカッション

【資料 2-3-6】 企業公開グループディスカッション

【資料 2-3-7】 学内企業説明会一覧

【資料 2-3-8】 本学学生専用企業オープンカンパニー

【資料 2-3-9】 オンライン環境整備

【資料 2-3-10】 公務員対策講座

【資料 2-3-11】 キャリタス UC 概要・利用状況

【資料 2-3-12】 アンケート実施内容と分析

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生の学園生活を充実させるために学生支援センターを設置している。そして同センターの管轄下には、学生課と保健室があり、学生相談室も管理している。同センターでは、「大阪青山学園事務分掌規程」の第 6 条にある学生支援センターの役割に基づいて様々な支援を行っている。また、教職協働による学生生活委員会を設けており、同委員会は、本学の学生生活に関する諸問題に関して審議することを目的としている。【資料 2-4-1】 【資料 2-4-2】

主な支援は以下のとおり多岐にわたっている。

① 学生の福利厚生に関すること

- ・奨学金業務（日本学生支援機構等が給付・貸与する奨学金）
- ・学内奨学金業務（本学独自の奨学金制度）の運用計画と実施
- ・スクールバスの効率・効果的な運行計画と実施（最寄駅から大学間の無料送迎）
- ・学生自治会活動（学青会）の活性化
- ・クラブ・サークル活動並びに部室等の充実
- ・学生食堂の充実
- ・学生用ロッカー室の管理運用
- ・駐輪場の整備と運用計画
- ・学生生活・意識実態調査の実施

- ・学長と学生代表との懇談会の実施
 - ・アパートの紹介
 - ・学生の課外活動への支援
 - ・学生の食に関する支援
- ② 学生の生活指導に関すること（健康で安心安全な学園生活）
- ・学生健康診断の実施
 - ・保健室の充実（保健師の配置）
 - ・学生相談室の充実（公認心理師・臨床心理士の配置）
 - ・セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の設置
 - ・課題を抱える学生のケース会議の実施と支援
 - ・学生教育・研究災害傷害保険制度の運用
 - ・交通安全指導
 - ・禁煙、薬物乱用防止指導
 - ・遺失物、拾得物に関する指導
- ③ 構内秩序維持のための学生指導に関すること
- ・防犯対策と指導
- ④ 学生の賞罰に関すること
- ・学長特別賞の推薦
 - ・懲戒の処分に関わること

上記の様々な支援の中から特筆すべき内容を以下に述べる。

1点目は、奨学金制度等を活用した経済的支援の実現である。本学には、「大阪青山大学入学試験成績優秀者給付奨学金」「大阪青山大学最優秀学生報奨金」「大阪青山大学塩川学修奨励金」「大阪青山大学家計急変時給付制度」「大阪青山大学教育後援会就学援助給付金」の5つの給付制（返還義務無し）奨学金制度を設け、学生の生活を支援している。

また、他に「同窓生家族入学支援制度」、「複数回受験入学検定料減額優遇制度」の2つの就学支援がある。このうち、最優秀学生報奨金、塩川学修奨励金は、品性、学力ともに優秀なもの又は篤行があった等、学生として表彰に値する者について、教授会の意見を聴き学長が表彰する制度であり、全学科の学生を対象に毎年選考を行い、毎年平均27～28人の学生が授与されている。

健康栄養学科においては、「團野源一学修奨励金賞制度」を設けて3年次に表彰している。團野源一学修奨励金は、團野源一元健康栄養学科長の退職時出損を原資として、平成26(2014)年に設立された。健康栄養学科の教育目標に向けて勉学に励み、学修成果をあげている学生に奨学金として授与し、合わせてそのモチベーション維持を図ることを目的にしている。【資料2-4-3】

こうした恒常的な支援に加え、令和5(2023)年度は、令和6(2024)年度からの3学部体制を記念して新設された3学部創設記念奨学金を、令和6(2024)年度入学の該当学生に給付する。

また、食の支援として、令和5(2023)年度前期にはコロナ禍や物価高騰で困窮する学生支援として、日本学生支援機構の支援事業を活用した学生食堂のチケットを交付した。この他にも、5月に健康栄養学科とタイアップした健康定食の販売補助、6月に介護福祉別科

に対する食の現物支給、7月と12月には朝食を無償提供する朝食キャンペーンを実施した。朝食キャンペーンや健康定食販売には、池田保健所も視察に訪れ、本学の取組みを評価して頂いた。

2点目は、学生自治会活動活性化のための支援である。学生のサークル活動についての支援は、現在10ある運動系、文化系すべてのクラブ・サークルに対して、個別申請に基づき最大30,000円の活動資金を支援している。また、学生支援センターでは学生一人ひとりが輝く学園生活を送ってほしいことを願い、学生が計画し実施する行事を支援している。

学生にとってもっとも大きな行事といえる秋の大学祭は、本学の学術・文化的活動や地域に開かれた大学の使命を果たすため、「クラスの団結、親睦を深める活動の発表」「サークル等の課外活動の取組みの成果の発表」「学科、教科の取組みの成果の発表」「地域連携や地域貢献の成果につながる発表」「その他、教育後援会、大学支援につながる活動の発表」と5つの発表の場を設け、これまで毎年（コロナ禍を除く）大きな成果をあげている。

3点目は、学生の健康相談・心的支援・生活相談等への支援体制とその運用である。

本学では学生相談室を設置し、心理カウンセラーを配置している。カウンセラーは、火曜日から木曜日の11時～17時30分に学生相談室に待機し、多様な学生の相談に応じている。また、保健室は平日の8時45分～17時30分に開室し、専任の保健師を配置している。体調不良者や負傷者の対応はもとより、心理的な相談にも応じ、状況により学生相談室に繋いでいる。各種のハラスメントについては、窓口を学生支援センターとし、学生の相談に応じている。これら学生相談室と保健室に加えリテラシーサポートセンター、及び学生支援センターの担当者が集まり、定期的（月1回）に会議を行っている。ここでは、それぞれの部署が、課題を抱えている学生について報告し、状況に応じて連携を取るための調整を行っている。

(3)2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生サービスは多岐に渡るため、常に学生のニーズを把握しておく必要がある。

その観点から、学生自治会たる「学青会」と学長との懇談会を毎年実施し、学生の要望を確認している。また、後期オリエンテーションを利用して、「学生生活・意識実態調査」を全学生に実施し、学生のニーズや傾向を把握している。更に学生の意見を随時集約するために、Web版「ご意見承りフォーム」制度を敷き、QRコードを読み取れば、いつでも誰でも大学に意見を伝えられるようになっている。これらから得られる要望や意見のほか、物価高騰、災害の発生などもあり、学生支援の必要性が高まっており、実現可能なものから対応、改善を進めていく。

【資料2-4-1】大阪青山学園事務分掌規程

【資料2-4-2】大阪青山大学学生生活委員会規程

【資料2-4-3】大阪青山大学奨学金制度一覧

2-5. 学修環境の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は箕面キャンパス（大阪府箕面市新稲）と北摂キャンパス（兵庫県川西市長尾町）があり、法人の本部機能は箕面キャンパスが担っている。箕面がメインキャンパスとなっており、本館、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館と6つの教室棟を持つ。【資料 2-5-1】うち管理棟を兼ねているのが4号館であり、こちらの建物には大講義室のほか図書館機能をもった「メディアセンター」を3階に配置し、また学生の学修・生活支援に関する部署を2階フロアに集約し、学生がこのフロアに来ればおよそすべての支援を受けることができる環境を整えている。このフロアには長いカウンターを配置し、入口側から教務部（教務課）、続いて学生支援センター（学生課）、進路支援センター（就職課）を並列させている。学生はこのフロア内で学修・学生生活・進路のそれぞれに関わる各種手続きや相談、支援といった様々なニーズを満たすことができているため、いわゆるワンストップ・サービスに近い環境を整えている。【資料 2-5-2】また全てのキャンパスにおいて建物の耐震化は既に完了しており、安全性に問題はなく、学生が安心安全に学べるキャンパスとして適切に管理されている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】

教室については、ほぼすべての講義室にスクリーンとプロジェクターを設置し（一部は吊り下げ型のディスプレイ本館 210 教室など）、演習、実習、実験室等についてはそれぞれ「管理栄養士学校指定規則」「指定保育士養成施設指定基準」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」にかなうよう必要な室をすべて揃え、そこには教育上必要な機械器具、標本、模型等も完全に整備している。

北摂キャンパスについては体育館と運動グラウンド、歴史文学博物館、テニスコートをもち、一般地域住民への貸出なども行っている。

学内のコンピュータネットワークについては、情報教育センターが一括管理し、年間を通してそれらに関する施設・設備の維持・管理にあたっている。毎年度2回、第1・第2の各コンピュータ室のソフトウェア整備・再構築を行っている。令和5(2023)年度も8月下旬と3月上・中旬の2回にわたりコンピュータ室の学生用および教員用コンピュータすべてのハードディスク(SSD)内容を再構築し、修正プログラムを適用してセキュリティの向上とソフトウェアの安定動作を図った。

教職課程における ICT 活用実践の場として本館 401 教室に電子黒板と演習用タブレット端末等を整備した教職演習室は、特に子ども教育学科を中心に、教職課程科目の各種授業で活用した。

情報教育センターでは、令和5(2023)年度も授業および研究活動におけるネットワーク活用の支援に加えて、学内 Wi-Fi（ワイファイ）環境の充実のためのアクセスポイントの増設や、子ども教育学部における教職演習室運用をフォローするとともに、年間を通じて安定的かつ効率的なネットワーク運用および学内設置パソコンの安定的な動作維持に取り組んだ。【資料 2-5-5】これにより、学生向け対応および教職員からの問合せ対応・遠隔授業等の支援を円滑に行い、新規パソコンの導入の際にも導入をコンスタントに短時間で行える体制となっている。また、北摂キャンパスでの介護福祉別科開設に合わせて整備された、北摂体育館の Wi-Fi 整備およびインターネットアクセス回線増強も安定した運用が可

能となった。さらに、2号館1階の「ラーニング・スクエア」の運用に学生支援センターとともに取組んだ。

また、看護学科を中心として進められている学生のパソコン必携化(BYOD)と電子教科書導入についても情報教育センターで支援を実施し、新入生の入学直後にWi-Fi接続および電子教科書インストールの講習を行った。

「ラーニング・スクエア」など、新規の情報系施設・設備の導入・更新はあるものの、コンピュータ室などは老朽化しており、「中期システム計画」(第3次中期計画の後半3年間の情報投資計画)を策定し、これに対応することとした。先にあげたWi-Fi接続の充実のためのアクセスポイントの増設は、「中期システム計画」の一環である。

情報セキュリティに関しては、懸案であった「大阪青山大学情報セキュリティポリシー」を、令和5(2023)年4月より施行し、さらに「大阪青山大学情報セキュリティポリシー」を実効性あるものとするための「情報セキュリティ規程」を策定、令和5(2023)年10月より施行した。【資料2-5-6】【資料2-5-7】「情報セキュリティ規程」施行直後の11月にはFD/SD合同研修会を行い、教職員向けの啓発に努めている。学生に対してはオリエンテーションおよび情報系科目の授業にて啓発を行っている。

注目されている生成AIについて、学長による生成AIの利用ガイドラインを発出するとともに、学内プロジェクトチーム「生成AI等活用課題検討チーム」を大学運営推進会議のもとに設置し、効果的活用のための利用方法を探っている。【資料2-5-8】【資料2-5-9】その一環として、外部講師を招き、生成AIを取巻く現状の紹介と活用の方向性を探るFD/SD合同研修会を令和5(2023)年11月に開催した(情報セキュリティ規程研修会と同時開催)。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学では、大学の使命である「専門的職業人の育成」を基軸にして、各学科の専門的な教育に対応するため、次のような学修環境を整備し、活用している。

実習施設については、本学の3つの学科がそれぞれ専門教育科目の中に実習科目を配したカリキュラムとなっているため、国家資格等の指定規則に準拠した各種実習室をすべて整備している。

健康科学部健康栄養学科については「管理栄養士学校指定規則」に定められている栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)のほか専門教育科目の各種実験を行う実験室を設置し、また教育上必要な機械、器具、標本及び模型等もすべて規定どおり揃えている。

子ども教育学部子ども教育学科においては電子ピアノ48台と6台の大型モニターを備えたML(Music Laboratory)教室及びピアノレッスン室、第一・第二音楽室、造形等の演習を行う図画工作室、乳児保育等の演習を行う保育演習室、地域の乳幼児の子育て中の母親を主な対象とした子育て支援の演習を行う子育て支援室など、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の両課程ならびに保育士課程の実習科目に必要な教室設備等をすべて揃えている。

看護学部看護学科についても基礎看護実習室、母性・小児看護実習室、成人・老年・精神看護実習室、地域・在宅看護実習室といった各領域別の実習に対応した実習室をすべて設けている。

図書館機能については、前述した4号館3階の「メディアセンター」と3号館2階の「図

書室」とで機能分担をしている。健康栄養学科および子ども教育学科の専門図書はメディアセンターに看護学科の専門図書は図書室に配架し、利用の便を図るようにしている。

図書館の両室を合わせた占有延べ床面積は1,159(m²)、書架棚は総延長2.20(km)、図書収容能力6万冊、座席数は228席(パソコン席は含まず、ソファ席含む)あり、他にパソコン席については24席(図書室8席、メディア16席)を有している。図書検索のシステムは両館共通となっており、図書の返却についても両館どちらでも対応できるようになっている。両施設の閲覧席数はメディアセンターが146席(一般)とパソコン(パソコンブース)16席、図書室については個人ブースを増設したため総数は少ないが47席(一般)とパソコン8席となっており、学生総数に対する席数としては充実しているといえる。ただし、両施設のパソコンの経年劣化が進んだため、メディアセンターのパソコンのうち11台、図書室については全台(8台)のハードディスクをSSD(ソリッドステートドライブ)化し、パソコン利用環境の改善を図った。

なお、令和5(2023)年10月より、3号館図書室の開館時間延長措置を実施した。本件は看護学科の学部化、また学外実習後の当日利用に向けた学生サービスの向上に資するもので、従前からの要望に応えるものである。これにより、3号館の開館時間は平日8:30~19:30(メディアセンターと同一)となった。

図書館は定期的に図書館だよりとして「青山さんの本棚」を発行(月1回)し、学生の図書館への関心・学修意欲の向上に向けた活動を継続的に行っている。【資料2-5-10】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーを始めとする障がい者への対応において、現在は本館前にもスロープが設置され、また本館にもエレベーターを新設したため、構造上対応が難しい建物を除きキャンパス内はほぼバリアフリーとなっている。2号館、4号館、5号館のエレベーターには障がい者対応が図られている。唯一対応が出来ていない1号館については持ち運びが可能なスロープを準備するなど対応している。また多目的トイレについても本館、2号館、4号館に設置している。

なお、施設・設備の利便性の向上として、令和4(2022)年度においては学生のスクールバス乗り場に屋根付きのシェルターを設置し、雨の日でも待ちやすい環境を整備した。また学生からの要望で雨具を干す場所のリクエストがあったことから、雨具専用干場の「かっぱハウス」を設置するなど、学生の要望も随時取入れ、反映している。さらに2号館の1階には個人、グループで自由に学習できる教室としてラーニング・スクエアを設置することで、学修環境の整備も継続的に行っている。併せて体育の授業やサークル活動等で使用するリズム室の床の全面改修を行い、より安全に快適に運動が行えるようにしている。北摂キャンパスではすべてのトイレを洋式化し、グラウンドにはLED照明を追加し照度をアップすることでより安全にクラブ活動が行える環境を整備している。また、令和5(2023)年度には箕面キャンパスのほぼすべての建物をLED化することで照度のアップを図り、加えて令和6(2024)年度には隣接施設との連絡階段を設置する予定であり、これまで建物までの経路が1つしかなかったものが複数となり、緊急時の経路として活用する計画である。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は管理栄養士養成施設、幼稚園・小学校・特別支援学校教諭一種養成課程、保育士養成施設、看護師・保健師養成施設としての指定を受けている。特に管理栄養士と保育士関係の指定科目受講者数は40人を基準とした少人数（クラス単位）授業を基本としている。健康栄養学科と子ども教育学科では、80人の学年定員を二分したクラス制をとっており、それぞれのクラスには担任教員を配置して一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行っているため、教室も50人規模の小教室をあえて多く用意して少人数授業を実現している。

看護学科は、スクリーンやプロジェクターなどを整備して80人授業を実施しているが、こちらは人数を更に小さく分けた「チューター制」を敷き、各教員が小グループを担当してきめ細かく直接指導にあたっている。

受講人数の管理については、教務部教務課が担当するが、学科長及び学科教務担当教員ともよく連絡調整して適切な受講者数の管理に努めている。（例えば再履修者が多数いる場合など、担当教員に対して別枠の授業コマを設定してもらう形の調整も行なっている。）また、教務課ではすべての科目の担当教員に対して事前に教室や機材の要望等を調査し、併せて昨年度の受講人数を参考に教室の収容人員数に応じて教室を割り当てている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理の点においては、平成17(2005)年の開学（健康栄養学科の開設）時に設置した、あるいは短期大学部にそれ以前からあったものを転用している機器類の老朽化が課題としてあげられる。個々の機器を点検整備しつつ、交換新調が必要なものについては適宜対応していく。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については一層の向上を図るよう、本館と1号館の接続部分を補強していく計画を進めていく。

ICT環境の整備に関して、令和5(2023)年度から「中期システム計画」を策定し、施設・設備の充実を目指している。今後は、学生用・教職員用パソコンの刷新を令和6(2024)年度以降2年程度で行う計画とし、IR向けデータ活用基盤なども検討していく。また、パソコン必携(BYOD)を看護学科以外にも広めるべく情報システム委員会で検討を続けている。情報教育センターではパソコン必携(BYOD)で重要なWi-Fiの使い勝手の向上と、ネットワークのさらに安定的かつ効率的な運用に努め、学園全体でDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでいく。

上記以外にも、時代の変化に即して施設・設備を適宜見直し、法と規則の定めにより適切に管理していく。

【資料 2-5-1】 令和6(2024)年度学生便覧 P18：キャンパスマップ

【資料 2-5-2】 令和6(2024)年度学生便覧 P118：4号館平面図

【資料 2-5-3】 学校法人大阪青山学園学校施設耐震化状況（ホームページ掲載分）

【資料 2-5-4】 学校法人大阪青山学園施設等管理規程

【資料 2-5-5】 学生向け AOYAMA Wi-Fi 接続方法

【資料 2-5-6】 大阪青山大学情報セキュリティポリシー

【資料 2-5-7】 大阪青山大学情報セキュリティ規程

【資料 2-5-8】生成 AI について（教職員の皆さんへ）

【資料 2-5-9】生成 AI について（学生の皆さんへ）

【資料 2-5-10】図書館だより「青山さんの本棚」2023 年 4 月号～2024 年 2 月号

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通常の授業（講義・演習・実験実習等）における学生の意見・要望については、毎学期末に全科目について行う「授業アンケート」によって把握する仕組みをつくっている。授業の最終週（場合によってはその前の週）に、学生が「A-Portal」（教務システム一体型ポータルシステム）を使用し回答することとしており、教員側も、「A-Portal」から結果を確認し、所定の期日までに「授業アンケート」結果への対応を「A-Portal」から全ての科目について行うこととなっている。令和 3(2021)年度までは一連の流れを全て紙媒体で実施していたが、ポータルを使用することで集計結果及びその確認、そして学生へのフィードバックも早くなった。

これらの結果については学長がすべて閲覧するとともに、閲覧ののち、その結果内容から特に配慮・対応を必要とすると判断した場合には当該教員と面談を行い、今後の改善や対応について助言等を行うこととしている。

以上のような取組みは、各教員（授業アンケートを起点とする改善までのサイクル的な取組み）を支援する目的で、教員の研修、FD（ファカルティ・デベロップメント）の諸活動にも繋げている。これについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第 3 条において「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と定め、FD 推進委員会を設置して委員会主導の形で進めている。委員会には更に FD 活動を推進するため、「大阪青山大学 FD 推進委員会規程」を定め、第 1 条でその目的を「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。」としている。【資料 2-6-1】

推進事項として第 2 条で「(1)授業改善のための基本方針の策定に関すること。(2)教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。(3)各学科の教員への FD 活動の啓発に関すること。(4)教員の教授活動の支援に関すること。(5)教員の研修会及び講習会の開催に関すること。(6)FD 活動に関する情報の収集と提供に関すること。(7)その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項」を定めている。

一方、前述のとおり学修に際して様々なニーズを抱える学生に個別の対応をし、またそれを充実させる場所として「リテラシーサポートセンター」が機能している。ここには運営委員として各学科の専任教員が複数名携わっており、昼休みを中心に「オフィスアワー」

を開設している。また、上級学生から下級学生への支援として SA による支援の体制を作っており、その支援を充実させている。

この仕組みの中で SA 学生は下級生への学修支援、授業・講座補助、研修・委員会活動に加え、SA 自らによる講座の企画・実施も多く行っている。次年度の SA 育成についても、後期末に新旧 SA 引継ぎを行い、新体制での SA 活動をスムーズにスタートさせるようにしている。なお、卒業年次以外の SA のうち次年度も活動を継続する意志のある者については、研修等の活動を行っている。これらの諸活動については、「リテラシーサポートセンター活動集」という冊子体として発行している。【資料 2-6-2】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎年「学生生活意識・実態調査」を実施し学生の意識と実態を調査しており、学生の意見・要望の把握に努めている。総合的な満足度等を、中期計画の KPI に採用し、教授会、常任理事会等に報告するとともに、関係部署に資料を提供し、それぞれの部署での学生対応の改善に活用されている。ちなみに、令和 5(2023)年度の総合的満足度は、「満足」「やや満足」を合わせると 85.2%となり、昨年の 82.0%を上回っている。【資料 2-6-3】

心身に関する健康相談は、保健室と学生相談室が担っており、それぞれの活動について把握・分析を実施しており、その結果を報告している。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

学生生活に関する学生の意見・要望の把握方法は、「学生生活・意識実態調査」の他に次の二つがある。

一つは「大阪青山大学へのご意見承りフォーム」である。これは、QR コードを読み取ることにより、大学に対して意見や要望を伝えることの出来るフォームで、記名・匿名も選択できる。投稿頻度はそれほど多くないが、学生の切実な意見を聞くことが出来ている。

もう一つは「学生と学長との懇談会」である。これは、年に 1 回 7 月頃に実施しているもので、学生自治会である「学青会」役員・クラブ・サークル代表者と学長・副学長・学部長とで、学生生活等について意見や要望を聞くことが目的の懇談会である。毎回貴重な意見が得られ、そのうち実現可能なものには早期に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎年「学生生活意識・実態調査」を実施し学生の意識と実態を把握することに努めており、この中に学修環境に関する項目を設け、学生の意見・要望の把握に努めている。総合的な満足度等を教授会、常任理事会等に報告するとともに、関係部署に資料を提供し、それぞれの部署での学生対応の改善に活用されている。【資料 2-6-3】

学生の生の声を直接把握する機会として、「学生と学長との懇談会」を実施し、学青会役員、及びクラブ・サークル代表者が出席している。そこでは、施設の改善要望、授業や教職員に関する要望、学生生活全般について等々、種々の事項について活発なディスカッションが行われる。近年着手できたのは以下の通りである。

- ① 食堂の環境を改善して欲しい→全面改修工事を実施した。
- ② スクールバスの運行を多くしてほしい→令和 5(2023)年度後期より 8 時台をピストン運行にした。

- ③ 自動販売機の品揃えを充実させてほしい→令和5(2023)年度後期より自動販売機を
入替え、カップ麺を学生支援センターで調達販売することとした。これに伴い、
要望の多かった電気ポットを設置した。
- ④ 実習室前の砂落としマットを新しいものに変えてほしい→撤去した。
- ⑤ 駐輪場にかっぱを干すところを設置してほしい→坂上に「かっぱハウス」を設置
した。
- ⑥ 実習室・実験室の掃除用具を新しくしてほしい→担当学科に申し入れた。
- ⑦ 2-801 教室のプロジェクターを修理してほしい→機器を更新している。
- ⑧ 210 教室のインターネット回線を強化してほしい→強化しているが情報教育センタ
ーと連携し更なる対応を検討中。
- ⑨ アクティブ・ラーニング用の部屋がほしい→ラーニング・スクエアを設置した。
- ⑩ 給水機を設置してほしい→学生談話室に設置した。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

「学生生活・意識実態調査」については、設問内容を通常分以外にタイムリーな質問も加えるよう、学科・各部署の意見を聞き学生生活委員会で協議している。また、学生の意見をリアルタイムに確認できる「ご意見承りフォーム」については、オリエンテーション等でQRコードを周知し、より気軽に意見や苦情を伝えられるようにしていく。学長懇談会においては、学長が直接学生と対話する場となるので、学生の本音が引出しやすくなるよう環境作りにも注力する。

これらから得られた学生の意見・要望については、継続して分析した上で各部署に周知し、必要に応じて速やかに対応することで、更なる学生の満足度向上に繋げていく。

【資料 2-6-1】大阪青山大学 FD 推進委員会規程

【資料 2-6-2】2022 年度リテラシーサポートセンター活動集

【資料 2-6-3】令和 5(2023)年度学生生活・意識実態調査集計報告書

【資料 2-6-4】令和 5(2023)年度保健室報告書

【資料 2-6-5】令和 5(2023)年度学生相談室活動総括

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては本学の教育目的に沿って定めたアドミッション・ポリシーに基づいて適切に実施している。定員未充足の学科もあるが、定員確保に向けて、継続的に対策を検討し実行している。学修支援についてはリテラシーサポートセンターを中心とした教員と職員および SA 学生の協働によるきめ細かいサポート体制が構築できている。キャリア支援については教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。教育課程の中では各学科の初年次教育科目の中で目指す専門職へのキャリアガイダンスが実施されている。教育課程外では「進路支援センター」が様々なプログラムを提供し、教育・保育職については「保育・教職支援室」が個に応じた実習から就職までのきめ細かい丁寧な進路支援を行っている。

学生生活の安定のための支援は「学生支援センター」が核となり、「担任制」「チューター制」と連携させながら教職協働によるサポート体制を整備している。

学修環境の整備については学生の要望や教育的ニーズを踏まえながら利用状況を検証し、毎年改修や設置を少しずつ進めている。また、学生の意見・要望への対応については、その把握の機会を増やして対応している。

以上のことから、本学は、基準2の要件を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学の建学の精神である「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」を受けて、大学全体としての教育の目的を「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」と定めている。また、この大学全体の教育目的を踏まえて、各学部・学科の教育目的を学則第 6 条第 2 項に定めている。

この教育目的を実現するために、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定めていたが、令和 6(2024)年度に、2 学部 3 学科体制から 3 学部 3 学科へと移行するにあたって、各学部・学科の教育目的を踏まえ、その育成する専門性に則って、学部レベル、学科レベルのディプロマ・ポリシーの見直しを再度行った。

以下に学則第 6 条第 2 項で定められた各学部・学科の教育目的とディプロマ・ポリシーを記す。【資料 3-1-1】

《健康科学部》

教育目的：心と身体の健康を科学的に学究し、すべての世代の人々の健康の維持・増進と疾病の予防・回復に貢献できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

ディプロマ・ポリシー：所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた食と健康に係わる専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。

○健康栄養学科

教育の目的は、学則第 6 条第 2 項のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。「職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。」

これは、管理栄養士としての資質以前に職業人としてのあるべき姿をも包摂しており、単に栄養や食事の指導ができる人材の養成というところにとどまらないことを意味している。

このことを踏まえ、次のようにディプロマ・ポリシーを策定している。

① 人間栄養学を実践する素養を有している。

② 人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができる。

- ③ 職業人として豊かな人間関係を作り、多様な職種の人と協調し、チーム医療などにも参画することができる。
- ④ 栄養に関する専門的関心を持ち続け、不断に努力を積み重ねることができる。

《子ども教育学部》

教育目的：子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる。豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

ディプロマ・ポリシー：所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた保育・教育者に係わる専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。

○子ども教育学科

教育の目的は、学則第6条第2項のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。「子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理観と使命感をもった教育者・保育者を養成する。」

これを踏まえたディプロマ・ポリシーを4つの項目によって次のように示している。

- ① 子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有する。
- ② 初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有する。
- ③ 自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有する。
- ④ 初等教育・保育・子ども福祉にたずさわる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を有する。

《看護学部》

教育目的：科学的に裏付けられた正確な看護の知識と技術、人への思いやりや慈しみの心を持ち、人間の健康をトータルにケアし生涯にわたって活躍できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

ディプロマ・ポリシー：所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた看護職者としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生に対し、卒業を認定し学位を授与する。

○看護学科

同じく教育の目的は学則第6条第2項のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

「対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師及び保健師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師及び保健師を養成する。」

これを踏まえる形で、次のようにディプロマ・ポリシーを策定している。

- ① 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在であると捉えることができる。
- ② 対象者と家族およびそれを支える人々に対して、看護職者としてのコミュニケーションがとれる。
- ③ 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための知識と技術を備えている。

- ④ 豊かな人間性と倫理的思考を身につけることができる。
- ⑤ 看護の役割を理解し、多職種と連携・協調できる。
- ⑥ 最新の知識と技術を継続して自ら学び続けることができる。

以上のように、大学の建学の精神および教育の目的を踏まえて、各学部・学科のそれぞれのレベルにおいて卒業時に目指す姿を明確に示したディプロマ・ポリシーを策定している。そしてこれらは本学に入学した学生全員が年度当初に受講する入学時の学科ガイダンスで配布される冊子「学生便覧」に掲載されており、ガイダンスの中で詳細に説明を受けることとなっている。【資料 3-1-2】

また、公式ホームページで広く学内外に公表され、毎年更新している大学案内「OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」の巻末にも掲載することで受験生にも周知徹底されている。【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

それぞれの授業科目における単位認定については、令和 5(2023)年度より、ディプロマ・ポリシーをさらに中項目に分け、開講科目と中項目との主な対応をシラバス上に明記し、ディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標との関連性をより明確にした。この到達目標の達成度は、表 3-1-1 の成績評価基準に則り、担当教員が適切な評価方法（筆記試験、レポート試験、授業内の学修成果物等）によって判定している。

表 3-1-1 [評価基準等]

評価点	評価	GP	評価基準等
100 点～90 点	秀	4	到達目標を十分に達成し、優秀な成果をあげている
89 点～80 点	優	3	到達目標を十分に達成している
79 点～70 点	良	2	到達目標を概ね達成している
69 点～60 点	可	1	到達目標を最低限達成している
59 点～0 点	不可	0	到達目標を達成していない
—	欠席	0	試験を欠席した科目
—	停止	0	出席基準を満たせなかった科目

授業科目の到達目標および評価方法についてもシラバスへの記載を必須としており、また初回の授業等でも学生に周知している。同一科目を複数教員が分担するオムニバス形式の科目については、当該科目の責任者が全体を統括し、評価方法をシラバスに明記し初回の授業等で学生に周知している。【資料 3-1-4】

また、体系的履修を必要とする授業科目の履修については、前提条件を付している科目がある。健康栄養学科では、履修規程 11 条において「各臨地実習」及び「総合演習」、看護学科では、履修規程 11 条の 4 において「各臨地実習」が該当する。【資料 3-1-5】

このことは学生便覧及び実習要綱に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。【資料 3-1-6】

進級基準については、各学科で対応が異なり、以下のように定めている。

○健康栄養学科

健康栄養学科においては、令和 6(2024)年度入学生より、進級制度を復活させ、履修規程第 24 条に 2 年次終了時における総修得単位数（基礎教育科目及び専門教育科目に限る）が 70 単位以上であること。また、そのうち必修が 55 単位以上でなければ 3 年次への進級を認めないこととした進級基準を設けている。このことは学生便覧に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。【資料 3-1-7】

○子ども教育学科

子ども教育学科においては進級基準等の定めはないが、履修規程第 24 条において 1 年次から 3 年次それぞれの年度末に単位修得状況が芳しくない学生の第一保証人に対して、警告書を発することとし、学生本人の学修意欲の喚起及び家庭と連携した学修指導に努めている。このことは学生便覧に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。【資料 3-1-8】

○看護学科

看護学科においては本格的な領域別実習が開始される 3 年次後期の学修に備え、履修規程第 24 条に 2 年次終了時において、次の要件すべてを満たしていなければ、3 年次への進級を認めないこととした進級基準を設けている。このことは学生便覧に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。【資料 3-1-9】

- (1) 専門基礎科目及び専門科目として 2 年次までに開講されている必修科目の総単位数 56 単位のうち 53 単位以上を修得していること。
- (2) 「解剖生理学Ⅰ」及び「解剖生理学Ⅱ」（計 4 単位）を修得していること。
- (3) 「基礎看護学実習」及び「地域実習Ⅰ」「臨床判断看護学実習」（計 4 単位）を修得していること。

これにより、実習も含めた看護学の基礎知識、技能を習得したことを前提とした現場での領域実習を実りあるものとし、ディプロマ・ポリシーに沿った人材の輩出に万全を期する仕組みを作っているといえる。

卒業認定基準については、学則第 7 章第 54 条及び履修規程第 26 条に定められている。健康栄養学科においては、卒業要件単位数として 124 単位以上の修得が必要となっており、うち基礎教育科目の必修 20 単位、専門教育科目の必修 88 単位を含む形となっている。

子ども教育学科の卒業要件単位数は健康栄養学科と同じく 124 単位であり、基礎教育科目の必修 14 単位、専門基礎科目の必修 18 単位、専門教育科目の必修 14 単位を含む形となっている。

看護学科においては、卒業要件単位数として 127 単位以上の修得が必要となっており、うち基礎教育科目の必修 18 単位と選択 7 単位以上、専門基礎科目の必修 27 単位と選択 3 単位以上、専門科目の必修 72 単位を含む形となっている。

卒業認定基準についても入学時に入学者全員に配付する「学生便覧」に記し、入学時オリエンテーションにおいて全員に丁寧に周知している。【資料 3-1-10】

また、「学生便覧」はすべての専任教員、非常勤教員にも配付され、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学生教員双方にもれなく周知されているといえる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目の成績評価は、上記で述べたように、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポートなどを組合せた多面的な評価方法により秀・優・良・可・不可の5段階で行われる。(表 3-1-2) 実験・実習・実技のように筆記試験による評価が適切でない科目については、試験を行うことなく、授業への取組み状況、課題や成果物、実験・実習記録などの組合せで、単位修得の可否のみで評価する場合もある。

授業科目の成績評価のための試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とすることを学則第 49 条に規定している。平常試験とは授業期間内に行われる試験である。定期試験とは各学期の期末に行われる試験であるが、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった学生には、追試験が受けられるよう配慮している。

また、追試験・再試験については、学則及び履修規程に以下のように定められている。

「定期試験等の結果、学修の評価が不合格になった学生に対しては、再試験を行うことができる(学則第 52 条、履修規程第 18 条)。ただし、正当な理由なく定期試験を受験しなかった学生は、当該科目の評価を受ける権利を放棄したものとされ、追再試験を受験することはできない(履修規程第 16 条)。」

定期試験の受験資格は履修規程第 13 条に定めており、授業出席割合が定めた基準に満たない学生は定期試験を受験することができない。そのため、授業への出席状況には教職員側でも注意を払っており、出欠の迅速な記録を徹底している。欠席が一定の基準に達した学生については、「A-Portal」システムを介した通知が担任・チューターに週末に届くことになっており、必要に応じて個別指導を実施するなどの対応がなされている。定期試験の受験資格については、学生便覧にも記載されており、オリエンテーションでも十分に説明をしている。

表 3-1-2 「成績評価」 (学則第 53 条、履修規程第 22 条)

判定	評点	評価
合格	100～90	秀
	89～80	優
	79～70	良
	69～60	可
不合格	59 以下	不可
試験欠席	欠席	欠席
出席数不足のため受験資格がない場合	停止	停止

学生は、自身の成績評価に疑問点がある場合は、不服申立て受付期間内(成績評価開示毎に一定期間設けており、あらかじめ試験期間前から学生には「A-Portal」上で周知して

いる。)に教務部へ申し出ることが出来る。担当教員は疑義照会に応じて再度、成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。疑義照会件数としては、半期で追・再試験を含めて4件程度である。

以上の成績評価をもとに100点満点中60点以上、評価では可以上の科目または合格した科目について、単位を認定している。また、成績評価と連動してGPAを算出し、学生が学期・年間・累積の学修成果を知る指標のひとつとして活用するGPA(Grade Point Average)制度を導入している。GPAは、学生一人ひとりの学修の状況や成果を客観的に示す指標として価値を有するものであり、学生・担任・チューターは「A-Portal」上で学期ごとのGPAの変化を確認するなどの利用も可能である。第一保証人宛に郵送される成績通知書にもGPAが記載されるので、保証人と連携した学生指導の際の有効な指標としても活用が可能である。また、教務委員会での議論に基づき、令和6(2024)年度より、成績証明書にも記載されることになり、活用可能性の幅は広がっている。

ただし、専門職養成課程という各学科の性質上、必修科目が多く、GPAを上げるために学生自身が履修科目を選ぶといった履修の自由度は小さいため、現在は大学独自の奨学金である成績優秀者への報奨金・奨励金の選抜指標や、子ども教育学科における実習要件など部分的な活用が主となっている。

定期試験における不正行為については、教育的観点から厳正に対処することとし、当該行為を行った学期の全ての授業科目について、履修を無効とすることとしている。ただし、学外実習すなわち外部施設や教育機関等における実習科目については、看護学科を除いて、履修を無効としないと定めている(学則第60条、履修規程第20条)。

編入学生の単位の認定については、本学入学前に大学または短期大学等において修得した単位は、学則第37条の定めるところに従い、教育上有益と認められるとき、3年次編入生は62単位を超えない範囲、2年次編入生は30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることができるとしている。運用に際しては、編入入学前に取得した科目のシラバスを確認し、本学開講科目に相当すると認められるもののみを認定している。認定にあたっては、学科の教務委員から出された意見をもとに教務部で原案を作成し、学長が認定を行う。これらの科目の評価は成績には「認定」と表示される。

また、入学前の既修得単位や他大学等での修得単位、大学以外の教育施設等における学修についても大学が60単位を上限(編入学を除く)として単位を認定することがあると学則に規定されている。この場合も成績には「認定」と表記される。

本学は、大阪府内の国公立立合わせて42大学間で構成する「大学コンソーシアム大阪」の加盟校となっており、単位互換制度の利用を可能としている。この制度を利用して修得した単位も本学の単位として認められることになっている。ただし、卒業要件単位とみなすか否かは、履修申込み時点で当該科目の学修内容に照らして教務部で判断を行う。【資料3-1-11】

進級基準については、3-1-②で述べた学科ごとの基準に基づき、以下のように厳正に適用されている。

健康栄養学科においては、2年次終了時までの成績に基づき、進級判定案を教務部が作成し、学科会議で審議され、学長が進級を認定し、原級留置者へは教務部より文書にて通

知している。

子ども教育学科においては、年度末の成績に基づき、履修規程に示された基準に満たない者を、学科の教務委員が該当者をリストアップし、学科長及び担任に確認した上で、教務部より稟議・決裁後、教務部長の名で第一保証人あてに警告書を発送し、次年度の学修へ向けた指導を行っている。【資料 3-1-12】

看護学科においては、健康栄養学科と同様に、2 年次終了時までの成績に基づき進級判定案を教務部が作成し、看護学科において設置されている領域長会議（学科会議の代議員会に相当）で審議され、学長が進級を認定している。

卒業認定については、卒業判定のための教授会を開催し、教務部が成績を基に作成した卒業判定案に基づき、教授会で審議される。これは 2 回開催されることになっており、初回到卒業判定が不可となった者については、履修状況に鑑み再々試験の機会を設け、その結果を第 2 回の卒業判定会議に諮っている（履修規程第 19 条）。いずれの判定会議の結果についても最終的に学長が教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定し、卒業認定された者についてはそれぞれの学科の学位を卒業証書・学位記授与式で授与している。【資料 3-1-13】

以上のとおり、単位認定、進級基準および卒業認定基準は厳正に適用されている。

また、各種判定案はその作成部門（教務部）、確認部門（各学科）、審議機関（教授会）と複数の機関が関与することをもって、厳正なる運用が担保されるように努めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえて策定した各学部・学科のディプロマ・ポリシーを学生に周知し、これらに基づいた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

前述の GPA 制度の活用については、今後経営企画室による科目ごとの GP の分布等の IR 分析を通して科目間での成績評価基準の平準化を図り、教育の質の向上につなげる。また、学科ごと学年ごとの GPA の変動などの教学 IR データの分析を進め、その結果を基に担任・チューターとの個人面談の資料として積極的に活用するなど、学生の学修意欲の向上及びより適切な学修指導に活用していく体制を整えていく。【資料 3-1-14】

履修登録の上限(CAP)については、学外実習までに最低限必要となる学修内容が多いため、令和 5(2023)年度までは、健康栄養学科と子ども教育学科が 60 単位、看護学科が 52 単位としていたが、学修の質の保証の観点から、教務委員会と学科の検討を経て、令和 6(2024)年度より、健康栄養学科と子ども教育学科の履修上限を 58 単位に引き下げた。単位の実質化の観点から見れば依然として高い数値であるが、実習への影響を考えると拙速な引き下げは難しいため、今後も引き続き教務委員会を中心に学科の教育課程の見直しと関連づけて検討していく。

【資料 3-1-1】 大阪青山大学学則

【資料 3-1-2】 令和 6(2024)年度学生便覧 P7、8、10、12：ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】 OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P66

【資料 3-1-4】 令和 6(2024)年度シラバス作成要領

【資料 3-1-5】 大阪青山大学履修規程

- 【資料 3-1-6】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P41、42：履修要件
- 【資料 3-1-7】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P41：健康栄養学科 進級基準
- 【資料 3-1-8】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P42：子ども教育学科 警告書
- 【資料 3-1-9】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P42：看護学科 進級基準
- 【資料 3-1-10】 令和 6 (2024) 年度学生便覧 P27：卒業認定基準
- 【資料 3-1-11】 大学コンソーシアム大阪・単位互換制度 (PDF 資料、2024 年版)
- 【資料 3-1-12】 子ども教育学科 警告文様式
- 【資料 3-1-13】 大阪青山大学学位規程
- 【資料 3-1-14】 大阪青山大学 GPA に関する規程

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

全学的な教育課程編成方針のもとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、学生便覧に次のように示されている。【資料 3-2-1】

《健康科学部》

食と健康に係わる専門的職業人となるにふさわしい態度と感性を養い、各々の分野に必要な専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム (教育課程) を編成する。

学部のカリキュラム・ポリシーのもと、学科のカリキュラム・ポリシーは次のように具体的に定められている。

○健康栄養学科

健康栄養学科では、まず学科としての教育課程の編成及び実施に関する方針を次のように示している。

管理栄養士としての資質を身につけ、「人間栄養学」(広い視点から人に向かい合い、社会を見つめ、食・栄養の問題はもとより食糧の生産・流通・分配、また経済と社会の問題までも含めて体系化していく栄養学)の実践指導者を養成するカリキュラム(教育課程)を編成する。そのために、広い視野と基礎力を養う基礎教育科目、栄養学を基軸とした専門教育科目 (専門基礎分野・専門分野) を配する。

学科全体の方針をこのように掲げ、更に詳しく領域ごとの具体的内容を次のように示している。

- ① 1年次には、基礎教育科目において広い視野と基礎力を養うとともに、専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を配して専門教育の基礎固めを図る。基礎教育科目においては、キャリアデザイン科目を配し、管理栄養士の職域分野とその業務内容の理解によりその分野に進む自覚を深めることを目指す。管理栄養士に求められるカウンセリングスキル、コミュニケーション力の基礎となる良好な対人関係の形成、ことばの力、人間理解などの基礎力を養成する科目を配する。また、高等学校までの学修を補充発展させる科目やICT活用能力を育成するための科目を配し、専門教育科目への導入を図る。
- ② 1、2、3年次には、専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を段階的に配し、管理栄養士としての専門知識・技術を修得する。とくに、人間栄養学の実践指導者となるために必要な調理の技術を理解し修得することも重要視している。また、3年次には「臨地実習」を配し、事業所給食現場、保健所、病院において、学内で学修した知識・技術を基に、学内だけでは修得できない栄養学の実践実習を行う。
- ③ 3、4年次には卒業研究を必修科目とし、実験・調査等の研究活動を通して食（食物と栄養）と健康のあり方を科学的・客観的に評価できる専門職としての資質を高める。
- ④ 4年次には、専門分野を横断して、栄養評価や管理が行える総合的な能力を養い、管理栄養士としての資質を備えるため、「総合演習」を配し、実践力の向上を図る。資格の取得を円滑に図るためにキャリア形成を支援するカリキュラムを設定している。卒業と同時に「管理栄養士国家試験受験資格」「栄養士免許」を取得する。
- ⑤ 管理栄養士としての実践の場を幅広くするために、各種の資格を取得することもできるカリキュラムとする。

《子ども教育学部》

教育と福祉の接続・連携・協働に関する視点および子どもと向き合う態度と感性を養い、希望する職業に必要となる専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している。

学部のカリキュラム・ポリシーのもと、学科のカリキュラム・ポリシーは次のように具体的に定められている。

○子ども教育学科

子ども教育学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、総論として次のように記されている。子どもの心身の成長・発達を支えることのできる保育者・教育者の育成をめざして、基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目の配置の下に、以下の学修と保育士の資格取得ならびに幼稚園教諭・小学校教諭の免許取得を結合したカリキュラムとする。よって、理論的な科目と実践的な科目をバランスよく配したカリキュラム編成とする。また、少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取入れ、深い学びを実現するとともに、社会で必要とされる対人関係スキルの向上も図る。

学科全体の基本方針をこのように掲げ、更に詳しく具体的内容を次のように5つの項目によって示している。

- ① 1年次は、初年次教育として、大学での学び方やキャリア意識の形成、学びに最低限必要なレベルの読む・書く・聞く・伝える能力の育成を図る。また、2年次以降の履修コース（初等教育コース・保育コース・子ども福祉コース）の選択に資する科目も配する。

- ② 2、3年次は、保育・幼児教育と子ども福祉の基礎理論や技能あるいは小学校の教科・教育法に関する科目などを配し、履修コースの特質に応じた理論知・実践知の育成を図る。また、実習を通して、理論知・実践知の検証と更新、ならびに大学内だけでは修得できない保育者・教育者に必要な資質・能力の育成を図る。
- ③ 3年次後期から4年次にかけては、初等教育・保育・子ども福祉に関わる独自の課題を設定・追究し、論文としてまとめることによって、自ら考えて問題を解決できる能力を育てるとともに、自分なり子ども観・保育観・教育観の確立を図る。最終的には、保育者・教育者としての資質・能力の確認を行う。
- ④ とくに音楽に関しては、保育・教育では必須となるため、1年次の基礎音楽にはじまり器楽や声楽など4年次までの各学期に、必ず音楽科目を配す。
- ⑤ 以上の学びに加えて、学生の幅広い関心に合わせて、柔軟に学ぶことができるカリキュラム構成とする。

《看護学部》

看護職者として、ヘルスケアの場や地域社会に貢献するために必要な知識・技能・感性を養い、生涯にわたって自主的に専門性を高めるための知性と態度を育成するためのカリキュラム（教育課程）を編成する。

学部のカリキュラム・ポリシーのもと、学科のカリキュラム・ポリシーは次のように具体的に定められている。

○看護学科

看護学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、まず総論として次のように示されている。

看護学科の教育研究上の目的である「1. 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、2. 幅広い教養を養い、人間性豊かな人格を形成し、専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護師を育成すること」を達成するために「食や保育」の視点も取入れた授業科目を編成し、生涯学び続ける基礎的能力や生涯学習力を培うことができるよう、カリキュラムを編成している。

カリキュラムは基礎教育科目、専門基礎科目および専門科目の科目群で構成する。

この基本方針のもとに、次の6点からその内容を具体的に示している。

- ① 1年次に基礎教育科目を配置し、対象者との関係を築くためのコミュニケーション能力、主体的な学修態度、人として看護者として社会に貢献するために必要な規範や教養や倫理的態度を学び、学習スキルを体得する。
- ② 1年次から4年次まで、地域の人々と関わる演習および実習科目を配置し、地域に暮らす人々の生活を学び、そこに必要な看護について五感を使って体得する。
- ③ 1年次には、人間を身体的・精神的および生活者としての側面に関する科目を配し、看護の対象である人間についてあらゆる側面を統合した存在であることを学修する。さらに保健、医療、介護に関する科目を配置し、社会や医療に関する制度について学修する。
- ④ 1年次後期から2年次には、問題解決技法や発達段階、健康レベルに応じた専門知識や専門的技術の科目を配し、臨床判断能力と基本的看護技術を獲得する。
- ⑤ 3年次には、それまでに学修し習得してきた知識、技術、態度に関する科目を配し、対

象に応じた看護の展開を地域・在宅、施設、病院等で実践し、看護職者に必要な看護実践能力の基盤を体得する。

- ⑥ 3年次から4年次には、看護や医療の発展に関する科目を配し、主体性、積極性、社会に貢献する態度、看護を深く追求できる研究的能力を修得する。

以上3学部3学科それぞれのカリキュラム・ポリシーは、その具体的内容の部分まで含めすべて学生便覧に記載し、大学の公式ホームページ、大学ポータル等によって広く内外に表明されている。したがって、カリキュラム・ポリシーの策定と周知は十全になされているといえることができる。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-①に示した通り、各学科のカリキュラム・ポリシーは大学の建学の精神・教育の目的に沿って作成された各学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて作成されたものであり、その一貫性は自明のことである。

また前述したように、令和4(2022)年度には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連をより分かりやすく示すために、ディプロマ・ポリシーの中項目を学位プログラム単位である学科ごとに整備し、開講科目との対応づけを行った。令和5(2023)年度入学生から、学生便覧に記載する形で中項目一覧を周知している。【資料3-2-2】

また、「A-Portal」上で学生が確認できるシラバスにもディプロマ・ポリシーとの関連を明記する欄を新たに設け、関連性が学生により分かりやすい形に整備した。

さらに、全学科でカリキュラム・マップの整備を行い、各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連および開講科目の配置を視覚的にもわかりやすく整え、令和6(2024)年度の学生便覧から掲載することとなった。【資料3-2-3】

以下、学科ごとにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示しておく。

○健康栄養学科

[基礎教育]の内容は、ディプロマ・ポリシーの③④における陶冶に強く結びつくとともに、「人間栄養学」の幅広い人への視点を培う点に寄与するところも大きい。

[専門基礎分野]には、ディプロマ・ポリシー①②の実現に資するための科目群が揃えられている。

そして[専門分野]においては全員必修の「卒業研究」「総合演習」を到達点とし、人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができ、人間関係を良好に築きながら栄養の専門人材として活躍できる総合力を身につけるよう、教育内容が整備されている。

以上のことから、健康栄養学科においてはカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が強く保たれているといえる。

○子ども教育学科

カリキュラム・ポリシーの総論である、「理論的な科目と実践的な科目をバランスよく配

置したカリキュラム編成である。また、少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取入れ、深い学びを実現するとともに、「社会で必要とされる対人関係スキルの向上も図る」について、ディプロマ・ポリシーを達成するために学科で開講する科目の内容や学修形態についての方針を示している。すなわちディプロマ・ポリシーの①の子ども理解に資する科目は主として理論的な科目、②の保育・教育実践に必要な能力・技能に関する科目は実践的な科目がその大部分を占めていること、同時にこの2つがどちらかに偏ることなく4年間の学びでバランスよく配されていること、そして4年間の学びを通して③の課題解決能力や④の専門的職業人としての高い倫理観と使命感を育成するカリキュラムとなっていることを示しており、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーが策定されていることが明確に示されているといえる。

カリキュラム・ポリシーの①②③は、ディプロマ・ポリシーと対応する形で科目の学年配当がなされているというカリキュラム編成の方針を示している。すなわち、カリキュラム・ポリシーの①は、ディプロマ・ポリシー①の子ども理解のための基礎となる知識や②の保育・教育の実践に必要な能力・技能の基礎および③の課題解決能力の基礎となる科目を1年次に配していることを示している。カリキュラム・ポリシーの②は、ディプロマ・ポリシーの②の実践に必要な能力・技能を身につけるための科目が2～3年次に配されていることを、カリキュラム・ポリシーの③は、ディプロマ・ポリシーの③の大学での学びを踏まえ、自ら課題を見出し解決できる力、すなわち社会に出た時に通用する力の育成を図る科目を配していることを示している。

カリキュラム・ポリシーの④は、ディプロマ・ポリシーの②の中でも特に学科の特色のひとつでもある音楽に関する内容についての方針を示したものである。

カリキュラム・ポリシーの⑤は、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行う上で、学生の主体性を尊重した学びを重視していることを明確にしている項目であり、大学の教育目標である「深く真理を探究し、個性豊かな教養人を育成する」ことにも深く関連している。

以上のように、子ども教育学科においてもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性がしっかりと確保されているといえる。

○看護学科

看護学科における教育課程の具体的編成内容を示すカリキュラム・ポリシーは、以下の6点であり、それぞれは看護学科の掲げるディプロマ・ポリシーと次のように一貫性が認められている。

- ① 「1年次に基礎教育科目を配置し、対象者との関係を築くためのコミュニケーション能力、主体的な学修態度、人として看護者として社会に貢献するために必要な規範や教養や倫理的態度を学び、学習スキルを体得する。」前述のディプロマ・ポリシー②、④と関連が明らかに認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ② 1年次から4年次まで、地域の人々と関わる演習および実習科目を配置し、地域に暮らす人々の生活を学び、そこに必要な看護について五感を使って体得する。前述のディプロマ・ポリシー①、②と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。

- ③ 1年次には、人間を身体的・精神的および生活者としての側面に関する科目を配し、看護の対象である人間についてあらゆる側面を統合した存在であることを学修する。さらに保健、医療、介護に関する科目を配置し、社会や医療に関する制度について学修する。前述のディプロマ・ポリシー①、②、④との関連が明らかに認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ④ 1年次後期から2年次には、問題解決技法や発達段階、健康レベルに応じた専門知識や専門的技術の科目を配し、臨床判断能力と基本的看護技術を獲得する。前述のディプロマ・ポリシー③、④、⑤と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ⑤ 3年次には、それまでに学修し習得してきた知識、技術、態度に関する科目を配し、対象に応じた看護の展開を地域・在宅・施設、病院等で実践し、看護職者に必要な看護実践能力の基盤を体得する。前述のディプロマ・ポリシー③、⑤、⑥と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- ⑥ 3年次から4年次には、看護や医療の発展に関する科目を配し、主体性、積極性、社会に貢献する態度、看護を深く追求できる研究的能力を修得する。前述のディプロマ・ポリシー③、④、⑤、⑥と関連が認められる項目であり、ディプロマ・ポリシーの達成に向け必要な内容といえる。
- このように、看護学科においてもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に示されているといえる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

それぞれの学科のカリキュラム・ポリシーは、総枠的な記述の後に具体的な科目編成方針が示される形となっており、それらはまた、管理栄養士養成課程、栄養教諭一種課程、保育士課程、幼稚園教諭一種課程、小学校教諭一種課程、特別支援学校教諭一種課程、看護師課程、保健師課程それぞれに所轄官庁の認可を受けている。これらの課程は人材養成上の目的にそって設置しているものであり、各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのもとで各養成課程が整備されている。

こうしたところからも、教育課程がカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成となっていることは明らかである。

3-2-④ 教養教育の実施

3 学部ともに、建学の精神を踏まえて、学部の教育目的に「豊かな教養を備えた専門的職業人の育成」を謳っており、教養教育については、専門的職業人の養成に不可欠の要素であるとの認識のもと、各学科の教育課程における「基礎教育科目」という位置づけで行われてきた。特に入学前教育から初年次教育については、入学してくる学生の実態に合わせて各学科において工夫がなされてきた。

健康栄養学科では、食物・栄養系の分野の学習に必須となる生物・化学の知識や論理的な文章力を鍛えるために、通信教育を入学前教育として実施し、初年次教育では生物や化学及び数学が苦手な学生として、入学直後の基礎学力テストの結果が芳しくなかった学生40人程度について、「生物・化学」の講義（単位外）を開講、また、「実用数学」（単位内）

では、更に2クラスに分け能力別の開講をし、学科の学びにおいて必要となる生物・化学・数学の基礎的な知識、論理的な思考力を高める講義を行い、学修内容の高大接続を図っている。「化学Ⅰ・Ⅱ」や「有機化学」「生物学」では高校の履修内容を振り返りながら大学の科目としての新しい知識と融合させ、化学や栄養学などに対するより深い理解を促している。1年次の科目では全教員が学生それぞれの学力や理解度を顧みながら授業の構築をおこない、専門教育科目の理解につながる知識の修得を目指している。

子ども教育学科では、大学教育への導入として新入学予定者同士の交流や上級生との関係づくり、入学後に履修する専門基礎科目の準備支援を目的に、入学前課題の配付とヒント動画のWeb配信、入学前スクーリング、初心者向けピアノレッスンの3つを入学前教育として実施している。また、初年次教育では、「学修基礎演習」「キャリアデザイン」「健康子ども学基礎ゼミナール」「子どもの健康と生活」を中心に、アカデミックスキルの修得、キャリア意識の涵養、専門基礎教育への導入の目的で、学科教員全員によるゼミナール形式も一部取入れた少人数制教育を実施している。

看護学科では、看護医療系の分野を学修するために必要な準備学修及び文章力を鍛えるロジカルライティングプログラムを入学前に通信教育で実施している。また、新入生に大学生活や学修についてイメージしやすく、不安解消につなげるために、ミニ講義やグループワークのスクーリングを行っている。初年次教育としては、「大阪青山ゼミナール」を開講し、大学生としての態度やスタディスキルについて、全体講義や12人の教員による少人数のグループ学習を取入れた指導を行っている。

一方で平成27(2015)年7月1日に設置された共通教育センターでは、「本学の目的を達成するための教育を具現化し、専門教育に繋げるために、実効性のある初年次教育、導入教育、基礎教育および入学前のリメディアル教育等の全学的な取組みについて企画立案、推進する」という目的のもと、学生の特性を踏まえた教育内容やアカデミックスキルの養成について、検討がなされた。その結果、平成28(2016)年度からは、大学の使命にある「わが国の文化と伝統に基づいた感性」を磨くための科目として、看護学科だけでなく、健康栄養学科・子ども教育学科にも日本の文化と伝統について学ぶ科目が必修科目として設置され、1年次全員に対して共通教育センター所属の専任教員による「伝統文化を学ぶ」(「伝統文化の世界」)あるいは「上方まなび学」の授業が開講される体制となった。この授業の中で本学が所有する歴史文学博物館の見学も実施している。

共通教育センターは令和4(2022)年度より、新学長のリーダーシップの下、共通教育部へと改組し、従来の共通教育センターの目的を引き継いだ上に、これからの時代を生き抜く上で本学の学生に必要となる教養教育とは何かについての議論や、学科をまたいだ教養教育の実施について、その可能性の有無も含めた検討を進めることとなった。【資料3-2-4】

そのために、学長を中心とした共通教育改革WGを発足し、各学科の教育に関連した現状の把握と課題の整理及び具体的提案をミッションとして活動した。共通教育改革WGからの意見を受けて、共通教育部および共通教育委員会において、本学ならではの教養教育ならびに各学科の特色を生かした、実効性のあるリメディアル教育・初年次教育の充実を図るための方策について議論がなされた。令和4(2022)年度末には、これらの議論を広く学内に知らしめる目的で、共通教育部主催のシンポジウム「大阪青山大学における教養教育」

を開催し、学生の人間形成にとって、教養教育にはどのような意味があり、今の本学学生には何が必要とされるのかを各学科代表教員が報告し、全学的な教育プログラムづくりのこれからの方向性を大学の全構成員で検討する機会を設けた。

令和 5(2023)年度は、学長が委員長となり共通教育委員会での議論を進めた。まずは、議論の中心は、入学前教育として大学の体制を入学予定者に周知することに比重が置かれ、オンデマンド方式による 3 ポリシーの説明などが中心となり、大学の学びへの意識づけやリメディアル教育の取組みについては、学科主導の取組みが継続して行われた。

ただし、リメディアル教育のひとつとして、大学全体で導入している「アオドリ」(eラーニング)については、共通教育部所属の教員が担当している全学科の開講科目「日本語 I」における学修内容の一部として組込むことで、ほぼ 100%の履修率となり、本学学生の日本語の基本的な読み書き能力の向上に資するものとなっている。

以上のように、現在は各学科の特徴を考慮に入れた教養教育が学科の教育課程の中で適切に実施されている。【資料 3-2-5】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法については、学生の主体的・能動的な学修を促すような授業展開を全教員に推奨している。本学は、全学科が対人関係を必要とする専門的職業人の育成を目指している。そのため、授業科目には、実技・実習が大きな比重を占め、学生の主体的・能動的な取組みが必須となっている。講義科目においても学生の能動的な発言を引き出し、主体的に考えさせるような工夫が行われており、科目の特性もあるが、開講科目の約 6 割程度において、グループワークやディスカッション、プレゼンテーションや実習、フィールドワークなどのアクティブ・ラーニングの要素を含む授業を展開している。これらの教授方法をより効果的なものにするための工夫・開発の推進役割を担うのは FD 推進委員会である。

FD 推進委員会では、大学の教育理念及び学部の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的とし、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するために定期的に委員会を開催した。令和 5(2023)年度は、ティーチング・ポートフォリオ、授業アンケート、授業公開、研修会、FD 関連情報の収集について議論し、取組みを行った。

授業アンケートについては、集計結果をもとに「授業アンケート結果への対応」を作成するよう各教員に依頼し、アンケートを授業改善のために利用する仕組みを整備している。授業アンケートの結果と結果への対応を従来は図書館で閲覧可能にしていたが、令和 5(2023)年度より「A-Portal」で確認できる形に公開方法を変更することで、より学生がアンケート結果への対応(フィードバック)にアクセスしやすくなった。一方で、学生の自由記述の内容について、一部に不適切と見られる記述があるとの FD 推進委員会での意見に基づき、そのまま公開することの是非については、今後の検討課題となっている。【資料 3-2-6】アンケート項目については、これまで全学科共通としてきたが、より授業改善につなげやすくするために、学科の意見も聞きながら FD 推進委員会で検討し、令和 6(2024)年度より、全学科統一の項目と学科ごとの項目からなる内容に変更することになった。

また、各学期に授業の公開期間を設け、あらかじめ予約をした教員が授業を参観し、そ

の結果を書面にて授業担当者にフィードバックするというピア評価の取組みを継続している。授業公開の方法については、より多くの授業を自由に参観できる方が良いとの意見や、書面によるフィードバックだけでなく、授業参観後に検討会（FD 研修会）を行えるような機会があった方が良いといった教員の意見も受け、次年度以降の方法を FD 推進委員会で検討中である。

さらに、令和 4(2022)年度より教員の教育研究活動の振り返りの位置づけとして導入されたティーチング・ポートフォリオについて、より効果的な活用方法を学ぶため、日頃より精力的にティーチング・ポートフォリオの導入拡大に携わっている外部講師を招聘し、令和 6(2024)年 1 月に、実践的な演習を含めた FD 研修会を開催した。【資料 3-2-7】

こういった FD 推進委員会主導による取組みに加えて、シラバス整備を通して、学生の主体的・能動的な学びを促すことにも取り組んでいる。令和 3(2021)年度から始まった一連のシラバス改善・充実の取組みにおいては、教務委員会における議論も経て、シラバス作成要領を改訂し、令和 4(2022)年度のシラバスから、毎回の授業計画に事前事後学修の内容について必ず記載することになった。これにより、学生は毎回の授業前後にどのような学修・準備をすればよいのかが以前よりも明確になった。教務委員が学科ごとに行った学生ヒアリングでは、1 年次においては以前よりもシラバスを確認して授業に臨む学生の割合が増加傾向にあることが伺えた。

一方で学生にとっては、授業時間外での課題が増えて大変、出された課題をこなせばよいといった受け身の姿勢で取り組む学生も見られ、主体的な学びの姿勢を育てるという点でさらなる改善が必要であると考えられた。そのため、3-2-②に記載したように、教務委員会及び学科での議論を経て、授業科目の目的や求められる学修到達度をより明確にする目的で、学科ごとに開設科目（一部共通教育に該当する科目を除く）について、主となるディプロマ・ポリシーを紐づけ令和 5(2023)年度版シラバスから表記されるように整備した。

【資料 3-2-8】

また、全シラバスについて、学生にわかりやすい内容になっているのか、主体的・能動的な学修を促すような内容となっているか、評価の方法等が適切であるかなど、要領に沿った記載になっているのかの点検を教務委員会で行い、不十分なシラバスについては、教務部を通して個別に修正を求めた。【資料 3-2-9】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、前述したように、健康栄養学科と子ども教育学科において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえたカリキュラム・マップを作成し、令和 6(2024)年度から、学生便覧の各学科教育課程表の前ページに掲載している。これにより、学生が教育課程をよく理解した上で、科目履修できる仕組みを強化していく。なお、看護学科においては学部化設置申請との兼ね合いで、設置申請時に作成したカリキュラム・マップを令和 6(2024)年度は引き続き用い、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連を含めたマップの検討については令和 6(2024)年度以降の継続課題となっている。

さらに、科目ナンバリングの導入について、学生の主体性や意欲を高められるような教育課程の検討と併せて教務委員会を中心に議論を継続する。

個別の授業における学生の主体的能動的な学修促進の工夫については、実態としてどこまで取組みが進んでいるかの検証が必要である。FD 推進委員会主導により教員へ実態調査を行い、その結果を元に改善方法を検討し、内外の研修において教授法の工夫・効果的な実施を進めていく。

授業アンケートについては、まず授業アンケート項目変更後の効果検証に取り組む。その上で、結果を受けた各教員の対応について、ティーチング・ポートフォリオの取組みと関連付ける形での実施が可能か、教員の過重な負担増にならない取組みを FD 推進委員会で検討していく。

学長のリーダーシップのもと行われている、各学部・学科横断の共通教育構想案については、共通教育委員会及び共通教育部での十分な議論を踏まえて、各学科のカリキュラムとのすり合わせを行っていくことが必要である。まずは令和 5(2023)年 11 月に立ち上げられた高大接続・初年次教育 WG と連携して、令和 6(2024)年度の入学前教育および令和 7(2025)年度入学予定者の入学前教育及び初年次教育につなげていく。

【資料 3-2-1】 令和 6(2024)年度学生便覧 P7、9、11、13：カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-2】 令和 6(2024)年度学生便覧 P8、10、12：ディプロマ・ポリシー中項目一覧

【資料 3-2-3】 令和 6(2024)年度学生便覧 P48、49、62～69、84：カリキュラム・マップ

【資料 3-2-4】 大阪青山大学共通教育部規程

【資料 3-2-5】 e ラーニング「アオドリ」管理者画面

【資料 3-2-6】 授業アンケート結果

【資料 3-2-7】 FD 研修会資料

【資料 3-2-8】 令和 6(2024)年度シラバス作成要領

【資料 3-2-9】 令和 5(2023)年度シラバス

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価については、以下のとおり実施する体制としている。

① 学期ごとに行われている授業アンケート結果に基づき、科目担当教員が自己評価する。

② 学期ごとの成績を担当及び学科長に周知し、学生の単位修得状況を直接把握し指導を行える体制としている。

- ③ 4年間の学びの状況が適切に把握できるよう、4年次生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は各学科に資料提供されており、学修の達成状況が点検・評価できる体制となっている。

教育目標の達成状況の点検・評価については、授業アンケート結果を踏まえながら三つのポリシーに基づいた学修成果の点検・評価を行っている。授業アンケート結果から得た情報を元に、各教員が課題を整理し、授業改善を行っている。例えば、教材や教授法に関して、学生の実情に合わせて、具体例を挙げたり、視覚的に理解しやすい教材の工夫を行ったり、また学生が授業の取組みに自信を持てるような配慮を工夫している。

4年間の学びの状況の把握については、本学特有のクラス担任制（健康栄養学科および子ども教育学科）や、担任制とチューター制（看護学科）を活用している。この制度によって、入学直後から学生一人ひとりの学修の進捗状況を把握できると共に、学期ごとの各学生の成績評価内容、単位修得状況についても直接把握が可能となる。具体的には、学生の単位修得状況を元に、担任やチューターは学期ごとに担当学生との個別面談を行っており、それぞれの進路に応じた指導や助言を行いながら卒業まで学修進捗状況を把握している。つまり、担任やチューターとの面談を通して本学の教育目的の達成までの形成的評価を行っているのである。

形成的評価を行う上での客観的指標のひとつとしては、前述した GPA 制度を活用している。この GPA 制度については、学生便覧にも記載されており、学期初めのオリエンテーションなどで周知の徹底を図っている。【資料 3-3-1】

GPA 制度については、学生の学修意欲の向上という点を第一の目標とするという共通認識を形成したうえで活用している。

アセスメント・ポリシーについては、策定し公開しているが、アセスメント項目の定期的なチェックと適切な PDCA の取組みについては、今後の課題であり、必要に応じて項目の追加・見直しも弾力的に実施していく。自己点検評価委員会におけるアセスメント・ポリシーの運営管理方法等も今後の実務状況を踏まえて整備していく。【資料 3-3-2】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

科目担当者は、即時フィードバックされる授業アンケート結果を授業改善に関する資料として活用し、学生により分かりやすい授業を行えるよう、常に見直しを行える体制としている。この授業アンケートには任意で自由記述ができるようになっており、その内容についてはすべて学長のもとに届けられる。その結果、確認する必要ありと判断した場合には当該科目受講学生への直接ヒアリングを行い、その結果を踏まえて担当教員と面談を実施することとしている。場合によっては担当者の変更も視野に入れつつ、この面談結果を翌年度の授業内容改善に結びつけている。

また、上述のとおり全学生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は各学科へも提供されており、教育課程改善への基礎資料となっている。

令和 4(2022)年度からは、ティーチング・ポートフォリオを導入し、授業の質の向上と改善、教育活動の正当な評価、教員同士で教育活動を共有し自らの教育活動を省察することによって授業の改善を行い、本学の教育活動全体の質の向上を目指している。ティーチ

ング・ポートフォリオの導入にあたっては、令和3(2021)年度末にFD研修として、それまでの授業終了報告書に代えてポートフォリオ形式とすることの意義や目的を確認し、教員間で疑問等を出し合い検討する機会を設けた。令和4(2024)年度は、導入初年度として、学期ごとにポートフォリオの作成を求め、提出されたものを学内サーバに保存し、学内関係者のみに閲覧可能とした。令和5(2023)年度は、FD推進委員会において内容の改善および開示方法についての検討を行う上で、さらなる教育の質の向上や、教授方法の工夫・開発につながる仕組みを整備していく必要があるということで、令和6(2024)年1月に外部講師による、実践的な演習を含めた研修会を実施した後、後期のティーチング・ポートフォリオを作成した。令和6(2024)年度は、その内容を精査しティーチング・ポートフォリオの目的を達成できるよう、引き続き検討を進める。

学修成果の評価の公平性・適切性を担保するための組織的な取り組みについては、令和5(2023)年度に、ルーブリックの導入の可能性について教務委員会において議論したが、対人関係の専門職育成という目的にそぐわない面もあるとして、令和6(2024)年への継続審議となっている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケート結果に基づく教員表彰等、教員のモチベーション向上に向けての取り組みが十分であるとはいえない。また、授業アンケート結果が教員個人の授業改善のための資料にとどまっており、全学的に評価する組織が設けられていないので、ホームページ等を利用して広くステークホルダーに開示する仕組みを検討する。【資料3-3-3】

GPA制度については3-3-①に記したとおり、学修成果の点検・評価体制については整備が進んでいるといえる。

ティーチング・ポートフォリオについては、一人ひとりの教員が、自分の教育活動を省察し、教育の目的や今後の目標を言語化するという一連の行為を繰り返すことで、次年度への教育活動への質の向上が期待できる。

アセスメント・ポリシーについては、具体的な運用について検討しており、今後は定期的な項目のチェックと適切なPDCAの取り組みを進めていく計画である。

【資料3-3-1】 令和6(2024)年度学生便覧 P40：GPAについて

【資料3-3-2】 大阪青山大学アセスメント・ポリシー

【資料3-3-3】 授業アンケート結果

【基準3の自己評価】

教育課程については、厳格な単位認定、卒業認定がそれぞれの基準に基づいて実施されており、卒業時に確認すべき学修の到達基準としてのディプロマ・ポリシーは明確に定められよく周知できている。

また、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、免許・資格の課程にそった体系的な教育課程が、教養教育を含めて編成されている。教授方法の工夫・開発についてもFD推進委員会を機能させて推進している。

更に、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用について

は、GPA 制度の弾力的な導入を行い、これを学生本人による点検・評価に活用させて学修意欲の向上を図るよう努めている。また、担任・チューター制度のもとで各教員が一人ひとりの学生に対して個人面談等のきめ細かな対応を行うことにより、卒業までの学修の状況を継続的に把握して丁寧な指導に当たることができている。

授業アンケートも学修成果を示す指標として有効に活用できている。従来は、各学期末の調査の後にその結果を科目担当者に迅速にフィードバックするようにしていたが、令和4(2022)年度よりアンケートの方法を「A-Portal」システムを利用したものに変更することで、学生の回答後すぐに科目担当者が回答内容を確認することが可能となった。これらのアンケート結果については、前掲したように、科目担当者が自己評価とともに改善改革を付したコメントを「A-Portal」上に入力する形で提出することが義務付けられている。教育システムを効果的に活用することで、学生の授業評価が迅速に集約され、学内で広く開示され透明性が担保されるとともに、各教員からの改善に向けた報告書のコメントの集約や、一部教員へのヒアリング（学長による）の実施等によりつねに授業改善に向けた努力が継続されている。

ティーチング・ポートフォリオにおいても、教員はディプロマ・ポリシーとともに各教員の教育理念のもと、自身の教育活動の成果を省察することにより、次年度の教育につなげるための今後の目標を掲げ、教育の改善と質の向上に向けた取組みを行っている。

以上のことから、本学は、基準3の要件を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップについては、「大阪青山学園組織規程」第 16 条において、「大学長は大学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、大学の最終責任者としての職務と権限を有し、大学を代表する。」とされており、校務の最終決定権が学長にあることが規程上も明確である。【資料 4-1-1】

したがって、本学の運営に関わる意思決定は学長が行うが、学長を補佐し運営上の諸課題に対応するための会議として、学長主催の「大学運営推進会議」を設置し、協議の場を設けている。大学運営推進会議は、学長、副学長、各学部長（うち 1 人は副学長兼務）、各学科長、事務局長（副学長兼務）、教務部長、学生支援センター長、進路支援センター長、入試部長、総務部長、経営企画室長、広報室長で構成され、学長が必要であると認めた共通教育部長、介護福祉別科長が通常出席して、毎月実施している。【資料 4-1-2】

さらに、大学の教学面の企画運営をより進めるために、学長を中心に、副学長、学部長等による「企画運営ミーティング」を設置しており、月 1 回程度各種企画の原案作成、各部署・委員会との連携、情報・意見交換などを目的として実施している。【資料 4-1-3】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、各種委員会で議案化された課題や企画に関する事項について、必要に応じて大学運営推進会議や教授会の意見を聴き、学部・各学科及び教学関連部署からの運営上の諸課題についても必要に応じて情報を収集し、教育・研究活動と管理運営上の意思決定や業務執行における適切なリーダーシップを発揮している。重要な案件については、学長が学部長や関係する委員会の委員長と意見交換しながら取組み上の課題を洗い出し、課題解決に関する指示や調整を行っている。また、年度初め及び年始において全教職員に向けて、学長としての意見や意思を明確に示すなど、より充実した教職協働による大学運営となるよう努めており、適切なリーダーシップが発揮されているといえる。

以下に、リーダーシップを支える、副学長、教授会、各種委員会について具体的に説明する。

副学長については「学校法人大阪青山学園組織規程第 17 条」に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、学長の職務を代理し、又は学長の職務を代行する。」とあり、現在は教授 1 人と事務局長が役割を分担

してその任にあたっている。【資料 4-1-4】学長の命を受けて校務をつかさどるという規程の下、大学運営推進会議、教授会等に学長とともに出席し、必要に応じて学長が意思決定を行う際のサポートする役割を果たしており、教学マネジメントにおける権限の適切な分散と責任に配慮している。なお、大学運営推進会議規程の第4条の第2項には「学長に事故ある時は、副学長が代行する。」とあり、組織上の役割が明確に表されている。

教授会は、学長、副学長、学部長及び専任教授をもって組織し、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えて審議することができるとしている。教育研究に関わる意思決定は学長が行うが、学長が決定を行うに当たり、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③（学長が定め周知している）その他教育研究に関する重要な事項については、「健康科学部教授会」「子ども教育学部教授会」「看護学部教授会」が意見を述べることとしている。【資料 4-1-5】

学長は、学部の教授会に関する事、その他教育研究上の重要事項に関する事など、大学運営上の諸課題を検討し改善に資するために各種委員会を設置し教学マネジメントを行っている。特に、学生教育に直接的に関係する審議事項については、その都度、学長に進言し、迅速に対応・改善できるような体制を整えており、大学としての機能をより強化し実質的な協議が推進できる体制を整えている。

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能

事務組織については、「学校法人大阪青山学園組織規程」、「大阪青山事務分掌規程」にて、法人事務局ならびに大学事務組織の役割を明確に定め、大学全体のマネジメントを支える仕組みを整えている。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

教育研究に関わる各種委員会は学長の諮問機能的役割を持ち、各委員会で議案化された課題や企画に関する事項については、必要に応じて大学運営推進会議、教授会に諮っている。教職協働による大学運営の機能を強化していくため各種委員会には職員をその構成員として配置している。前述のように、大学運営推進会議には、学長、副学長、各学部長、各学科長に加え、事務局長、教務部長、学生支援センター長、進路支援センター長、入試部長、総務部長、経営企画室長、広報室長が出席している。また、学長が必要と認めた場合にはその他の職員や各種委員長を構成員として加え、意見聴取を行うこともできる。

教務委員会においては、教務部長及び教務部職員が出席し、FD推進委員会においても教務部長、総務部長が構成員に含まれている。【資料 4-1-8】大阪青山大学においては、全体で 21 の委員会が設置されているが、その役割と性質に応じて職員も適切に委員として任命されている。【資料 4-1-9】

以上のように、教学遂行上の組織の中に職員が適切に配置されており、教職協働による機能的な教学マネジメント体制が整えられている。

(3)4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定は、各種委員会等で企画・議案化された事項を、学長が必要に応じて大学運営推進会議、教授会の意見を聴いて決定する仕組みで運営されており、学長は意思決定の中心的役割を果たし、適切なリーダーシップを発揮している。また、副学長による補佐の体制、教職協働による教学マネジメント遂行の体制も整っているといえる。

学長が更にリーダーシップを発揮できるよう、各種委員会と教授会及び大学運営推進会議の間で往還される協議の場をより一層活性化させ、更なる教学マネジメントの機能強化を図っていく。

【資料 4-1-1】大阪青山学園組織規程

【資料 4-1-2】大阪青山大学運営推進会議規程

【資料 4-1-3】大阪青山大学企画運営ミーティング実施要領

【資料 4-1-4】大阪青山大学副学長選考規程

【資料 4-1-5】健康科学部教授会規程、子ども教育学部教授会規程、看護学部教授会規程

【資料 4-1-6】大阪青山学園事務分掌規程

【資料 4-1-7】大阪青山学園組織図

【資料 4-1-8】大阪青山大学教務委員会規程

【資料 4-1-9】令和 6(2024)年度大阪青山大学各種委員会

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2)4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員数は、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在で健康科学部健康栄養学科では 21 人、看護学科では 32 人（内助手 6 人）、子ども教育学部子ども教育学科 20 人、合計 73 人となっており、設置基準による必要専任教員数を十分に上回る教員数を確保している。

なお、専任教員の職位別の内わけは、教授 29 人、准教授 17 人、講師 15 人、助教 6 人、助手 6 人となっている。

教員の採用については、「大阪青山大学教育職員人事規程」第 3 条に定める「教員の採用等にあたっては、教育研究業績、学会及び社会における活動、教育研究についての見識、本学園の建学の精神と教育理念への理解等を総合的に考慮してこれを行う。」を採用の原則とし、人事委員会及び教育職員資格審査委員会に諮った結果を委員長である学長が理事長に報告し決定する。【資料 4-2-1】採用時の資格審査については必要に応じて行い、「大阪青山大学教育職員資格審査規程」で職位の資格を定め、教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を、書類審査に加え、ヒアリングや模擬授業等を必要に応じて行い、総合的に審査している。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

教員の昇任については、人事委員会の方針に基づき、教育職員資格審査委員会において「大阪青山大学教育職員資格審査規程」に定める職位の資格、及び教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を総合的に審査している。

専任教員の専門分野のバランス的配置は、教員の採用時に人事委員会及び教育職員資格

審査委員会（必要に応じて）で検討し、学部、学科の教育課程運営が適正に行えるよう考慮している。また、それぞれの学科は専門性に応じた資格取得課程を有する養成施設であることから、関係省庁の定める教員資格及び分野に準じた実務家教員も配置している。

専任教員の担当授業持ちコマ数は、「教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規」において、年間を通じて1週当たり7コマ（1コマ90分とする。）を基本としている。【資料4-2-4】

兼任教員については、各学科が定める教育目的及び教育課程に即した、専任教員の専門分野と配置を考慮し、慎重に検討し任用している。

その他、教員の実績を客観的かつ公正に評価するため令和4(2022)年度には教員自己評価を試行し、令和5(2023)年度から本格的導入を行っている。【資料4-2-5】【資料4-2-6】

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の研修、FDについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第3条で「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と定め、FD推進委員会主導の下、適宜研修会を開催している。更にFD活動を推進するため、「大阪青山大学FD推進委員会規程」において、その目的を第1条に定め「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。」としている。【資料4-2-7】

FD推進事項については第2条で「(1)授業改善のための基本方針の策定に関すること。(2)教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。(3)各学科の教員へのFD活動の啓発に関すること。(4)教員の教授活動の支援に関すること。(5)教員の研修会及び講習会の開催に関すること。(6)FD活動に関する情報の収集と提供に関すること。(7)その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項」を定めている。具体的な活動としては、毎年度全教員を対象とした研修会および教員相互の授業公開を実施している。

公開授業については、セメスターごとに実施し、授業参観者は授業者へのコメントをフィードバックすることになっている。また、FD推進委員会及び教務委員会には教務部職員が参画し、教学上の課題を必要に応じて教職員間で往還させ、教育内容・方法等の改善と工夫・開発が効果的に実施できるよう努めている。そのため、FD推進委員会では、より授業改善に繋げるため、授業アンケート項目に関する意見を各学科教員から聴取しながら不断の見直しを行っている。尚、改定された授業アンケートについては、令和6(2024)年度の前期から使用を開始することとなっている。

令和5(2023)年度の教務委員会では、学生の主体的・能動的な学修を促すような内容となるよう、シラバス作成要領を改訂した。さらに、各学科の教務委員が中心となり各教員から提出された全てのシラバスについて作成要領に則った内容のチェックを行いながら、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に努めている。

令和5(2023)年度のFD研修会は下記の通りである。

① 「科学研究費補助金申請のための研修会」

日時：令和5(2023)年8月22日(火) 16:30～18:00

場所：4号館5階 4-505教室

講師：大阪大学大学院人文学研究科 米田 信子 教授

参加者数：29人(教員21人 職員8人)

② 「ティーチング・ポートフォリオ」を学ぼう

日時：令和6(2024)年1月31日(水) 14:00～16:00

場所：4号館5階 4-505教室

講師：大阪公立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 北野 健一 教授

参加者数：39人(教員33人 職員6人)

③ 授業公開

実施方法：全学的に授業公開期間を設け、事前申込みの上、期間内に参加。参加教員は授業参観レポートを作成し、授業担当教員へフィードバックを行った。

実施期間：前期 令和5(2023)年5月8日(月)～5月27日(土)

後期 令和5(2023)年10月23日(月)～11月13日(月)

参観者数：前期 66人(延べ人数) 後期 46人(延べ人数)

④ 看護学科 FD 研修

テーマ：「キャンパスハラスメントの防止のために」事例検討研修会

日時：令和6(2024)年3月5日(火) 14:00～16:00

場所：5号館2階 5-212教室

講師：NPO法人NAAH 西村 寿子 氏

参加者数：23人

(3)4-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は、各学科とも設置基準を満たした教員を適切に配置しており、今後も計画的な教員採用に努めていく。

FDを充実させていくためには、教職協働による計画的な研修が必要であることを踏まえ、昨今の高等教育が抱える課題に適した継続的な研修や柔軟に対応できる授業公開等を計画しながら、より一層の活性化に取り組んでいく。また、教員評価については規程及び実施要領に従い適切に運用している。教員評価を元にした処遇への反映のあり方については、令和5(2023)年度の結果を踏まえながら、適宜見直して具体化していく予定である。

【資料4-2-1】大阪青山大学教育職員人事規程

【資料4-2-2】大阪青山大学教育職員資格審査規程

【資料4-2-3】大学教員の採用及び資格審査に関する申し合わせ事項

【資料4-2-4】教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規

【資料4-2-5】大阪青山大学教員評価実施規程

【資料4-2-6】大阪青山大学教員評価実施要項

【資料4-2-7】大阪青山大学FD推進委員会規程

4-3 職員の研修

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2)4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学改革の推進、学生サービスの向上、業務改革・改善等のためには、業務遂行能力及び課題解決能力を持ち得た職員が不可欠である。職員の資質向上と自己啓発を促し、本学諸施策の実現を積極的に遂行し、経営基盤の強化を図れる人材を養成するSD(Staff Development)活動の重要性が一段と増している。

本学の事務職員のSD活動は、基本的に毎月開催しているSD推進委員会が中心となって、組織施策達成研修とキャリア支援研修を二本の柱として企画・立案し推進している。【資料4-3-1】組織施策達成研修は、本学の諸施策を実現すること、日常業務の課題を発見し解決することを目的とし、主に学内での全学的研修の実施と内容等に応じて一部外部機関が主催する研修を受講させている。また、SD推進委員会については、教務部長、学生支援センター長、入試部長、広報室長及び経営企画室長を構成メンバーに含めており、学生支援の質向上に資するための研修等についても企画・立案している。

令和5(2023)年度の全学的研修は、以下のテーマについて合計8回実施した。テーマとしては、受講対象者に希望テーマを聴取した上で、大学が取組んでいる施策や、社会全体でも課題となっている問題などを、SD推進委員会で議論した上で、幅広い内容を取り上げている。職員だけでなく教員の参加も推奨しており、一部はFD研修会と合同開催としている。【資料4-3-2】

また、日本私立大学協会や私学経営研究会など、外部機関が実施する研修には、延べ41人の職員が受講し、多角的な視点からの見識や業務知識の向上、意識改革の醸成に繋がっており、また他大学との比較や他機関・他大学の人材などを知り得る機会提供の場として活用している。【資料4-3-3】

① 大学ブランディングについて

日時：令和5(2023)年4月25日(火)16:30～

担当：内部講師

参加者数：77人

② 令和4(2022)年度決算説明会及び第3次中期計画進捗状況

日時：令和5(2023)年7月4日(火)16:30～

担当：内部講師

参加者数：74人

③ 人生100年時代のための資産形成について

日時：令和5(2023)年8月29日(火)16:30～

担当：外部講師

参加者数：53人

- ④ メンタルヘルスセミナー ～人とのかかわり方のヒント、ハラスメント対策の観点から～

日時：令和5(2023)年9月27日(水)16:30～

担当：外部講師

参加者数：56人 及び動画視聴2人

- ⑤ 生成AIについて(2部形式)

日時：令和5(2023)年11月29日(火)16:30～

担当：外部講師

情報セキュリティ規程について(2部形式)

担当：内部講師

参加者数：56人

- ⑥ 教職員として知っておきたいLGBTQ+ ～多様な学生と向き合うために～

日時：令和5(2023)年12月19日(火)16:30～

担当：外部講師

参加者数：43人

- ⑦ 年金制度と退職金制度

日時：令和6(2024)年2月13日(火)15:00～

担当：内部講師

参加者数：56人

- ⑧ 認証評価制度の概要と本学の受審について

日時：令和6(2024)年3月25日(月)15:00～

担当：内部講師

参加者数：69人

また、高いパフォーマンスを発揮した人材の処遇改善を「見える化」できる人事制度として、令和5(2023)年度の評価を踏まえた給与・賞与等の処遇反映を令和6(2024)年度も実施する予定である。【資料4-3-4】また、令和5(2023)年度より、教職員の就業管理について、紙ベースで行っていたものから、電子システムに移行し、利便性の向上と担当者業務の簡素・合理化を図った。

(3)4-3の改善・向上方策(将来計画)

事務系職員の担うべき職務は、「定型」から「企画・創造」へ質が変化しており、その領域も拡大している。経営・教育・学生・研究支援、地域連携など多彩な領域において、力量の発揮が求められている。今後も、社会環境の変化や、関係法令の改正対応を含めて、SD推進委員会を中心に、効果的な研修の企画・実施を継続することで、職員のさらなる資質向上を図っていく。また、企画力、専門知識を持った若手・中堅職員を中心とした事務職員の育成は重要であり、外部で実施されている各種セミナー、研修も引続き積極的に活用していく。加えて、令和4(2022)年度から適用開始した人事評価制度について評価者訓

練や適切な評価面談などを実施しながら、職員の納得性のある運用と効果の最大化を進めていく。

【資料 4-3-1】大阪青山大学 SD 推進委員会規程

【資料 4-3-2】令和 5(2023)年度 SD 研修会実施一覧

【資料 4-3-3】令和 5(2023)年度外部機関実施研修受講状況

【資料 4-3-4】大阪青山大学職員人事評価実施規程

4-4 研究支援

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③研究活動への資源の配分

(1)4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2)4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室は、助手と一部の助教を除いて単独利用の研究室となっており、室内には水回りも含め研究活動に必要な備品・物品を整備している。また、教員の研究に専用な共同実験室を 2 室および、動物飼育室、心理学実験室を設置しており、実験研究を主体とする教員の研究活動が円滑に進められるよう配慮している。【資料 4-4-1】

研究室については「大阪青山大学研究室利用要領」に則った利活用を全教員に対して徹底している。【資料 4-4-2】実際の研究室・実験室等の衛生状況については、教員個人への聞き取りを行い、実験室の管理が適切に行われていない場合は必要に応じて注意喚起を実施している。

また、学術研究機関としての信頼性と公正性のある研究を推進するために、研究委員会を置き、各教員の専門性に応じた研究推進に関わる企画・立案及び実施・調整、研究計画の審査などを行っている。【資料 4-4-3】教員個人研究費規程では、研究費の使用に当たっては、各教員が年度当初に当該年度の「研究計画書」を提出し、当該年度の研究成果や課題については翌年度の 5 月末日までには「研究報告書」を提出することを義務付けている。

【資料 4-4-4】

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については「大阪青山大学研究倫理指針」を定め、研究の自由を保障するとともに研究における倫理的規範を遵守するよう全教員に求め、厳格に運用している。【資料 4-4-5】研究を推進するにあたり、日本学術振興会が提供している研究倫理に関する e ラーニングを受講することを課している。また、倫理審査が必要な研究については教員からの申請を義務付け、自然科学・社会科学・人文科学の各分野の研究に携わる教員および事務職員を加えた研究倫理審査委員会で審議している。研究倫理審査委員会において修正意見が付された場合には、研究倫理指針に則った研究が推進できるよう再検討のうえ再度申請

することを求めており、厳格かつ適正な審査を行っている。

卒業研究に関しても「卒業研究に係る研究倫理指針」を定め、学生に対して研究上の責任と自覚、法令遵守と人権・福祉の尊重などについて指導を徹底している。令和 5(2023)年度については「卒業研究に関わる倫理指針」における審査基準等を見直し、昨今の事情を踏まえ文言の修正と審査事項の追加等を行った。【資料 4-4-6】

科学研究費助成事業等を含めた公的研究費については、「公的研究費等の使用に関する行動規範」を設け、監査担当職員による内部監査（監事及び会計監査人と連携）を実施し、研究費が厳正に運用されるようにしている。【資料 4-4-7】

4-4-③研究活動への資源の配分

大学として、教員各個人に研究費を配分し支給している。研究費は研究図書費、研究備品・消耗品等、研究旅費に区分し、職階別に金額を定めて各教員に支給している。研究費使用にあたっては、前述した「研究計画書」に研究費の使用用途を明記することが義務付けられている。【資料 4-4-4】また、使用に際しては所定の手続きを取ることを義務付けている。なお、令和 4(2022)年度より教授職については競争的資金獲得を目標に定め見直しを行っているが、助手については若手研究者の育成を図ることを目的に増額している。

その他、学際的研究の奨励といった観点から本学の教員相互の連携・協働による共同研究や本学教員と学外研究者との共同研究に対する研究費の支給の制度も整備している。【資料 4-4-8】また、日本学術振興会の科学研究費助成事業などの外部資金の獲得も奨励しており、科学研究費の最新情報に関するオンラインセミナーや、申請書作成のノウハウに関する対面研修を実施している他、科学研究費補助金及び競争的外部資金獲得のための「スタートアップ研究事業」を設け、若手研究者や新規研究着手に対する支援及び推進体制を整備している。【資料 4-4-9】

(3)4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については適切な環境が整備され、有効に活用することができている。また研究倫理に関する規則を整備しており、厳格に運用している。研究費等の資金配分に関する規則も整備し、設備なども整えている。今後の課題としては、各教員の研究が充実・発展するよう研究環境を適宜見直しながら研究支援の体制をより整えていく。また、研究倫理についても引続き学内の啓発に努めるとともに、外部資金の獲得については科学研究費補助金等の申請を奨励するとともに情報提供や説明会の開催等により、更なる獲得を推進していく。

【資料 4-4-1】 令和 6(2024)年度学生便覧 P114：本館平面図

【資料 4-4-2】 大阪青山大学研究室利用要領

【資料 4-4-3】 大阪青山大学研究推進規程

【資料 4-4-4】 大阪青山大学教員個人研究費規程

【資料 4-4-5】 大阪青山大学研究倫理指針

【資料 4-4-6】 卒業研究に係る研究倫理指針

【資料 4-4-7】 公的研究費等の使用に関する行動規範

【資料 4-4-8】 大阪青山大学共同研究応募要項

【資料 4-4-9】 大阪青山大学スタートアップ研究応募要項

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが適切に発揮できるような補佐体制が整備されている。教職員については各学科の特性（養成施設としての要件）に応じた適切な配置がなされ、事務組織についてもそれぞれの業務にあたる職員が適正に配置されている。FD、SD の取組みも計画的に実施され、教職員の参加状況も良好である。また、研究資金の分配をはじめとする研究活動の支援体制も整えている。

以上のことから、本学は、基準 4 の要件を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人大阪青山学園は、「学校法人大阪青山学園寄附行為」の第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する。」と目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを表明し、これらの法の趣旨に沿って組織体制や諸規程を整備し、堅実に運営を行っている。

経営の具体的方針を明確にするため中長期計画を策定しており、本学園では、これまで原則 5 ヶ年ごとに中期計画を策定し公表している。平成 21(2009)年 9 月に策定した「中期 5 か年計画」、平成 28(2016)年 4 月に策定した第 2 次中期計画に続き、令和 3(2021)年 4 月～令和 8(2026)年 3 月までの 5 年間を期間とする第 3 次中期計画を策定し、令和 5(2023)年度も第 3 次中期計画に基づいた運営を行ってきた。アクションプランも包含している本計画には、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2 層目にタグラインとしての「輝く未来へ繋がる教育」、そして第 3 層に「第 3 次中期計画ビジョン」、第 4 層に「第 3 次中期計画において目指す学園像」を示している。【資料 5-1-1】この計画は、全教職員に周知し、その実効性の確保に努めている。

この計画には、ビジョンとして「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」という理念を掲げ、目指す学園像として次の 4 つを掲げている。

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

なお 2 層目のタグライン「輝く未来へ繋がる教育」は、平成 27(2015)年 4 月以来掲げているもので、グローバル化する現代社会の多様な課題解決に向け、大学教育に求められる一層の高度化と質の向上に伝えていくことを簡潔に表明し、教職員の共通認識を図るとともに、ホームページ等で大学名と併記するなど、学内外に表明している。【資料 5-1-2】

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、さらに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 等に指定する情報項目の公表、私立学校法第 47 条に規定する財産目録等の備付け及び閲覧に供する点についても適切に実施している。

さらに令和2(2020)年3月開催の理事会において「学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード」を制定し、当該コードに配慮した経営を実施している。【資料5-1-3】令和6(2024)年1月の理事会では、ガバナンス・コードの遵守状況を確認し、その概要を公表している。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を達成するため、第3次中期計画を基に、各年度の全学的な事業計画及び予算を設定している。具体的には、各学科・部署で毎年度事業計画案及び予算案を策定し、学長、副学長、財務理事を中心に各案についてのヒアリングを行っている。事業計画と予算のヒアリングポイント及び策定プロセスとしては、第3次中期計画の実行に向けた取組み、三つのポリシーに基づく成果への期待、経費の妥当性の3点を中心に各学科・部署の代表者から丁寧に聴き取りを行った上で、評議員会の意見を聴いた後に理事会で決定するものとしている。【資料5-1-4】【資料5-1-5】

各年度の中期計画の実施状況に関する報告確認については、期中及び期末において、経営企画室が各学科・部署宛に各計画の進捗状況についての報告を求め、取りまとめ後、KPIの進捗等を含め理事会に報告している。また主要計数についても「学園ダッシュボード」として理事会に2ヶ月に一度のペースで定期的に報告されている。【資料5-1-6】なお令和3(2021)年度より年度終了後に、各学科・部署宛にアクションプランの進捗状況を求め、基礎データと財務情報等を加えて令和5(2023)年度事業報告書として取りまとめ、こちらについても理事会、評議員会に付議した後に、学内外に公表している。【資料5-1-7】

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、学科で個別対応すると同時に、全学的にも対応している。まず環境保全への配慮として、省エネルギー・省資源対策等について、掲示等により教職員や学生に対し周知及び啓蒙を行っている。例えば、エレベーターの乗り口には、階段の利用を促す掲示をしている。また5月～10月にはクールビズを実施している。電気の使用については、教職員へ節電の協力を依頼し、月ごとの結果について教職員へ掲示することで節電意識を高め、電気使用量の抑制に努めている。実習等で利用された廃油については、リサイクル業者にその処理を依頼し、パソコンプリンターの廃インクパッケージは回収・再利用のために処理をするなど積極的に取り組んでいる。施設設備や物品の維持管理は、関係規程を定め適切に運用している

人権への配慮としては、学園に「大阪青山学園人権委員会規程」を定め、人権委員会を設け対応している。【資料5-1-8】本規程の第6条には、必要に応じてハラスメント調査委員会を設けて依頼者からの申し出に対応することも盛り込まれ、ハラスメント調査に関する規程も整備されている。【資料5-1-9】また、学園内には「人権・ハラスメント相談室」を設け、学生および教職員のハラスメントに関する相談に随時対応できる体制を整えている。ハラスメントについては、発生そのものを抑止するため、ハラスメントの防止等に関する規程を設け、学園全体の意識向上、啓発に努めるとともに研修の機会も設けており、令和5(2023)年度も9月にSD/FD合同のメンタルヘルスセミナーを開催し、教職員56人が参加している。また学園ホームページにおいては、ハラスメント防止に向けて、「大阪青山学園におけるハラスメントに対する基本方針」「学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等

に関する規程」「ハラスメントの相談と対応の流れ」をホームページに掲載するなど取組みについて内外に公開している。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

安全への配慮として、火災・地震対策については、消防設備等の定期的点検を法定通り実施している。また、令和 5(2023)年 7 月には災害時の避難訓練として、災害時の初期対応行動と非難経路の確保等の訓練を実施するとともに、消火器を使用しての消火活動も行うなど、教職員さらに学生を交えた訓練を実施している。なお、令和 3(2021)年度より警備体制を全面的に見直し、効率的な機械警備を導入した。日中の人的な警備と夜間の機械警備を適切に組合せるとともに、緊急に発生するイベントへの警備の拡充などについても弾力的な対応ができる体制に変更している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、ウイルス対策用ソフトを活用している。また、システムの安定性・安全性確保のためにネットワークセキュリティシステムを調整しつつパフォーマンスの向上を図り、あわせて情報システム全体のセキュリティ向上を図っている。令和 5(2023)年 4 月より施行した「大阪青山大学情報セキュリティポリシー」に加えて、「大阪青山大学情報セキュリティ規程」を令和 5(2023)年 9 月に制定した。さらに同規程に関する学内研修会を 11 月に開催し、同規程のポイント理解を深めるための取組みも実施している。また学内の通信環境の改善に向けた取組みとして Wi-Fi 環境の拡充を継続的に実施している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

全学的な危機管理については、「大阪青山学園危機管理規程」「大阪青山大学危機管理委員会規程」により大枠を定め、個別事象については、「危機管理基本マニュアル」「大阪青山大学救急対応マニュアル」等に従い、全教職員・学生に対応方法を周知している。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

新型コロナウイルス感染症が拡大した時期には、学長を委員長とする「大学危機管理委員会」を随時開催し、感染症拡大防止、学生と教職員の安全確保とともに学生の学修機会保証にも取り組んだ。直近では、能登半島地震の発生を受け、危機管理委員会を令和 6(2024)年 1 月に開催している。ここでは改めて自然災害発生時の学園内の連絡体制の在り方等について協議を行った。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、経営の規律と誠実性の維持のために、建学の精神に則り、その社会的責務を認識し、社会の変化、要求に柔軟に対応し、使命・目的が常に実現できる組織として、今後も継続して改善に努めていく。本学が教育機関として、社会に対する使命とその目的を果たすとともに、教育の質を向上させるために、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、自己点検評価を適切に実施し、引き続き情報開示を積極的に推進して、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに社会の要請に応え、更に信頼される教育機関を目指していく。自然災害対応を含めリスク管理の必要性はますます増大しており、万一の体制の整備、具体的な運用、訓練等を通じて、様々な危機に対応できる仕組みを構築していく。

【資料 5-1-1】学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画

【資料 5-1-2】タグライン（ホームページ抜粋）

【資料 5-1-3】学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード

- 【資料 5-1-4】 令和 6(2024)年度事業計画書
- 【資料 5-1-5】 令和 6(2024)年度予算書
- 【資料 5-1-6】 学園ダッシュボード(令和 5(2023)年 12 月号、令和 6(2024)年 2 月号)
- 【資料 5-1-7】 令和 5(2023)年度事業報告書
- 【資料 5-1-8】 大阪青山学園人権委員会規程
- 【資料 5-1-9】 大阪青山学園ハラスメント調査委員会規程
- 【資料 5-1-10】 大阪青山学園におけるハラスメントに対する基本方針
- 【資料 5-1-11】 学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-12】 ハラスメントの相談と対応の流れ
- 【資料 5-1-13】 大阪青山大学情報セキュリティポリシー
- 【資料 5-1-14】 大阪青山大学情報セキュリティ規程
- 【資料 5-1-15】 大阪青山学園危機管理規程
- 【資料 5-1-16】 大阪青山大学危機管理委員会規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会に関する事項は、学校法人大阪青山学園寄附行為第 13 条に規定しており、学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード第 2 章学校法人運営の基本においても、理事会の役割等を定めている。理事会は、十分な意思決定のできる経験豊富な理事で構成され役割分担を行っており、8 月と 12 月を除き毎月開催している。理事会については年間開催日を年度当初に案内するなど、出席率を高める工夫をしている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

理事会の開催にあたっては、開催通知と共に議案に関する資料を同封の上事前送付し、外部理事のサポートを実施するとともに、欠席時の委任状の意思表示が明確にできるようにしている。理事会では毎回、各理事からの活発な意見や質問が見られている。

また、理事会に先立ち、常任理事会が開催され、「常任理事会規程」に基づき各部門より適切に議案が提出され、各種の議案を協議、審議している。理事会と常任理事会の関係は「学校法人大阪青山理事会業務委任規程」及び「理事会業務の委任基準」に基づき整理されており、円滑な業務運営のために適切な権限委譲が図られている。常任理事会で各種課題が確認されれば、関係委員会とも協力して解決の方策を審議し、課題の解決に努め、理事会に報告している。【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】【資料 5-2-6】

令和 5(2023)年度に開催された理事会では理事の欠席は極めて少なく、欠席理事からは、委任状の提出を適切に受けている。理事会では、「学校法人大阪青山理事会業務委任規程」第 2 条に定める決定事項について審議を行い、迅速な決定を行っている。適切に審議を行うために非常勤理事に対しては、学園の動向などの情報を可能な限り詳しく提供している。

理事の選任については、学校法人大阪青山学園寄附行為第6条に規定し、寄附行為に基づき適切に選考しており、定数も満たしている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会は、常任理事会による議案の整理や実質的な審議が行われており、機動的に意思決定を行う体制が出来上がっており、理事の職務分担も適切であり機能している。ただし、ガバナンス・コードに対する自己点検結果では、外部理事等への研修機会の提供などの残課題もあり、今後更にガバナンス体制を強化していく。

加えて、令和7(2025)年度に施行される私学法改正に向けた取組み、特に寄附行為の変更や、それに伴う各種運営体制、規程の変更を早急に進めていくことが求められるため、計画的に理事会、評議員会で審議し、ガバナンス体制の強化を進めていく。

【資料 5-2-1】 学校法人大阪青山学園寄附行為

【資料 5-2-2】 学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード

【資料 5-2-3】 理事担当職務一覧

【資料 5-2-4】 常任理事会規程

【資料 5-2-5】 学校法人大阪青山学園理事会業務委任規程

【資料 5-2-6】 理事会業務の委任基準

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学園全体の運営に係る事案は、常任理事会さらに必要に応じて理事会に付議を行うこととし、議案によっては評議員会に事前に意見を聴くなど、寄附行為に則って実施している。特に法人・大学間の意思疎通と連携は、常任理事会を中心に適切に実施されている。【資料 5-3-1】

理事長は、理事会及び常任理事会の議長となっており、理事会を運営し、リーダーシップを適切に発揮できる体制となっている。さらに、理事長、学長等が大学の諸問題について広く情報共有し、意見交換を実施することを目的として、正式な会議体ではないが「理事長学長懇談会」を原則毎月実施している。【資料 5-3-2】

教学に関しては、原則毎月開催される大学教授会にて議題に応じて意見を聴いた上で、学長が決定している。大学教授会開催の前には、大学運営推進会議において議案の事前確認とチェックを行い、重要議案の事前検討を実施している。大学運営推進会議の事務局である総務部は、各部門からの協議・報告事項を予め取りまとめを行い、適切に議案整理を実施している。【資料 5-3-3】

経営に関しては、理事長、事務局長、経営企画室長、総務部長により、原則週1回課題の発生や計画の進捗などを機動的に協議している。協議の中で具体的な方向性や指示が理事長から示されており、理事長のリーダーシップがタイムリーに発揮できる体制となっている。

教職員の意見や提案がくみ上げられる仕組みとしては、プロジェクトチームやワーキングなどの活動が上げられる。例えば、令和5(2023)年度に学園ホームページの見直し・リニューアルが実施されているが、担当部署が中心となって、学内にプロジェクトチームを立上げて、教職員の提案意見を幅広く取上げながら、外部の専門業者と連携して抜本的にデザインやコンテンツを見直した事例がある。【資料5-3-4】

また、教員情報や研究情報を積極的に開示していくための学内プロジェクトチームも並行して設置され、令和5(2023)年4月にはホームページプロジェクトと連携して情報発信を開始している。これらも教員の意見等を踏まえた取組みの一つである。

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学園の会議体である常任理事会、理事会、評議員会は、寄附行為等により適切に設置、運用されている。大学においても、大学運営推進会議、教授会が規程等に基づき設置、運用されており、法人との連携も図られており、全体としての内部統制環境は整備され機能している。【資料5-3-5】

本学園は、寄附行為第5条の2に基づき監事2人を置いている。監事の選任については、同第7条第1項の規定により適切に選任している。また、監事の職務については、同第7条第3項に規定し、法人の財産の状況や理事の業務執行状況の監査を行っている。具体的な監査内容は、別途「監事監査規程」を定めて、規程に則った監査が実施されている。【資料5-3-6】なお、監事については、大阪青山学園ガバナンス・コード第2章学校法人運営の基本においても定め、本コードに沿った取組みに注力している。

監事は、財務監査について公認会計士との意見交換を定期的に行い、財務状況を把握した上で、決算時に監事監査を実施し、理事会、評議員会に報告している。理事会は年間10回開催されており、監事は毎回出席し必要に応じ意見を述べ、理事会に対してのチェック機関としての役割を果たし、議事録署名人として毎回議事を確認している。加えて、監事監査については、年間監査計画に基づいて、毎月計画的に実施している。【資料5-3-7】監事より各種事案についての意見を受け、内容については、議事録を作成して学長、理事長に報告している。なお、監事のうち1人は、非常勤ながら月4回程度勤務しており、常勤理事との面談や各種会議への出席を通じてより深度ある監査に取り組んでいる。

本学の内部監査は経営企画室が実施している。令和5(2023)年度は、「学校法人大阪青山学園内部監査規程」「内部監査マニュアル」及び「令和5(2023)年度監査計画」に基づき、上期は「保育・教職支援室」へ、下期は「進路支援センター」への業務監査・会計監査を実施した。またテーマ監査として「情報開示体制に関する監査」を実施するとともに、科研費に関する内部監査も実施している。業務監査・会計監査さらにテーマ監査に関しては、監事さらに理事に対する報告を実施している。【資料5-3-8】【資料5-3-9】【資料5-3-10】また、内部監査実施後における被監査部署へのフォローも適切に実施している。

学校法人大阪青山学園寄附行為第 20 条により評議員会を設置し、令和 5(2023)年度は 5 回開催した。評議員の定数は 15 人以上 20 人以内（現在 17 人）で組織しており、理事長の招集に基づき評議員会を開催している。理事長は、同第 22 条で規定する諮問事項について、理事会に先立ち評議員会の意見を予め聴くことになっており、令和 5(2023)年度も該当審議事項等については適切に評議員会に付議されている。同第 23 条により、評議員会からも役員に対して意見具申・報告等を求めることができるよう規定されているため、評議員会の場で役員に対して意見を求めるケースも見られ、活発な意見が展開されている。

評議員の選任については、寄附行為第 24 条に規定されており、選任条項に基づき適切に選任している。評議員は幅広いステークホルダーから選任しており、法人及び大学教学部門に対するチェックの機能を果たしている。評議員の評議員会出席状況も良好であり、やむを得ない事情で欠席の場合であっても、当該評議員からは賛否の意思を表明した委任状の提出を受けている。なお評議員会の役割、評議員の選任についても学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード第 2 章学校法人運営の基本において定めており、これらに沿った運営に注力している。

【資料 5-3-1】 常任理事会規程

【資料 5-3-2】 大阪青山学園理事長学長懇談会実施要領

【資料 5-3-3】 大阪青山大学運営推進会議規程

【資料 5-3-4】 ホームページ改定に関する理事会報告資料

【資料 5-3-5】 大阪青山大学内部質保証体制図

【資料 5-3-6】 学校法人大阪青山学園監事監査規程

【資料 5-3-7】 令和 6(2024)年度監事監査計画

【資料 5-3-8】 学校法人大阪青山学園内部監査規程

【資料 5-3-9】 学校法人大阪青山学園内部監査マニュアル

【資料 5-3-10】 令和 6(2024)年度内部監査計画

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定において法人・大学間の意思疎通と連携は常任理事会を中心に適切に実施されている。また各管理運営機関の相互チェックの体制も整備している。監事は寄附行為に基づき適切に選出されており、監事としての役割を果たしている。今後は令和 7(2025)年度より施行される私学法改正に向けた取組み、特に寄附行為の変更に加え、それに伴う理事会、評議員会に関する運営体制の見直し、規程の制定・改正等を早急に進めていくことが求められるため、計画的に理事会、評議員会で審議し、ガバナンス体制の強化を進めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、第1次、第2次中期計画において、継続的に財務・運営の改善を目指してきた。令和2(2020)年度には、短期大学の募集停止を行うなど厳しい対応を余儀なくされたが、一方で、平成27(2015)年に新設した看護学科が完成年度に至り、また健康栄養学科においてはコース制を導入し、学園施設・設備の整備も計画的に実施した。こうした大学改革および業務運営の見直しを推進した結果、平成30(2018)年度決算において教育活動資金収支は大きく改善された。

令和2(2020)年度から検討を開始し、令和3(2021)年度にスタートした第3次中期計画では、初めて主要なKPI(Key Performance Indicator)指標を以下のとおり定めた。

「入学定員の確保」

入学定員充足率 100%、年間志願者数 30%増、幼稚園入園人数 100 人確保(単年度)

「学生・保護者満足度の向上」

学生満足度 80%以上、幼稚園保護者満足度 80%以上

「キャリア支援体制の充実」

管理栄養士国家試験合格率 90%以上、看護師国家試験・保健師国家試験合格率各 100%、保育士・教員採用試験合格率 100%、実就職率 95%

「財務内容の改善」

財務目標最終年度教育活動収支差額比率・経常収支差額比率各 3%、私学事業団経営判断指標 A3

これらの達成のために学内各部署において具体的なアクションプランを策定し、それらの進捗を図っている。またアクションプランについては半期毎に経営企画室が、各部門の進捗確認を実施し、取りまとめた結果を理事会等に報告することで、進捗管理を行っている。【資料 5-4-1】

しかしながら、第3次中期計画がスタートしてすぐコロナ禍で大学を取巻く環境が大きく変化し、主に「入学定員確保」の面で、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度において大きな乖離が生じることとなった。これを受けて、令和5(2023)年11月に理事会、評議員会の承認を受けて、財務計画の見直しと併せて、上記の「入学定員の確保」と「財務内容の改善」に係るKPIの見直し・下方修正を決定した。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

さらに、第3次中期計画の最終年度にあたる令和7(2025)年度末までの財務計画の裏付けとなる設備計画・システム投資計画を付議した。【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

以上の修正中期計画ならびに修正財務計画を基に、令和6(2024)年度の事業計画を策定し、年度予算を策定した。なお、毎月の収支状況は、総務部経理課より提示される試算表、予実管理表、資金繰表等により総務部長、事務局長（財務担当理事）、理事長のラインに報告され、予算管理を実施している。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の資産総額は、164億円となっており、このうちの純資産構成比率は96.7%、総負債比率は、3.3%と健全性が高く、大学の存続を維持する安定した財務基盤を保っている。

しかし、ここ数年はコロナ禍で学生数が減少したことを主因に、令和3(2021)年度～令和4(2022)年度の2年間で300百万円近い資金収支の赤字を計上することとなった。これに対しては、評議員会、理事会の承認を得て、重要文化財に指定されている稀観書等を文化庁などに売却することにより、学園の運営に支障が出ないように計画的に対応を進めてきたところである。その結果、令和5(2023)年度には、3年ぶりに資金収支が黒字に転換するに至った。令和6(2024)年度も、引続き稀観書売却資金の入金も見込まれ、借入金の圧縮も進むことから、学園全体で見てもキャッシュフローの改善が確実である。学生数も令和6(2024)年度入学生は、定員240人に対して230人程度を確保できており、介護福祉別科の収入、青山幼稚園の収入などの増加要因もあるため、教育活動収入の改善見通しも立ってきている。中期計画の最終年度は経常収支の赤字が僅かに残るものの、令和8(2026)年度からは単年度収支黒字化も視野に入っており、長年の課題であった収支バランスの確保が漸く実現される見通しとなっている。

【資料 5-4-1】学校法人大阪青山学園第3次中期計画

【資料 5-4-2】学校法人大阪青山学園第3次中期計画（修正 KPI）

【資料 5-4-3】修正財務計画

【資料 5-4-4】中期システム計画

【資料 5-4-5】中期設備計画

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の財政基盤の安定のためには学生確保は絶対であり、学園全体で定員確保に向けた募集活動をオープンキャンパスの充実・強化等により進めるとともに、大学独自の奨学金など、様々なニーズに対応して、安定確保に努めていく。

経費の圧縮及び人件費の見直し等も重要であり、公共料金等の高騰が顕著ななか、支出内容の見直しや、コスト交渉などを積極的に行い、経費の適正化を徹底的に進めていくことにより、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を図っていく。

外部資金の導入については、学内で申請促進のための研修会などを実施しているが、さらに科学研究費補助金及び受託研究費の獲得を積極的に進めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学園は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪青山学園経理規程」に則って会計処理をしている。【資料 5-5-1】実務上の判断が困難な事項については、公認会計士や必要に応じて日本私学振興・共済事業団の助言を受けるなど、適切に会計処理を行っている。

各部署の予算の執行にあたっては、部署ごとに予算管理者を定め執行管理を行っている。会計処理の結果は、「試算表及び資金収支月報」として財務担当理事を經由し理事長に報告されている。経費の支払いの実務においては、「楽楽精算システム」を活用するなどして、電子帳簿保存法など最新の法令への対応とともに、厳正化、効率化を進めている。

月次の監事監査の中で、予算の進捗状況を監事宛に総務部経理課長より報告している。資産運用については、「学校法人大阪青山学園資産運用規程」を定め、同規程に基づき適切に資産運用を実施している。【資料 5-5-2】また運用結果についても、規程に則って適時理事会に報告している。【資料 5-5-3】

なお、当初予算に計上がない場合や、決算見込みに大きな乖離を伴う各種案件については、各種規程の付議手続・ルールに基づき、常任理事会等で検討し、評議員会の意見を聴いて理事会に補正予算を付議し対応している。具体的には、令和 5(2023)年度予算については令和 6(2024)年 1 月に補正予算を編成し、さらに 3 月に入学者の動向等を考慮した二次補正予算を組むなど、適切な予算管理・財政管理を実施している。【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】なお、令和 6(2024)年度予算も令和 6(2024)年 3 月に評議員会での意見を聴取の上、理事会に付議し承認されている。【資料 5-5-6】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

毎月、会計士による会計監査を実施するとともに、監事による定期的な監査も実施している。内部監査部門による予算執行状況監査についても、例年複数部署に対して実施され、令和 5(2023)年度は定期監査の中で保育・教職支援室及び進路支援センターに対し実施され、その結果は監事に対して報告が行われている。【資料 5-5-7】また、監事と会計士とのディスカッションも毎年実施されており、令和 5(2023)年度は令和 6(2024)年 2 月に会計上の課題についての情報共有や課題是正に向けた対応について協議が実施されている。

会計士の監査実施記録や監事監査記録も作成されており、特に監事監査記録は理事長まで毎回報告されている。【資料 5-5-8】

令和 5(2023)年度決算に係る監査報告書については、事前に策定した決算スケジュールのもと令和 6(2024)年 5 月に理事会・評議員会宛に提出完了している。【資料 5-5-9】学内への周知も、全教職員に向け決算説明会という形で毎年実施している。

【資料 5-5-1】学校法人大阪青山学園経理規程

【資料 5-5-2】学校法人大阪青山学園資産運用規程

【資料 5-5-3】資産運用状況報告（理事会資料）

【資料 5-5-4】令和 5(2023)年度補正予算資料

【資料 5-5-5】令和 5(2023)年度第二次補正予算資料

【資料 5-5-6】令和 6(2024)年度予算書

【資料 5-5-7】令和 5(2023)年度予算執行状況監査結果

【資料 5-5-8】 令和 5(2023)年度監事監査記録（抜粋）

【資料 5-5-9】 令和 5(2023)年度決算監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度は資金収支が大幅に改善したが、今後も修正財務計画、予算方針、事業計画を考慮しつつ、収支バランスに配慮した予算編成を進めることにより、持続性のある安定した財務基盤の確立を目指していく。また、令和 7(2025)年度から義務化される会計監査人の設置、会計監査への対応についても遺漏なきよう進めていく。

【基準 5 の自己評価】

大阪青山学園は、教育基本法や学校教育基本法に則り、組織体制や諸規程を整備し、健全な運営を行っている。意思決定において、法人及び大学の各管理機関の意思疎通と連携も適切に行っている。

5年間のビジョンや行動指針を第3次中期計画に示し、全教職員に周知している。また、全学的な事業計画や予算を策定し、その実施状況や教育・財務情報をホームページで公開している。環境や人権への配慮、危機管理体制も整備し、理事会や大学運営推進会議などで適切な意思決定と連携を図っている。収支の安定化や大学入学定員充足のための施策も行っており、経費面や人件費の見直しも進められている。会計処理も適正であり、監査体制も整備されている。

以上のことから、本学は、基準 5 の要件を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証の組織的な取り組みは、学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。」と定め、目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価とその開示を表明している。

具体的には内部質保証に関する全学的な基本方針として「大阪青山大学内部質保証の基本方針」を定めている。【資料 6-1-1】そこでは、まず「内部質保証に関する基本的な考え方」としては内部質保証の構築と堅持が大学の社会的使命であり、三つのポリシーに基づく点検・評価・改善を恒常的に実施することが内部質保証の中心である旨を示している。

続いて「内部質保証の推進に責任を負う組織」として大学運営推進会議を定め、具体的な活動については自己点検評価委員会が担う旨を明確化しており、基本方針と合わせ「大阪青山大学内部質保証体制図」をホームページに公開している。また「大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制」も学内用に別途定めている。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

さらに「内部質保証に関する各組織の具体的な役割」として、大学運営推進会議と自己点検評価委員会のそれぞれの内部質保証に係る役割や学長、教授会、常任理事会への報告ルール等を定めるとともに、本学の自己点検評価が日本高等教育評価機構の定める認証評価基準項目に基づく活動である旨を示している。【資料 6-1-4】

自己点検評価委員会は、学長が指名する副学長を委員長とし、委員長が議長となり原則として毎月開催されている。委員会では「大阪青山大学自己点検評価委員会規程」第 2 条に定める審議事項に関する審議を行い、内部質保証に関する所管委員会として機能を発揮している。自己点検評価委員会の構成員は、副学長、各学部長、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長及び情報教育センター長に加え、各学科から選出された教員各 1 人、事務局長、経営企画室長、広報室長、その他委員長が必要と認めた者若干名とし、各部門、部署の連携が緊密に図れるよう委員会を運営している。また同委員会には委員長の他に副委員長を置き、総務部が事務局として運営をサポートしている。【資料 6-1-5】

「教育研究情報の適切な把握と活用」では、IR データ、アセスメント指標、学生アンケート結果等を活用していく旨を定め、「自己点検・評価結果の公表」として学内共有するとともにホームページで社会に積極的に公表する旨を定めている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価における前年度の課題や中期計画に係る部署別アクションプランの進捗課題を洗い出し、それらの改善に向けた取り組みを全関係部署が行いつつ、令和 6(2024)年度

自己点検評価書を作成している。「大阪青山大学内部質保証の基本方針」、「大阪青山大学内部質保証体制図」、「大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制」の整備は、前年度自己点検評価結果を受けて改めて取組んだものの一つであり、内部質保証に係る PDCA 活動も着実に改善されている。引続き基本方針に基づいた取組みを学長のリーダーシップの下、強化させていく。

令和 5(2023)年度に制定したアセスメント・ポリシーの検証と改善に向けた取組みへの注力も課題であり、各部署のデータ整理と分析、さらに IR 情報について、自己点検評価委員会が積極関与し、内部質保証への確かな提言を継続的に実施していく。

【資料 6-1-1】大阪青山大学内部質保証の基本方針

【資料 6-1-2】大阪青山大学内部質保証体制図

【資料 6-1-3】大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制

【資料 6-1-4】大阪青山大学運営推進会議規程

【資料 6-1-5】大阪青山大学自己点検評価委員会規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 29(2017)年に日本高等教育評価機構による認証評価（第二サイクル）を受審し適合認定を得た。その後、平成 31(2019)年からは自己点検評価活動の一環として自己点検評価書を作成している。令和 5(2023)年度においては、令和 4(2022)年度の活動について本委員会の構成員が中心となって各部署、各学科、各種委員会により自己点検を行い、そのエビデンスとして自己点検評価書を認証評価の基準項目に従って取りまとめている。前述の「大阪青山大学内部質保証体制図」と「大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制」に示す通り、実績報告・評価に加えて次年度の改善課題の洗い出しと次年度に向けた新たな取組み等を検討した上で、「大阪青山大学内部質保証の基本方針」に則り、規程通りの報告、審議を経て自己点検評価書を公表している。

令和 6(2024)年度も「大阪青山大学内部質保証の基本方針」に基づき、前年度に引続き、日本高等教育評価機構の認証評価における「基準」と「基準項目」に沿った形で自己点検評価を行い、令和 6(2024)年度自己点検評価書を作成し、ホームページに開示する予定としている。自己点検評価書の作成に当たっては、資料を基準項目ごとに添付することにより、判定の根拠となるエビデンスを明確化している。また必要に応じて図表等を加えるなど工夫している。

自己点検評価委員会の審議の結果は、大学運営推進会議・教授会に報告され、学長は必要に応じて各学科各部署に対し必要な指示を発する体制としている。一方、内部質保証を

支える各部署の活動に対しては、内部監査を学校法人大阪青山学園内部監査規程に基づき内部監査マニュアルに沿って実施しており、大学組織の価値を高める自主的な取組みを進めている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】

令和 5(2023)年度においては、内部質保証の自主的・自律的な自己点検に向けた新たな取組みとして以下を進めた。

○アセスメント・ポリシーの整備と公開

令和 5(2023)年 3 月に本学におけるアセスメント・ポリシーの基本的な考え方、評価指針および学生及び教学に関するアセスメントの実施及び検証・評価についてまとめるとともに、アセスメント項目について精査した。【資料 6-2-3】アセスメント・ポリシーを令和 5(2023)年 4 月 1 日に本学ホームページにおいて公開するとともに、学内外に必要な情報を提供することにより、教育研究活動の充実を図っていくこととしている。今後アセスメント項目については、それぞれの到達目標と達成に向けた計画を策定して、教育の質の改善・改革を行う予定であるが、令和 5(2023)年度はまず各指標項目の再確認と各部署におけるアセスメント状況を検証し、具体的な目標設定の可否、全体目標との整合性確認等を進めた。

○「学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程」の作成

情報公開に関する規程として、「学校法人大阪青山学園情報公開規程」が制定されていた（平成 20(2008)年 7 月 18 日）。本規程は情報公開に関して基本的な事項を定めたものであるが、財務情報を中心としているため、これを改めることとした。令和 4(2022)年 6 月に設置した『情報公開プロジェクト』において継続して検討を行い、現状に適応した「学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程」として、令和 5(2023)年 4 月 1 日に新たに制定している。【資料 6-2-4】本規程においては、財務情報以外の教員情報を加えることとし、本学が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めている。

このように学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る公開と社会的説明責任を果たしていくための学内ルールを整備している。

○教職課程の自己点検・評価

教育職員免許法施行規則の改正により、令和 4(2022)年度から教職課程自己点検評価の実施が義務化された。これに伴い、教職課程運営委員会において自己点検を実施し、令和 4(2022)年度教職課程自己点検評価報告書を作成した。【資料 6-2-5】本学においては、建学の精神に則り、その使命・目的を果たすための教職課程を配し、「小学校教諭一種課程」「幼稚園教諭一種課程」においては「教育と福祉の連携・結合」、「栄養教諭一種課程」においては「人間栄養学の実践指導者」を教育課程の目的とし、教育現場における今日的な課題に対応できる教員養成に努めている。また、「学生の確保・育成」「キャリア支援」「教職カリキュラム」「教職従事者卒後支援」「地域連携」の取組みについては、一定の成果を上げており、教育課程の充実・改善に関する不断の見直しを行っている。これらの結果についても報告書にまとめ、全国私立大学教職課程協会へ提出し、本学ホームページに公開している。

なお、教職課程自己点検評価については隔年実施としているが、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に該当する箇所については、教職課程運営委員会において、毎年度見直

し作成し大学ホームページにて公開している。

○保育・教育研修会の実施

令和4(2022)年度より、教員免許状更新講習に代わる新たな取組みとして、教職課程運営委員会主催による「保育・教育研修会」を実施している。これは現代社会における保育・教育上の諸課題への認識を高め、保育・教育職従事者としての指導力向上を図ることを趣旨とし、卒業生及び本学との包括連携協定市（箕面市、池田市、川西市）在職者を対象に研修会を実施している。令和5(2023)年度は「保育・教育をめぐる社会的諸課題」をテーマとし、8月5日・6日に実施した。講師は、本学子ども教育学科と健康栄養学科教員及び子どもの権利擁護を中心とした School Lawyer（外部講師）が務め、「食物アレルギー」「いじめ問題」「集団づくり」「子どもの虐待」「発達障害」「運動あそび」の計6つを実施した。在学生からの参加申込みもあり、実施後の評価は非常に高く、今後の継続開催が期待されている。令和6(2024)年度については、前年度の学びに継続性を持たせつつ、新たなプログラムを加え、7月26日・27日に実施する予定である。【資料6-2-6】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価における客観的データの活用については、日本高等教育評価機構によって示されている「エビデンス集」の各項目に沿ったデータ作成、蓄積を実施している。また、令和3(2021)年度からは「経営企画室」がIR活動を推進する体制を整え、大学・附属幼稚園それぞれの運営において把握できる種々のデータを収集・集積して、分析するための体制が強化された。具体的には経営企画室では、大学各部署で保有しているデータ・情報の調査を実施し、IR活動に資するデータ・情報のピックアップと分析・報告を行っている。

令和6(2024)年度もIR事務マニュアルに基づき、IR方針等をホームページに開示している。【資料6-2-7】【資料6-2-8】【資料6-2-9】

具体的なIR活動としては、「退学者状況分析」「国家試験（管理栄養士・看護師）合格状況分析」「令和5(2023)年度入学者状況調査・分析」「健康栄養学科卒業生に関する基本データ分析」「就職先アンケート分析」「卒業生アンケート分析」「令和5(2023)年度授業アンケート分析」「アセスメント・ポリシー関連データ調査」等があり、これらは必要に応じ大学運営推進会議・常任理事会等に内容を報告するとともに、学内で共有化し、一部はホームページに開示している。【資料6-2-10】また、「学園ダッシュボード」を定期的に作成し、学園IRに係る主要指標を経営企画室より大学運営推進会議、常任理事会さらに理事会において報告している。【資料6-2-11】

令和5(2023)年度は第3次中期計画の進捗報告のほかに、第3次中期計画のKPIと財務計画の見直し、並びに設備計画・システム計画の追加設定を11月開催の評議員会さらに理事会に付議の上実施した。なお第3次中期計画の修正内容及び変更理由は、ホームページにて情報開示している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

学内外への公表体制は整備されており、今後は分かり易さを備えた大学情報を開示するなど、開示方法の工夫を一層進めていく。経営企画室による調査、データ分析結果に基づいた教学マネジメント体制の一層の充実を図り、全学的な内部質保証の取組みを推進する。

調査データの学内共有も始めているが、大学運営推進会議、自己点検評価委員会と連携し、各学部、学科の教育改革の実行に反映させていく。

- 【資料 6-2-1】 学校法人大阪青山学園内部監査規程
- 【資料 6-2-2】 学校法人大阪青山学園内部監査マニュアル
- 【資料 6-2-3】 大阪青山大学アセスメント・ポリシー
- 【資料 6-2-4】 学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程
- 【資料 6-2-5】 令和 4(2022)年度教職課程自己点検評価報告書
- 【資料 6-2-6】 令和 6(2024)年度大阪青山大学教職課程運営委員会主催「保育・教育研修会」募集要項
- 【資料 6-2-7】 学校法人大阪青山学園 Institutional Research 規程
- 【資料 6-2-8】 学校法人大阪青山学園 IR 事務マニュアル
- 【資料 6-2-9】 令和 6(2024)年度 IR 方針
- 【資料 6-2-10】 (IR)進捗管理表
- 【資料 6-2-11】 令和 5(2023)年度学園ダッシュボード

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、令和 3(2021)年度より 5ヶ年計画で策定した第 3 次中期計画期間の中で、子ども教育学科の学部化に続き、令和 6(2024)年度の看護学科の学部化により、3 学部 3 学科体制となり、三つのポリシーについても検討を重ね、必要な報告・審議を経て見直しを実施した。さらに前年度の自己点検評価結果を踏まえて、令和 5(2023)年度に「大阪青山大学内部質保証の基本方針」「大阪青山大学内部質保証体制図」「大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制」を整備し、これらに基づいた内部質保証活動を展開している。また内部質保証については、小規模大学であるため、学部、学科別ではなく、大学全体で PDCA サイクルを回していくことを前提に組織体制を構築している。特に現中期計画期間は、全学部共通となる共通教育部の役割強化や学部及び学科横断的な取組みが内部質保証に貢献するものと考えており、大学全体で一体となった内部質保証に向けた取組み強化を進めている。

ディプロマ・ポリシーに係る質保証では、各学科ともその専門性より国家試験合格を大きな指標としており、中期計画「キャリア支援体制の充実」に係る KPI 指標として、管理栄養士合格率 90%、看護師・保健師合格率 100%、保育士・教員採用試験合格率 100% を目標に掲げている。本指標の達成状況を毎年、大学運営推進会議さらに常任理事会で

検証するとともに、状況改善に向けた対策の立案さらにそれらの進捗を報告する体制を整備して、学科だけでなく大学全体の課題として教育改善に取り組んでいる。【資料 6-3-1】

アドミッション・ポリシーに係る質保証では、令和 5(2023)年度全入学者を対象として新生アンケートを実施し、その中で「建学の精神」および「アドミッション・ポリシー」の認識調査を行い、85%以上が認識しているとの回答を得ている。【資料 6-3-2】

また、大学経営全般の課題としては、学生数の減少に対する取り組み強化があり、入試委員会、入試部で対応を図るだけでなく、大学運営推進会議や常任理事会に改善策を提示し実行するため、大学 IR を担当業務とする経営企画室によるサポートが行われている。令和 5(2023)年度入学者数、令和 6(2024)年度入学者数は、回復傾向を示しているものの、看護学科を除けば入学定員数には至らなかった。中期計画期間中の達成のために、新生アンケートの調査・分析に基づき、中期計画上の KPI に掲げる「志願者数拡大」目標を見直し、さらに「オープンキャンパス参加者数拡大」を追加目標に掲げるなどの取り組みを理事会等に付議の上、展開している。

カリキュラム・ポリシーに係る質保証については、各学部・学科ともに資格取得を基本的には目指しているため、ディプロマ・ポリシーと連動するカリキュラムや教育プログラム等であるかがポイントとなっており、各学科に加えて教務部も内容を点検している。また、教育プログラムに関する法令等の変更に基づく見直しや、関係省庁からの指導に基づき変更対応等は、各学科が中心となって適切に対応している。また教職員の能力アップに向けた取り組みは、FD 推進委員会や SD 推進委員会が中心となって取り組んでおり、令和 5(2023)年度も各種の研修会を開催した。【資料 6-3-3】令和 5(2023)年度は特に、長年の課題であったティーチング・ポートフォリオを整備し、1 月には FD 研修会を実施するなど大学による教員の授業改善に向けた取り組み支援を進めている。【資料 6-3-4】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・ポリシーを策定し公開しているが、アセスメント項目の定期的なチェックと適切な PDCA の取り組みについては、今後の課題であり、必要に応じて項目の追加・見直しも弾力的に実施していく。自己点検評価委員会においてのアセスメント・ポリシーの運営管理方法等も今後の実施状況を踏まえて整備していく。

【資料 6-3-1】 学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画の主要目標 KPI と進捗状況について

【資料 6-3-2】 新生アンケートの結果分析について

【資料 6-3-3】 令和 5(2023)年度 FD・SD 研修会実施状況

【資料 6-3-4】 ティーチング・ポートフォリオ作成実施要項

【基準6の自己評価】

本学では、内部質保証に関する基本方針を「大阪青山大学内部質保証の基本方針」で定め、また責任体制を同基本方針と「大阪青山大学内部質保証体制図」において定め、これらを広く学内に周知するとともにホームページにおいても公開している。また学部ごと、学科ごとに定める三つのポリシーを起点とした教育の質保証をそれぞれの単位で取り組むとともに、それぞれの結果・状況についての報告も大学運営推進会議さらには教授会にて行われている。中長期的な質保証に関する課題については、KPIを立てて大学全体の課題として管理するとともに、改善策についての審議を大学運営推進会議、さらには理事会等で行うなど内部質保証の実効性を高める取り組みも適切に展開されている。

また、IR情報が適切に経営に伝達される仕組みも「学園ダッシュボード」等により整備されている。IR組織は経営企画室として独立して機能しており、他大学とのIRに関する専門的な意見交換なども行われている。

これらの全体活動は、自己点検評価委員会において毎年進捗管理され、日本高等教育評価機構の定める基準項目、さらに中期計画に掲げる目標項目、さらに令和6(2024)年度からはアセスメント項目に照らした評価を行った上で、自己点検評価報告書をまとめるなど、自立・自主的な内部質保証体制が整備され、それらにより全体の改革が進められている。さらに内部監査体制も整備しており、内部質保証を支える各部署の活動についての内部監査が実施され、それらは監事、さらには理事会に適切に報告されている。

以上のことから、本学は、基準6の要件を満たしていると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 様々な活動を通じた教育・研究資源の提供

A-1-① 市町村や団体との連携活動

A-1-② 公開講座の提供等による地域住民への貢献

A-1-③ 高大連携取組みによる相互の教育の充実と発展

A-1-④ SDGs 推進活動の取組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 市町村や団体との連携活動

「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に基づき、本学では近隣の4市（箕面市、池田市、川西市、豊中市）と包括連携協定を締結し、各種連携活動を通じて地域住民や行政等に本学の教育資産を還元している。同時にそれらの活動は、学生の能動的な学びの場としても機能しており、教育分野における専門的知識の修得だけではなく、豊かな人間性の育成に繋がっている。

1. 各種委員への就任による連携

包括協定を締結した近隣4市以外においても本学教員が市あるいは団体より、各種委員への就任を委嘱されている。【資料 A-1-1】

本学教員が持つ専門性を地域社会へ還元し、貢献する活動を行っている。

2. 箕面市との連携

平成17(2005)年11月に包括連携協定を締結した箕面市とは、教育や子育て支援、まちづくり等の分野で連携活動を行っている。令和4(2022)年2月には箕面市教育委員会と「保育・幼児教育の質の向上に係る連携協力に関する協定書」を締結した。これにより本学教員による箕面市内の幼児教員への講習会がスタートし、箕面市及び箕面市教育委員会の進める、幼児教育に関わる人材（教員や指導者など）の育成に協力している。

本学女子ソフトボール部は、箕面市消防団の員「学生消防隊 MATOY（マトイ）」として消防団のPR活動を行っている。年始には消防出初式への参加、春と秋には全国火災予防運動の啓発として箕面駅前で声掛け運動を行うなど、地域の防災活動へ協力している。【資料 A-1-2】同時に、クラブ活動の地域移行を進める箕面市教育委員会の依頼により、近隣の中学校の生徒に対してソフトボールの指導も行っている。これらの活動を行いながらも、令和5(2023)年8月には全国大学女子ソフトボール選手権大会（インカレ）に出場するなどし、令和5(2023)年12月には箕面市より市長表彰を、令和6(2024)年2月には箕面市・箕面市教育委員会より、青少年健全育成推進功績功労者表彰として「ささゆり褒章」を受賞した。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

3. 川西市との連携

本学北摂キャンパスが所在する川西市とは、平成20(2008)年4月に包括連携協定を締結

している。令和 4(2022)年までは地元名産品、特産品を使用した商品開発を行い、実店舗にて販売を行っていた。現在は川西市が推進する食育計画に沿って、健康栄養学科の学生が開発したレシピを市の広報誌やホームページに掲載、また食育カレンダーの作成協力を行うなど、食を中心とした連携活動を行っている。【資料 A-1-5】これらの活動を主導する教員は「川西市健康づくり推進協議会」の委員に就任している。

本学北摂キャンパスは、地域住民に対して開かれた教育施設であることを推進している。令和 4(2022)年に開始した「大阪青山大学 お城桜まつり」は 3 回目を迎え、地域住民との繋がりをより一層深める企画として根付きつつある。これは、北摂キャンパスに植樹している桜を地域住民が観覧できるよう、「桜まつり」と称した花見企画を行うものである。グラウンドでは学生、地域住民による模擬店やステージでの演奏、博物館においては所蔵品の展示と主任学芸員による展示解説、体育館においては子ども向け企画として教員による「走り方講座」や職員による手作りゲームコーナー等を実施した。開催にあたっては、5 団体にわたる地域のコミュニティや自治会等と協力し、まさに本学と地域住民が一体となった企画である。令和 5(2023)年 3 月に実施した際には過去最高となる約 4,300 人の来場者を迎えることができた。【資料 A-1-6】

また、北摂キャンパスは運動施設の開放を行っている。体育館やテニスコート、グラウンドについて授業等の空き時間に使用できる体制を取っている。令和 5(2023)年度においては、近隣の高校のクラブ活動あるいは個人での利用等で 428 件の施設利用があった。

大阪青山歴史文学博物館は通常時は休館中ではあるが、イベント時には開館している。例えば、地域の中学校による社会見学受入れや公開講座の実施、先に述べた「桜まつり」等のイベント時には多くの観覧者が訪れており、本学の所蔵品や地域の歴史等について主任学芸員が解説を行っている。【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】

4. 池田市との連携

池田市と本学は平成 20(2008)年 2 月に包括連携協定を締結している。池田市とは現在、食を中心とした連携活動を行っている。池田市健康増進課は、市民に対して離乳食講習を開催している。新型コロナウイルス感染症流行時に、回数と参加人数に制限があり、実際に受講できる人はわずかしかない状況であった。本学健康栄養学科の教員と学生が市の講習会の内容をもとにした動画を配信して、多くの市民に受講してもらえるようにすることを提案し、市と協議しながら動画作成を行った。これらの動画は、新型コロナウイルス感染症終息後も本学ホームページにおいても掲載し、閲覧可能な状態としている。【資料 A-1-9】

池田市ではかつて酒造りが盛んで、現在も有名な地酒があることから、健康栄養学科の学生が酒粕を使った約 20 件のメニューを提案し、池田市のホームページで市民向けに紹介された。【資料 A-1-10】

5. 豊中市との連携

豊中市と本学は令和 6(2024)年 1 月 31 日に新たに包括連携協定を締結した。栄養、保育、看護などの分野で連携し、地域の課題解決に向けた取組みを推進することで一致している。2 月には産官学連携の取組みとして「親子でつくる料理講座」の企画を実施した。豊中市中央公民館と大阪ガスネットワークと本学の連携活動であり、にんじん入りチーズハンバーグとカレー風味のツナ入りポテトサラダの作り方動画を撮影してオンデマンド配

信を行っている。【資料 A-1-11】

6. 本学と近隣3市にまたがる共通の連携活動

各市個別での連携活動については上記の通りであるが、子ども教育学部子ども教育学科において令和4(2022)年度に開催された本学と3市合同の連携活動及び同窓生へのリカレント教育を目的とした学科主催の研修会「大阪青山大学からはじめる学び合い」について、令和5(2023)年度は、参加者の意見を踏まえつつ内容を発展させ、「栄養教諭一種課程」を含め「保育・教育をめぐる社会的諸課題」をテーマに、「保育・教育研修会」(大阪青山大学教職課程運営委員会主催)と名称・主催を変更して開催した。これは、保育・教育関係職に従事する本学卒業生、包括連携協定市(箕面市、川西市、池田市)の保育・教育施設に勤務する方、一般の保育・教育職に従事している方を対象とし、現在の教育上の諸課題の認識を高め、指導力向上を図る研修を提供することを趣旨とするものである。なお、令和5(2023)年度の「保育・教育研修会」は、文部科学省・凸版印刷「『職』の魅力向上と人材確保の好循環を生み出すモデル創出事業」のうち「幼児教育の魅力を再発信する事業」に関する補助金を基に実施した。令和6(2024)年度においては新たに包括協定を締結した豊中市にも範囲を広げて実施する予定である。【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

7. プロスポーツチームとの連携を通じた活動

学びを活かして地域に貢献する活動の一環として、本学園ではプロサッカーチームのガンバ大阪とオフィシャルパートナー契約を締結している。研究グループによる選手の栄養・食生活調査や身体調査に始まり、ホームゲーム(吹田市)開催時のイベントブース出店などの活動を行っている。令和5(2023)年度の具体的活動については以下の通りである。

実施日	企画名	内容
8月19日	開発商品「バターチキンカレー」の販売(弁当・レトルト)	「1日に必要な野菜が摂れる」をコンセプトに、カレーを開発し販売
11月11日	開発商品「バターチキンカレー」の販売	
11月11日	サポーターの体力測定	健康栄養学科の教員と学生が、ガンバ大阪のサポーターの「握力」「ジャンプ力」「ヘモグロビン」等の測定を行い、データを収集
6月16日 1月16日	青山幼稚園にてサッカー教室開催	ガンバ大阪コーチ陣によるサッカー教室を同幼稚園園庭で実施

令和4(2022)年度にパートナーシップ契約を締結したサントリーサンバーズ(Vリーグ所属の男子バレーボールチーム)のホームゲーム会場で、健康栄養学科の教員と学生が来場者に対しジャンプ力や握力といった運動能力測定、ヘモグロビンの測定を行った。両組織の価値の向上並びに教学活動、チーム活動を通じたイメージ向上等を実現することを目的に、今後も様々な連携活動を展開していく。

- 【資料 A-1-1】 本学教員による各種委員への就任状況一覧表
- 【資料 A-1-2】 女子ソフトボール部活動状況
- 【資料 A-1-3】 女子ソフトボール部市長表彰
- 【資料 A-1-4】 女子ソフトボール部ささゆり褒章受賞
- 【資料 A-1-5】 川西市ホームページ「大人もこどもも食と育つ」
- 【資料 A-1-6】 第3回お城桜まつりチラシ
- 【資料 A-1-7】 川西市立中学校の社会見学受入れ紹介
- 【資料 A-1-8】 第3回お城桜まつり実施報告
- 【資料 A-1-9】 健康栄養学科ホームページ動画掲載
- 【資料 A-1-10】 池田市との連携「酒粕レシピ」紹介
- 【資料 A-1-11】 豊中市中央公民館オンデマンド講座紹介
- 【資料 A-1-12】 令和5(2023)年度「保育・教育研修会」募集要領
- 【資料 A-1-13】 令和5(2023)年度「保育・教育研修会」参加者アンケート集計

A-1-② 公開講座の提供等による地域住民への貢献

本学の教育・研究活動を地域社会に還元するとともに、地域のニーズを掘り起こすことで地域と共に発展することを目的として様々な公開講座を実施している。

1. 公開講座（本学と外部団体等が連携して実施）【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】

連携先	講座名
東急不動産（みのおキューズモール）	親子で楽しいクッキング
大阪府 HNS ネット（大阪府教育委員会）	東洋医学を生活の一部に
箕面市ヒューマンプラザ	親子で元気っず体操

2. 公開講座（外部団体等からの依頼により講師派遣協力）【資料 A-1-16】

出講先	講座名
箕面市メイプル文化財団「箕面市シニア塾」	シニアのための栄養講座
箕面市教育委員会	食物アレルギー研修
池田市教育委員会「女性のまなび舎」	「健康的な食生活を過ごすための栄養学」講座
川西市教育委員会「生涯学習講座」	文学歴史講座 東洋医学講座

3. 公開講座（本学が主体となって実施する講座「大阪青山塾 社会人教養講座」）

令和4(2022)年度に開始した「大阪青山塾 社会人教養講座」は、大阪青山学園創立55周年の特別企画として開始し、従来の単発型の公開講座より更に深い学びの場を提供することとして令和5(2023)年度に亘り実施した。各講座を3～5回の連続講座として開講し、令和4(2022)年度には9講座で延べ81人、令和5(2023)年度には12講座で延べ87人の参

加があった。参加者の受講後アンケートからは90%以上の高評価(満足度5段階中4以上)を得ることができたが、受講者数が想定していたよりも少なく不開講となった講座もあったため、令和6(2024)年度開講に向けた見直しを進めている。【資料A-1-17】

4. 公開シンポジウムの実施

本学教員の研究成果を地域一般の方々へ公開する場として、公開シンポジウムを実施した。令和5(2023)年3月に第1回「大阪青山大学とは」をテーマに、本学の現状と展望に加え、最近の教育研究に関する成果の一端を紹介した。令和6(2024)年2月には第2回として「健康～元気で長生きするために～」をテーマに、本学教員が各々の研究分野の視点から地域住民に親しみやすい内容を講演した。これらは地域との新たな連携や既存の連携活動を更に活性化することを目的としている。【資料A-1-18】

【資料A-1-14】公開講座(連携講座)親子で楽しいクッキング実施一覧

【資料A-1-15】公開講座(連携講座)大阪府HSNネット公開講座フェスタチラシ

【資料A-1-16】講師派遣協力に係るチラシ、依頼書等

【資料A-1-17】公開講座(大阪青山塾 社会人教養講座)実施一覧

【資料A-1-18】第2回公開シンポジウムチラシ

A-1-③ 高大連携取組みによる相互の教育の充実と発展

学生を高校から大学へ円滑に移行させるための高大連携事業として、本学では高大連携室が中心となり、各種連携事業を行っている。事業内容としては、教員が高校に出向き講義を行う出張講義、高校生が本学に来て模擬授業体験等を行う学校見学会、その他の各種の体験プログラムである。これらの活動を通じて本学の有する教育資源の提供を行っている。令和5(2023)年度に実施した活動は以下の通りである。

1. 連携協定の締結

高等学校と本学が、相互の教育に係る交流、連携を通じて高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の接続活性化を図るために協定を締結している。令和4(2022)年11月から3校と協定を結んだ。

- ・令和4(2022)年11月 京都両洋高校
- ・令和5(2023)年1月 大阪府立箕面東高校
- ・令和5(2023)年7月 大阪府立渋谷高校

2. 本学「学校見学会」の実施

本学では高等学校を対象に「学校見学会」を実施している。本学の概要説明、施設・設備等のキャンパス内見学、模擬授業体験等であり、その具体的内容はそれぞれの高等学校の要望に応じて実施している。令和5(2023)年度は延べ4校を受入れ105人が参加した。

3. 教員「出張講義」の実施

栄養、看護、保育・教育といった分野においての専門的知識を有する本学教員が高等学校からの求めに応じ、直接高等学校へ出向いて講義を実施している。専門的知識を広く、わかりやすく提供することで、これらの分野への興味関心を高めることを目的としており、令和5(2023)年度は10校、23件の出張講義を実施した。

4. 「大学生体験」の実施

高校生が本学の授業に参加し、学生とともに授業を受け、大学生を体験する企画である。健康栄養学科「コース特別活動（フードマネジメントコース）」（5月13日、6月3日）、子ども教育学科「保育内容・音楽表現」（7月8日）、看護学科「ボランティア活動論」（7月20日、夏季休暇中）の授業を提供した。

5. 連携校文化祭への出展

連携校である箕面東高校から、文化祭でのブース出展の依頼があり、健康栄養学科が中心となって教員2人、学生7人が訪問した。フードモデルの展示、学生による栄養相談、ヘモグロビン測定、学科ゼミ生開発のレトルトカレーの販売などを行った。高校生、保護者、高校教員の方に本学を知ってもらうよい機会となった。

A-1-④ SDGs 推進活動の取組み

本学は、創立者が「教育の充実」というコンセプトを掲げ、1967(昭和42)年に本学の前身となる学校法人大阪青山女子短期大学（幼児教育科・家政科）からなる学校法人を設立した。以来、建学の精神のもと、倫理性と創造性をもって社会の一員として役立つこと、またグローバルな視点をもって地域社会に貢献できる人材を育成することを教育目標として掲げている。食と栄養、保育・教育、看護、福祉などの分野を専門的に研究・教育する本学においては、研究資産を社会へ還元することがまさに SDGs の考え方そのものに繋がるものである。令和4(2022)年4月には更なる活動の推進を行うべく「地域連携・SDGs 推進センター」を設置した。

また、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択されたSDGsの17の目標と169のターゲットをより身近なものとして捉え、我々自身が地域社会に貢献できることを学内で共有するために独自の分類表を設定して活動している。【資料 A-1-19】

各学科や部署等における主な取組みは以下の通りである。

1. 健康栄養学科でのSDGs推進活動

温暖化・乱獲・海洋汚染により「2048年問題」と言われる、海から魚が捕れなくなる予測に対しての研究として、プラントベースフードの開発を行っている。カツオやイワシなどの動物性素材を一切使用せずにうどん出汁を開発し、民間企業とともに商品化を進めている。令和6(2024)年3月に箕面市で実施されたSDGs推進イベントである『箕面 EXP0in ウェルビーみのお〜大阪・関西万博への道〜』へ参加し、この課題と取組みを地域社会へ知らしめた。（「持続可能な社会を見据えた代替食品の開発」SDGs 目標番号⑬⑭⑰に該当）

【資料 A-1-20】

2. 子ども教育学科でのSDGs推進活動

子ども教育学部子ども教育学科独自の専門性を活かした地域貢献活動として、令和5(2023)年12月に箕面市立メイプルホール大ホールにて、第2回定期演奏会を実施した（後援：箕面市・箕面市教育委員会、箕面市メイプル文化財団）。演奏会は在学生の学修成果の発表の場であると同時に、教職員によるピアノや歌の演奏、楽曲や作曲家等の歴史的背景を解説するなどし、来場者にとっては憩いの場となっただけではなく、本学が目指す音楽教育の一端を知る機会となり、また知識を得ることができたものであった。（「音楽を通じた文化的価値活動の実施」SDGs 目標番号④に該当）【資料 A-1-21】【資料 A-1-22】

なお、この定期演奏会は、文部科学省・凸版印刷『『職』の魅力向上と人材確保の好循環を生み出すモデル創出事業』のうち「幼児教育の魅力を再発信する事業」に関する補助金を基に実施した。

3. 看護学科での SDGs 推進活動

令和 5(2023)年 7 月、本学の在宅看護学実習施設（箕面市）より、大阪府訪問看護実践事業における地域看護活動の一環である人生会議＝ACP(アドバンス・ケア・プランニング、以下、ACP と略す)の研修会運営スタッフ（ボランティア活動）の機会をいただき参加した（後援：箕面市（協力：箕面市立病院）協力：サントリーサンバーズ）。最後まで自分らしく生きるために、自身が大切にしていることや希望、どのような医療ケアを求めたいのか、信頼できる人々等と繰り返し人生の最終段階について話し合う ACP 実施へのサポートを通じて、本学学生と多くの参加者間で様々な世代間交流がなされた。（「地域看護活動の一環としてのボランティア活動」SDGs 目標番号③④⑩⑪⑯⑰に該当）【資料 A-1-23】

4. クラブ活動での SDGs 推進活動

大学指定強化クラブである女子ソフトボール部は、毎週一回、箕面駅近辺で清掃活動を自発的に行うボランティア活動を 10 年以上に亘り実施している。（「ボランティアによる地域環境美化への貢献」SDGs 目標番号⑩に該当）また、前述したとおり箕面市学生消防隊の活動等も含め、これらの活動が公益財団法人ソロプチミスト日本財団から評価され、令和 4(2022)年 11 月には学生ボランティア賞を受賞した。【資料 A-1-24】

5. 大学事務局での SDGs 推進活動

環境改善効果を有する事業に限定して資金を調達するために大阪市が発行した債券であるグリーンボンドに対し、令和 5(2023)年 2 月に投資した。関西エリアにおける社会や環境との共生、より一層の教育の充実化の観点から本債券をはじめとした ESG 領域における協力を推進する。（「投資を通じた環境保全への貢献」SDGs 目標番号⑧⑩⑫⑬⑰に該当）【資料 A-1-25】

【資料 A-1-19】 地域連携活動と SDGs 取組みの対応表

【資料 A-1-20】 箕面 EXPO 出店報告

【資料 A-1-21】 大阪青山大学子ども教育学部主催「第 2 回定期演奏会」パンフレット

【資料 A-1-22】 大阪青山大学子ども教育学部主催「第 2 回定期演奏会」参加者アンケート集計

【資料 A-1-23】 「人生会議＝ACP」研修会参加報告

【資料 A-1-24】 ソロプチミスト受賞ホームページ・写真

【資料 A-1-25】 大阪市グリーンボンドへの投資について

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は公開講座や学生・教員による地域活動、さらに自治体等からの依頼・要請に応えた催し参画など、様々な地域貢献活動を展開している。令和 4(2022)年 4 月には、経営企画室地域連携課から発展的に改組した「地域連携・SDGs 推進センター」を発足させ、本学の教育研究資源の地域還元をさらに推進することとした。「輝く未来へ繋がる教育」と制定しているタグラインが示すとおり、学生が専門的分野またはそれ以外の分野においても

様々な経験を積み、社会貢献できる人材となるべく後押しできる環境作りに取り組んでいく。

現状の主な課題は、本学が主体となって実施している公開講座により多くの方々に参加いただくことである。地域連携・SDGs推進センターを中心に、地域住民のニーズに対応した講座内容の設定や、より気軽に学びやすい環境作りについて見直しており、また高大連携活動については、更に連携協定を締結する高校を増やし、専門的職業人を目指す学生がシームレスに大学生活を送ることができるような方策を、高校教員とともにさらに検討を重ねていく。SDGs推進取組みについては、本学が既に実施している各種の取組みについて、広報の在り方を見直してより地域から頼られる研究拠点であることを周知する検討を重ねており、令和6(2024)年度から大学ホームページの構成を見直す計画である。

【基準Aの自己評価】

建学の精神の中で、本学の使命は「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」ことであると定めている。上記に述べた通り、地域行政、スポーツチームをはじめ、民間企業、高等学校等と様々な連携活動を行っている。また、地域住民の方々に対する知の還元手段として、公開講座や公開シンポジウム、定期演奏会、大学施設の開放や周辺自治体との合同企画を行う等、地域に根差す小規模大学として、独自性のある地域貢献活動や地域住民に対する本学保有の教育・研究資源提供は、十分に実現できている。

以上のことから、本学は、基準Aの要件を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

○箕面市における地域高齢者の栄養ケアと健康サポートプロジェクト

本プロジェクトは、本学と近接し、教員の交流も深い大阪大学から、文部科学省の Society 5.0 実現化研究拠点支援事業として展開している「iLDi プロジェクト・高齢者の健康見守りサービス」における本学の健康栄養学と看護学の分野での参画要請を受け、取組みを進めているものである。本学では、フレイルサイクルにおける低栄養の重要性に着目し、地域住民向けの栄養セルフチェックシステムを新たに構築し提供する予定としている。また箕面船場ヘルスケア総合センター（仮称）において、ロボット、AI、IT 技術を駆使して、高齢者が健康増進・介護予防に取り組むことを支援していく計画である。更に、このプロジェクトにおいては、健康・栄養相談会を実施し、学外実習の場としても当該相談会を活用することで高齢者の状況をより実践的に学ぶ機会が提供されることから、Society 5.0 の社会で活躍する管理栄養士や保健師、看護師の育成に資すると考えている。本プロジェクトは、本学がメインキャンパスを置く箕面市との地域連携としての意義も大きいですが、大学間の教育研究連携の基盤となることも期待されている。

○学生による図書館蔵書の充実（「選書ツアー」の開催）

大阪青山大学図書館が主催する「選書ツアー」は、学生による図書館蔵書の充実を図るための本学独自の取組みである。コロナ禍以降、令和 4(2022)年までは Web 上での実施としていたが、令和 5(2023)年には 4 年ぶりに従来の対面現地開催（於 紀伊國屋書店グランフロント大阪店）とすることができた。実施日は 8 月 4 日で、8 人の学生が参加し、71 冊を選書、そのうち既所蔵、重複を除いた 46 冊の購入・受入れが行われた。当日は書店側からポップの書き方の指導も受け、図鑑や一般書など、通常は図書館の司書スタッフが選ばないような書籍も選ばれた。なお、Web 実施のメリットについて意見もあることから、より効果的な「選書ツアー」実施に向けた計画を立案していく予定である。

○女子ソフトボール部の地域活動

大阪青山大学の女子ソフトボール部は、学修と地域活動の両立を目指し、地域連携を重視している。消防署や警察署、地域ボランティアとの協力関係を築き、週 1 回の清掃活動や各種ボランティア活動を通じて地域社会に貢献している。特に、大学消防団としての 10 年間の取組みが評価され、何度も市長表彰等を受けるなど、日々の活動が地域社会に認知されている。さらに、指定強化クラブとしての活動だけでなく、小学校や中学校、高等学校との連携を図り、ソフトボール教室の開催や大会終了後のボランティア活動などを積極的に行っている。これらの活動を通じて、学生は地域社会に貢献し、社会的責任を果たすことを学んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条に学部を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 7 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 37 条に編入学を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。(早期卒業制度なし)	3-1
第 90 条	○	学則第 31 条に入学資格等を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 61 条に教授会、事務組織等職員組織を定め、学園組織規程第 3 条で学長、教授等の必要な教職員と組織を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 61 条に教授会を定め、学園組織規程第 13 条で学部に教授会を置くことを定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 54 条に学位の授与を定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし。(本学以外の学生を対象とした特別の課程なし)	3-1
第 108 条	—	該当なし。(短期大学の設置なし)	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検及び評価を定めている。また、その結果及び認証評価結果については、大学ホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 4 条及び学園情報の公開及び開示に関する規程第 3 条に教育研究活動の公表を定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 61 条に事務組織等職員組織を定め、学園組織規程第 3 条に事務職員及び技術職員を定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 37 条に高等専門学校卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 37 条に専修学校の専門課程修了者の編入学を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 7 条に修業年限、第 5 章に学年、学期及び休業日、 学則第 6 条に部科及び課程の組織、 学則第 4 章に教育課程、学則第 26 条に授業日時数、 学則第 53 条に学習の評価、学則第 54 条に課程修了の認定、 学則第 9 条に収容定員、学則第 61 条に職員組織、 学則第 6 章に入学、退学、転学、休学、学則第 7 章に卒業、 学則第 8 章に授業料、入学料その他の費用徴収、 学則第 9 章に賞罰に関する事項を定めている。	3-1 3-2

大阪青山大学

		寄宿舎に関する事項は該当なし。	
第 24 条	○	指導要録に準じ成績原簿、学籍簿等を作成し管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 60 条に懲戒を定め、学生懲戒規程で懲戒の手続きを含む詳細を定めている。	4-1
第 28 条	○	大学で備えるべき表簿を各部署で作成し、文書取扱規程に基づき適切に管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。(教授会の代議員会等なし)	4-1
第 146 条	—	該当なし。(修業年限の通算制度なし)	3-1
第 147 条	—	該当なし。(早期卒業制度なし)	3-1
第 148 条	—	該当なし。(特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部なし)	3-1
第 149 条	—	該当なし。(早期卒業制度なし)	3-1
第 150 条	○	学則第 31 条に、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。(飛び入学制度なし)	2-1
第 152 条	—	該当なし。(飛び入学制度なし)	2-1
第 153 条	—	該当なし。(飛び入学制度なし)	2-1
第 154 条	—	該当なし。(飛び入学制度なし)	2-1
第 161 条	○	学則第 37 条に短期大学卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし。(外国の教育課程に位置付けられた教育施設に在学する者の転学制度なし)	2-1
第 163 条	○	学則第 27 条に学年の始期及び終期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学生又は科目等履修生の請求に応じて単位取得証明書又は成績証明書を交付している。	3-1
第 164 条	—	該当なし。(本学学生以外の者を対象とした特別の課程なし)	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体及び各学部・学科ごとに三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を策定し、学生便覧及び大学ホームページに公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検評価委員会規程に自己点検及び評価について定め、体制を整えて実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、条項に定められた項目を踏まえて、大学ホームページに公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 54 条に学位の授与を定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 37 条に高等専門学校卒業者の編入学を定めている。	2-1

大阪青山大学

第 186 条	○	学則第 37 条に専修学校専門課程卒業者の編入学を定めている。	2-1
---------	---	---------------------------------	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準と認識して、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定め、第 6 条に学部・学科ごとの人材養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜は、学則第 34 条、入学選抜規程及び入試委員会規程の定めにより、アドミッション・ポリシーに則して、公正かつ妥当な方法により適切な体制で行っている。	2-1
第 3 条	○	学部は学則第 6 条に定め、教育研究上適当な規模を有しており、教育研究実施組織及び教員数等を備えている。	1-2
第 4 条	○	学科は第 6 条に定め、それぞれの専攻分野の教育研究上の必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。(学科に代わる課程なし)	1-2
第 6 条	—	該当なし。(学部以外の教育研究上の基本組織なし)	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究実施組織については、学則第 61 条及び学園組織規程に教職員組織並びに責任体制について定め、教育研究上の目的を達成するため、教職員が大学及び学部・学科における教育研究活動等の運営及び学生支援を組織的かつ効果的に行うことができる協働・連携体制を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育課程上主要な授業科目は、原則として基幹教員が担当することとし、主要科目以外も可能な限り基幹教員が担当している。 また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目は、一部を除き、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。(授業を担当しない教員の配置なし)	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	基幹教員数は、学部の種類と規模に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める機関教員数を合計した数以上を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	FD 推進委員会及び SD 推進委員会を設置し、教員と事務職員の能力・資質を向上させる研修等を組織的かつ継続的に実施している。	3-2 3-3 4-2

大阪青山大学

			4-3
第 12 条	○	学長選考任免規程を定め、第 2 条に学長の要件を定めている。	4-1
第 13 条	○	教育職員資格審査規程を定め、第 4 条に教授の要件を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教育職員資格審査規程を定め、第 5 条に准教授の要件を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員資格審査規程を定め、第 6 条に講師の要件を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員資格審査規程を定め、第 7 条に助教の要件を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員資格審査規程を定め、第 8 条に助手の要件を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 9 条に学科ごとに収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 10 条に教育課程の編成方針、また学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。(他大学等との連携開設科目なし)	3-2
第 20 条	○	学則第 10 条に教育課程の編成方法を定め、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に区分して各学年に担当している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 26 条に一年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業については、毎年度学年暦を策定し、各学期 15 週の授業時間数を確保している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮した適正人数で授業を実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 12 条に授業方法を定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全ての授業科目について、授業方法、内容、一年間の授業計画、成績評価基準等を示すシラバスを作成し、学内システムで学生に明示し、大学ホームページに公表している。卒業認定基準は学則第 54 条に定め、「学生便覧」で学生に明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし。(昼夜開講制なし)	3-2
第 27 条	○	学則第 47 条～第 53 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 12 条に履修科目の登録の上限を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。(他大学等との連携開設科目なし)	3-1
第 28 条	○	学則第 14 条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び単位認定を定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 15 条に大学以外の教育施設等における学修及び単位認定を定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 16 条に入学前の既修得単位等の認定を定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。(長期履修制度なし)	3-2

大阪青山大学

第 31 条	○	学則第 62 条に科目等履修生を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 54 条に卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし。(授業時間制をとる学科なし)	3-1
第 34 条	○	学生の休息、交流スペースを設け、教育にふさわしい環境を備えている。	2-5
第 35 条	○	北摂キャンパスに運動場、体育館を設置している。	2-5
第 36 条	○	校舎には組織及び規模に応じた適切な施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地は大学設置基準の要件を満たした面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎は大学設置基準の要件を満たした面積を有している。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料を備えた図書館を設置し、専門的職員を配置して運用している。	2-5
第 39 条	○	教員養成に関する学部を置き、幼稚園を置いている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。(薬学に関する学部なし)	2-5
第 40 条	○	指定規則等関係法令、クラス編成等を勘案し、必要な種類及び数の機械・器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	箕面、北摂キャンパスともに必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を予算化し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	該当なし。(学部等連携課程実施基本組織なし)	3-2
第 42 条	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。(専門職学科の設置なし)	2-5
第 43 条	—	該当なし。(共同教育課程の設置なし)	3-2
第 44 条	—	該当なし。(共同教育課程の設置なし)	3-1
第 45 条	—	該当なし。(共同学科の設置なし)	3-1
第 46 条	—	該当なし。(共同学科の設置なし)	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。(共同学科の設置なし)	2-5
第 48 条	—	該当なし。(共同学科の設置なし)	2-5

大阪青山大学

第 49 条	—	該当なし。(共同学科の設置なし)	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。(工学に関する学部の設置なし)	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。(工学に関する学部の設置なし)	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。(工学に関する学部の設置なし)	4-2
第 58 条	—	該当なし。(外国に学部、学科その他の組織の設置なし)	1-2
第 59 条	—	該当なし。(学校教育法第 103 条に該当する大学ではない)	2-5
第 61 条	—	該当なし。(新たな大学等の設置、又は薬学を履修する課程の設置なし)	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 54 条に学士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条に専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。(共同教育課程の編成なし)	3-1
第 13 条	○	学則第 54 条及び学位規程に学位に関する事項を処理するための必要な事項を定め、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法人運営の基盤強化と大学の教育の質の向上を図るため中期計画を策定し、年次事業計画の進捗及び達成状況の自己点検・評価を行い改善を図っている。また、事業報告書等を大学ホームページで公表し、その運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たり、理事、監事、評議員、職員その他の本法人関係者に対し、特別の利益は与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条に寄附行為の備置き及び閲覧を定めるとともに、大学ホームページで公表している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員の数及び理事長について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、民法上規定されている委任の本旨に従い運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 13 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に役員職務等について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に役員を選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に監事の兼職禁止を定めている。	5-2

大阪青山大学

第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の特任について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条に評議員会の諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任は、私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の特任責任は、私立学校法に則ることとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、寄附行為第 11 条、第 12 条に責任の免除及び責任限定契約について定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条、学校法人大阪青山学園経理規程第 52 条に評議員会に対する決算時等の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条に役員報酬等の支給について定め、「役員及び評議員の報酬等の支給の基準」及び「役員退職金支給規程」を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 40 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条に情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1

大阪青山大学

第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2
第 7 条	—		1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	—		2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	—		3-2 4-2
第 9 条の 3	—		3-2 3-3 4-2 4-3

大阪青山大学

第 10 条	—		2-1
第 11 条	—		3-2
第 12 条	—		2-2 3-2
第 13 条	—		2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	—		3-1
第 15 条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	—		2-5
第 20 条	—		2-5
第 21 条	—		2-5
第 22 条	—		2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	—		2-5 4-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1

大阪青山大学

第34条	—		2-5
第34条の2	—		3-2
第34条の3	—		4-2
第42条	—		2-3
第43条	—		2-4
第45条	—		1-2
第46条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		1-2
第3条	—		3-1
第4条	—		3-2 4-2
第5条	—		3-2 4-2
第5条の2	—		3-2 3-3 4-2
第6条	—		3-2
第6条の2	—		3-2
第6条の3	—		3-2
第7条	—		2-5
第8条	—		2-2 3-2
第9条	—		2-2 3-2
第10条	—		3-1
第11条	—		3-2
第12条	—		3-1
第13条	—		3-1
第14条	—		3-1
第15条	—		3-1
第16条	—		3-1
第17条	—		1-2

大阪青山大学

			2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1
第 12 条	—		3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守	遵守状況の説明	該当

大阪青山大学

	状況		基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		2-5
第10条	—		2-5
第11条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人大阪青山学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	大阪青山大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 6(2024)年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 6(2024)年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	

大阪青山大学

	令和 6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5(2023)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ (OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 裏表紙)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	大阪青山学園規程集 (PDF ファイル)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿 理事会、評議員会開催状況 (令和 5(2023)年度)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	計算書類 (平成 31 年度～令和 5 年度) 監事監査報告書 (平成 31 年度～令和 5 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	履修規程、シラバス (PDF データ)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	アドミッション・ポリシー 健康科学部・健康栄養学科 子ども教育学部・子ども教育学科 看護学部・看護学科 カリキュラム・ポリシー 健康科学部・健康栄養学科 子ども教育学部・子ども教育学科 看護学部・看護学科 ディプロマ・ポリシー 健康科学部・健康栄養学科 子ども教育学部・子ども教育学科 看護学部・看護学科	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	令和 4 年度大阪青山大学子ども教育学部子ども教育学科設置に係る設置計画履行状況報告書・附帯事項に対する履行状況等	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	大阪青山大学認証評価結果に対する改善報告書 (平成 30 年 7 月 23 日)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大阪青山大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	令和 6(2024)年度学生便覧 P3	
【資料 1-1-3】	使命・目的及び教育目標 (大阪青山大学公式ホームページ) (URL) https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/spirit/	
【資料 1-1-4】	大阪青山大学地域連携・SDGs 推進センター規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	3つのポリシー (大阪青山大学公式ホームページ) (URL) https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/policy/	
【資料 1-2-2】	大学ポートレート (URL) https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529001000.html	
【資料 1-2-3】	学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画	
【資料 1-2-4】	OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P65、66	
【資料 1-2-5】	令和 6(2024)年度学生便覧 P8～13	
【資料 1-2-6】	令和 7(2025)年度学生募集要項 P1	
【資料 1-2-7】	大阪青山学園組織規程	
【資料 1-2-8】	大阪青山学園組織図	
【資料 1-2-9】	大阪青山大学園事務分掌規程	
【資料 1-2-10】	大阪青山大学アセスメント・ポリシー	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	令和 6(2024)年度学生募集要項 P1	
【資料 2-1-2】	OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P65	
【資料 2-1-3】	大阪青山大学入試委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大阪青山大学リテラシーサポートセンター運営規程	
【資料 2-2-2】	大阪青山大学リテラシーサポートセンター学生アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-3】	大阪青山大学障がい学生支援規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職の現状(令和 6(2024)年 3 月 31 日)	
【資料 2-3-2】	学内セミナー一覧	
【資料 2-3-3】	就活塾要綱チラシ	
【資料 2-3-4】	夏休み特別セミナー	
【資料 2-3-5】	他大学合同グループディスカッション	
【資料 2-3-6】	企業公開グループディスカッション	
【資料 2-3-7】	学内企業説明会一覧	
【資料 2-3-8】	本学学生専用企業オープンカンパニー	
【資料 2-3-9】	オンライン環境整備	
【資料 2-3-10】	公務員対策講座	
【資料 2-3-11】	キャリアタス UC 概要・利用状況	
【資料 2-3-12】	アンケート実施内容と分析	
2-4. 学生サービス		

大阪青山大学

【資料 2-4-1】	大阪青山学園事務分掌規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 2-4-2】	大阪青山大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-3】	大阪青山大学奨学金制度一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 6(2024)年度学生便覧 P18：箕面キャンパスマップ	
【資料 2-5-2】	令和 6(2024)年度学生便覧 P118：4号館平面図	
【資料 2-5-3】	学校法人大阪青山学園学校施設耐震化状況（ホームページ掲載分）	
【資料 2-5-4】	学校法人大阪青山学園施設等管理規程	
【資料 2-5-5】	学生向け AOYAMA Wi-Fi 接続方法	
【資料 2-5-6】	大阪青山大学情報セキュリティポリシー	
【資料 2-5-7】	大阪青山大学情報セキュリティ規程	
【資料 2-5-8】	生成 AI について（教職員の皆さんへ）	
【資料 2-5-9】	生成 AI について（学生の皆さんへ）	
【資料 2-5-10】	図書館だより「青山さんの本棚」2023 年 4 月号～2024 年 2 月号	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	大阪青山大学 FD 推進委員会規程	
【資料 2-6-2】	2022 年度リテラシーサポートセンター活動集	
【資料 2-6-3】	令和 5(2023)年度学生生活・意識実態調査集計報告書	
【資料 2-6-4】	令和 5(2023)年度保健室報告書	
【資料 2-6-5】	令和 5(2023)年度学生相談室活動総括	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大阪青山大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	令和 6(2024)年度学生便覧 P7、8、10、12：ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-3】	OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2024 P66	
【資料 3-1-4】	令和 6(2024)年度シラバス作成要領	
【資料 3-1-5】	大阪青山大学履修規程	
【資料 3-1-6】	令和 6(2024)年度学生便覧 P41、42：履修要件	
【資料 3-1-7】	令和 6(2024)年度学生便覧 P41：健康栄養学科 進級基準	
【資料 3-1-8】	令和 6(2024)年度学生便覧 P42：子ども教育学科 警告書	
【資料 3-1-9】	令和 6(2024)年度学生便覧 P42：看護学科 進級基準	
【資料 3-1-10】	令和 6(2024)年度学生便覧 P27：卒業認定基準	
【資料 3-1-11】	大学コンソーシアム大阪・単位互換制度 (PDF 資料、2024 年版)	
【資料 3-1-12】	子ども教育学科 警告文様式	
【資料 3-1-13】	大阪青山大学学位規程	
【資料 3-1-14】	大阪青山大学 GPA に関する規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 6(2024)年度学生便覧 P7、9、11、13：カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	令和 6(2024)年度学生便覧 P8、10、12：ディプロマ・ポリシー中項目一覧	
【資料 3-2-3】	令和 6(2024)年度学生便覧 P48、49、62～69、84：カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-4】	大阪青山大学共通教育部規程	
【資料 3-2-5】	eラーニング「アオドリ」管理者画面	

大阪青山大学

【資料 3-2-6】	授業アンケート結果	
【資料 3-2-7】	FD 研修会資料	
【資料 3-2-8】	令和 6(2024)年度シラバス作成要領	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 5(2023)年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 6(2024)年度学生便覧 P40 : GPA について	
【資料 3-3-2】	大阪青山大学アセスメント・ポリシー	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 3-3-3】	授業アンケート結果	【資料 3-2-6】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪青山学園組織規程	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-1-2】	大阪青山大学運営推進会議規程	
【資料 4-1-3】	大阪青山大学企画運営ミーティング実施要領	
【資料 4-1-4】	大阪青山大学副学長選考規程	
【資料 4-1-5】	健康科学部教授会規程、子ども教育学部教授会規程、看護学部教授会規程	
【資料 4-1-6】	大阪青山学園事務分掌規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-7】	大阪青山学園組織図	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-8】	大阪青山大学教務委員会規程	
【資料 4-1-9】	令和 6(2024)年度大阪青山大学各種委員会	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大阪青山大学教育職員人事規程	
【資料 4-2-2】	大阪青山大学教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-3】	大学教員の採用及び資格審査に関する申し合わせ事項	
【資料 4-2-4】	教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規	
【資料 4-2-5】	大阪青山大学教員評価実施規程	
【資料 4-2-6】	大阪青山大学教員評価実施要項	
【資料 4-2-7】	大阪青山大学 FD 推進委員会規程	【資料 2-6-1】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	大阪青山大学 SD 推進委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 5(2023)年度 SD 研修会実施一覧	
【資料 4-3-3】	令和 5(2023)年度外部機関実施研修受講状況	
【資料 4-3-4】	大阪青山大学職員人事評価実施規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 6(2024)年度学生便覧 P114 : 本館平面図	
【資料 4-4-2】	大阪青山大学研究室利用要領	
【資料 4-4-3】	大阪青山大学研究推進規程	
【資料 4-4-4】	大阪青山大学教員個人研究費規程	
【資料 4-4-5】	大阪青山大学研究倫理指針	
【資料 4-4-6】	卒業研究に係る研究倫理指針	
【資料 4-4-7】	公的研究費等の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-8】	大阪青山大学共同研究応募要項	
【資料 4-4-9】	大阪青山大学スタートアップ研究応募要項	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-1-2】	タグライン（ホームページ抜粋）	
【資料 5-1-3】	学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	令和 6(2024)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-5】	令和 6(2024)年度予算書	
【資料 5-1-6】	学園ダッシュボード(令和 5(2023)年 12 月号、令和 6(2024)年 2 月号)	
【資料 5-1-7】	令和 5(2023)年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-8】	大阪青山学園人権委員会規程	
【資料 5-1-9】	大阪青山学園ハラスメント調査委員会規程	
【資料 5-1-10】	大阪青山学園におけるハラスメントに対する基本方針	
【資料 5-1-11】	学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-12】	ハラスメントの相談と対応の流れ	
【資料 5-1-13】	大阪青山大学情報セキュリティポリシー	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 5-1-14】	大阪青山大学情報セキュリティ規程	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 5-1-15】	大阪青山学園危機管理規程	
【資料 5-1-16】	大阪青山大学危機管理委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人大阪青山学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人大阪青山学園ガバナンス・コード	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-2-3】	理事担当職務一覧	
【資料 5-2-4】	常任理事会規程	
【資料 5-2-5】	学校法人大阪青山学園理事会業務委任規程	
【資料 5-2-6】	理事会業務の委任基準	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	常任理事会規程	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-2】	大阪青山学園理事長学長懇談会実施要領	
【資料 5-3-3】	大阪青山大学運営推進会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-4】	ホームページ改定に関する理事会報告資料	
【資料 5-3-5】	大阪青山大学内部質保証体制図	
【資料 5-3-6】	学校法人大阪青山学園監事監査規程	
【資料 5-3-7】	令和 6(2024)年度監事監査計画	
【資料 5-3-8】	学校法人大阪青山学園内部監査規程	
【資料 5-3-9】	学校法人大阪青山学園内部監査マニュアル	
【資料 5-3-10】	令和 6(2024)年度内部監査計画	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画（修正 KPI）	
【資料 5-4-3】	修正財務計画	
【資料 5-4-4】	中期システム計画	
【資料 5-4-5】	中期設備計画	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人大阪青山学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人大阪青山学園資産運用規程	

大阪青山大学

【資料 5-5-3】	資産運用状況報告（理事会資料）	
【資料 5-5-4】	令和 5(2023)年度補正予算資料	
【資料 5-5-5】	令和 5(2023)年度第二次補正予算資料	
【資料 5-5-6】	令和 6(2024)年度予算書	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-5-7】	令和 5(2023)年度予算執行状況監査結果	
【資料 5-5-8】	令和 5(2023)年度監事監査記録（抜粋）	
【資料 5-5-9】	令和 5(2023)年度決算監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪青山大学内部質保証の基本方針	
【資料 6-1-2】	大阪青山大学内部質保証体制図	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 6-1-3】	大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制	
【資料 6-1-4】	大阪青山大学運営推進会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 6-1-5】	大阪青山大学自己点検評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学校法人大阪青山学園内部監査規程	【資料 5-3-8】と同じ
【資料 6-2-2】	学校法人大阪青山学園内部監査マニュアル	【資料 5-3-9】と同じ
【資料 6-2-3】	大阪青山大学アセスメント・ポリシー	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 6-2-4】	学校法人大阪青山学園情報の公開及び開示に関する規程	
【資料 6-2-5】	令和 4(2022)年度教職課程自己点検評価報告書	
【資料 6-2-6】	令和 6(2024)年度大阪青山大学教職課程運営委員会主催「保育・教育研修会」募集要項	
【資料 6-2-7】	学校法人大阪青山学園 Institutional Research 規程	
【資料 6-2-8】	学校法人大阪青山学園 IR 事務マニュアル	
【資料 6-2-9】	令和 6(2024)年度 IR 方針	
【資料 6-2-10】	(IR)進捗管理表	
【資料 6-2-11】	令和 5(2023)年度学園ダッシュボード	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画の主要目標 KPI と進捗状況について	
【資料 6-3-2】	新入生アンケートの結果分析について	
【資料 6-3-3】	令和 5(2023)年度 FD・SD 研修会実施状況	
【資料 6-3-4】	ティーチング・ポートフォリオ作成実施要項	

基準 A. 地域連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 様々な活動を通じた教育・研究資源の提供		
【資料 A-1-1】	本学教員による各種委員への就任状況一覧表	
【資料 A-1-2】	女子ソフトボール部活動状況	
【資料 A-1-3】	女子ソフトボール部市長表彰	
【資料 A-1-4】	女子ソフトボール部ささゆり褒章受賞	
【資料 A-1-5】	川西市ホームページ「大人もこどもも食と育つ」	
【資料 A-1-6】	第 3 回お城桜まつりチラシ	
【資料 A-1-7】	川西市立中学校の社会見学受入れ紹介	
【資料 A-1-8】	第 3 回お城桜まつり実施報告	
【資料 A-1-9】	健康栄養学科ホームページ動画掲載	

大阪青山大学

【資料 A-1-10】	池田市との連携「酒粕レシピ」紹介	
【資料 A-1-11】	豊中市中央公民館オンデマンド講座紹介	
【資料 A-1-12】	令和 5(2023)年度「保育・教育研修会」募集要領	
【資料 A-1-13】	令和 5(2023)年度「保育・教育研修会」参加者アンケート集計	
【資料 A-1-14】	公開講座（連携講座）親子で楽しいクッキング実施一覧	
【資料 A-1-15】	公開講座（連携講座）大阪府 HSN ネット公開講座フェスタチラシ	
【資料 A-1-16】	講師派遣協力に係るチラシ、依頼書等	
【資料 A-1-17】	公開講座（大阪青山塾 社会人教養講座）実施一覧	
【資料 A-1-18】	第 2 回公開シンポジウムチラシ	
【資料 A-1-19】	地域連携活動と SDGs 取組の対応表	
【資料 A-1-20】	箕面 EXPO 出店報告	
【資料 A-1-21】	大阪青山大学子ども教育学部主催「第 2 回定期演奏会」パンフレット	
【資料 A-1-22】	大阪青山大学子ども教育学部主催「第 2 回定期演奏会」参加者アンケート集計	
【資料 A-1-23】	「人生会議=ACP」研修会参加報告	
【資料 A-1-24】	ソロプチミスト受賞ホームページ・写真	
【資料 A-1-25】	大阪市グリーンボンドへの投資について	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。